

令和 2 年
年 次 報 告 書

衆議院情報監視審査会

本報告書は、衆議院情報監視審査会規程（平成 26 年 6 月 13 日議決）第 22 条第 1 項の規定に基づき、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、議長に提出するものである。

なお、本報告書の対象期間は、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までである。

報告書の記載に当たり、当審査会は、原則非公開で、種々の保護措置を講じた上で調査を行っていること等を考慮し、政府の不開示情報については記載しないとともに、若干の表現上の工夫を加えている。

また、〔不開示情報〕と記載した部分は、当審査会の調査において政府から開示を受けているものの、表現上の工夫を加えても情報の不開示に抵触するおそれがあるため、不記載とするものである。

はじめに

令和元年12月に特定秘密保護法の施行から5年という節目を迎え、令和2年には同法を統一的に運用するための基準の見直しが行われました。

これらの点を踏まえ、当審査会では、施行後5年を迎えた同法の意義や運用基準の見直し項目の具体的内容などを中心として、活発な議論が行われました。

そして例年同様、公表できるものは公表するとの方針の下、こうした審査会の活動について、分かりやすい記述に努め、本報告書を取りまとめました。

昨年来、新型コロナウイルス感染症の世界的な広がりにより、社会生活が激変しました。3度にわたる感染症緊急事態宣言が発令されたほか、2020年東京オリンピック・パラリンピックが延期されるなど、感染症まん延の防止と社会機能維持のための措置が何よりも重要視されました。

当審査会においては、例年どおりの活動を進めることが困難な場面もありましたが、感染症拡大防止に留意し対策を講じながら、慎重に調査活動を進めてまいりました。

そうしたことから、本報告書の対象期間を例年より長い、令和3年3月末までとしたところです。

昨年10月の会長就任以来、これまでの経過と成果を踏まえつつ、審査会の活動がより有意義なものとなるよう取り組んでまいりました。本報告書によって、特定秘密保護制度の運用の常時監視という当審査会の活動についてご理解いただき、引き続き国民の皆様から信頼されるよう努めてまいる所存であります。



衆議院情報監視審査会

会長

松野博一

— 目 次 —

はじめに

第 1 調査及び審査の経過

1 情報監視審査会について	2
2 調査及び審査の経過	5
(1) 調査	5
(2) 審査	5
(3) 審査会の活動経過	5
3 調査の手法	8
(1) 調査対象	8
(2) 調査方法	8
(3) 資料提出及び資料要求	9
《表 1-1》指定行政機関等に対する要求資料一覧	9
《表 1-2》情報保全監察室に対する要求資料一覧	11

第 2 調査の概要

1 制度全般	14
(1) 国会報告の概要	14
《表 2-1》特定秘密の指定状況と該当分野（令和元年 12 月 31 日時点）	16
《表 2-2》令和元年 12 月 31 日時点の各行政機関の特定秘密指定件数	17
(2) 内閣官房（内閣情報調査室）及び独立公文書管理監	23
《表 2-3》特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準の一部変更について（概要）	25
2 令和元年「政府に対する意見」（審査会意見）への政府の対応状況	33
《表 2-4-1》令和元年中に廃棄された保存期間 1 年未満の特定秘密文書件数（改正ガイドラインの類型）	38
《表 2-4-2》令和元年中に廃棄された保存期間 1 年未満の特定秘密文書件数（平成 29 年提出資料の類型）	39
《表 2-5》行政文書不存在（令和元年末時点）の特定秘密の現状（行政機関別）	42
3 特定秘密の指定・解除	44
指定行政機関からの説明聴取及び質疑	44
ア 国家安全保障会議	44
イ ① 内閣官房（国家安全保障局）	48
イ ② 内閣官房（事態対処・危機管理担当）	49
イ ③ 内閣官房（内閣情報調査室）	50
ウ 警察庁	54
エ 総務省	57
オ 法務省	59
カ 出入国在留管理庁	60
キ 公安調査庁	61
ク ① 外務省（大臣官房）	62

クー② 外務省（国際情報統括官組織）	64
クー③ 外務省（総合外交政策局）	65
クー④ 外務省（アジア大洋州局）	66
クー⑤ 外務省（北米局）	70
クー⑥ 外務省（欧州局）	76
クー⑦ 外務省（領事局）	77
ケ 経済産業省	81
コ 海上保安庁	82
サー① 防衛省（防衛政策局）	85
サー② 防衛省（大臣官房）	89
サー③ 防衛省（整備計画局）	90
サー④ 防衛省（統合幕僚監部）	92
シ 防衛装備庁	93
4 適性評価	96
（1）政府参考人（内閣情報調査室）からの報告聴取	96
《表 2-6》適性評価の実施状況（平成 31 年 1 月 1 日～令和元年 12 月 31 日）	96
《表 2-7》指定行政機関、特定秘密が記録された行政文書の保有状況及び適性評価実施件数 対比表（令和元年）	97
（2）関係行政機関からの説明概要及び質疑	98

第 3 政府に対する意見（調査結果）

1 政府に対する意見	104
2 政府に対する意見の理由及び背景	106

参考資料

I 関係法規	113
II 特定秘密の保護に関する法律のポイント（内閣官房資料）	127
III 国会報告の概要（令和 2 年 6 月 16 日閣議決定）	128
IV 各行政機関における特定秘密の指定状況一覧表（令和 2 年 12 月末現在）（内閣官房資料）	130
V 独立公文書管理監報告のポイント（令和 2 年 6 月 19 日）	133
VI 令和元年中に指定が解除された特定秘密一覧	134
VII 提示を受けた特定秘密一覧	135
VIII これまでの主な審査会意見と政府の対応状況	136
IX 会長及び委員一覧	154
X 参考人一覧	156
XI 活動経過一覧表	157

凡 例

本報告書で使用する略称等の意味は、以下のとおりである。

(略称等は、50 音順に記載)

略 称 等	概 要
運用基準	「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」(平成 26 年 10 月 14 日閣議決定、令和 2 年 6 月 16 日最終改正) 〔巻末 参考資料Ⅰ (5)〕
ガイドライン	「行政文書の管理に関するガイドライン」(平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定)。公文書管理法に基づき、政府が各省庁に文書の取扱いについて示す指針。
行政文書ファイル	行政機関における能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する行政文書(保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)を一の集合物にまとめたもの。
行政文書ファイル管理簿	行政機関における行政文書ファイル等の管理を適切に行うために、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項を記載した帳簿。
行政文書ファイル等	行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書。
公文書監察室	内閣府公文書監察室。「公文書管理の適正の確保のための取組について」(平成 30 年 7 月 20 日行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議)において、独立公文書管理監を局長級に格上げし、各府省における行政文書の管理状況について常時監視するなどの一般の行政文書のチェック機能を追加することとされたことにあわせ、平成 30 年 9 月 3 日、同管理監の下に設置された。
公文書管理課	内閣府大臣官房公文書管理課。公文書管理法の適正かつ円滑な運用を推進している。
公文書管理法	「公文書等の管理に関する法律」(平成 21 年法律第 66 号)
国会報告	「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」。政府は特定秘密保護法第 19 条の規定に基づき、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施状況について、毎年 1 回、有識者の意見を付して国会に報告するものとされている。 〔巻末 参考資料Ⅲ〕

略 称 等	概 要
指定管理簿	特定秘密指定管理簿。個々の特定秘密について、施行令第4条第1号から第5号までに掲げる事項、指定の整理番号及び当該指定に係る特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職を一覧できるように記載し、又は記録するものとされている。(運用基準Ⅱ3(5)) 当審査会は、令和元年12月31日時点において行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめた「特定秘密指定管理簿綴り」の提出を受けている。 なお、特定秘密指定管理簿綴りには、整理上、行政機関名、識別番号及びページ番号が便宜的に加えられている。 識別番号の略称は、以下の行政機関を示している。 安＝国家安全保障会議、官＝内閣官房、警＝警察庁、総＝総務省、法＝法務省、出＝出入国在留管理庁、公＝公安調査庁、外＝外務省、経＝経済産業省、海＝海上保安庁、防＝防衛省、装＝防衛装備庁
指定行政機関	特定秘密保護法第3条第1項本文に規定する特定秘密の指定権限を有する行政機関。
指定書	特定秘密指定書。行政機関の長は、特定秘密を指定する際には、書面又は電磁的記録により、当該指定に係る情報を他の情報と区別することができるように記述するとともに、当該情報の指定の理由を記すものとされている。(運用基準Ⅱ3(2))
情報保全監察室	内閣府情報保全監察室。独立公文書管理監の職務を助け、特定秘密保護法附則第9条に規定する独立した公正な立場において、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除並びに特定秘密である情報を記録する行政文書の管理の適正を確保するための検証、監察その他の措置に関する事務（大臣官房公文書管理課及び公文書監察室の所掌に属するものを除く。）を行う。
情報保全諮問会議	「我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者」（特定秘密保護法第18条第2項）として、内閣総理大臣が委嘱する者により構成し、同大臣の下に開催する会議。特定秘密保護法第3条第1項、第18条第2項及び第3項並びに附則第3条の規定に基づく意見のほか、特定秘密保護法の適正な運用を図るために必要な意見を、内閣総理大臣に対して述べる。
審査会意見	年次報告書の「政府に対する意見」において、政府に対し早急に改善を図ることを求めた事項。

略 称 等	概 要
適合事業者	物件の製造又は役務の提供を業とする者で、特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの。(特定秘密保護法第5条第4項)
特定行政文書ファイル等	行政文書ファイル管理簿に記載された行政文書ファイル等のうち特定秘密である情報を記録するもの。(運用基準V 1 (3))
特定秘密	特定秘密保護法第3条第1項では、行政機関の長は、①別表に該当する事項に関する情報であって、②公になっていないもののうち、③その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定するものとしている。
特定秘密文書	特定秘密が記録された行政文書。
特定秘密保護法	「特定秘密の保護に関する法律」(平成25年法律第108号)
独立公文書管理監	内閣府独立公文書管理監。特定秘密保護法附則第9条の規定に基づき、特定秘密保護法の適正な運用を確保するため、独立した公正な立場から検証・監察を行う機関が必要との認識の下、その設置等の検討が進められた結果、同法の施行日に、内閣府に設置された。
独立公文書管理監報告	「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」。運用基準V 5 (1)オにおいて、独立公文書管理監は、特定秘密の指定、その有効期間の設定及び延長並びに指定の解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を、毎年1回、内閣総理大臣に報告することとされている。 [巻末 参考資料V]
内閣情報調査室	内閣官房内閣情報調査室。特定秘密保護法の担当部局。特定秘密の保護に関する行政各部の施策の統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務は、内閣法第20条により、内閣情報官が掌理することとなっている。
内閣保全監視委員会	特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務の公正かつ能率的な遂行を図るため、内閣に設置される委員会。(運用基準V 1 (2))
年次報告書	衆議院情報監視審査会規程(平成26年6月13日議決)第22条第1項の規定に基づき、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、議長に提出することとなっている。
歴史公文書等	歴史資料として重要な公文書その他の文書。(公文書管理法第2条第6項)

第 1 調査及び審査の経過

1	情報監視審査会について	2
2	調査及び審査の経過	5
3	調査の手法	8

第 1 調査及び審査の経過

1 情報監視審査会について

(1) 情報監視審査会の構成（委員 8 名、令和 3 年 3 月 31 日現在）¹

会 長 松 野 博 一 君（自由民主党・無所属の会）
山 口 俊 一 君（自由民主党・無所属の会）
高 市 早 苗 君（自由民主党・無所属の会）
柴 山 昌 彦 君（自由民主党・無所属の会）
盛 山 正 仁 君（自由民主党・無所属の会）
大 島 敦 君（立憲民主党・無所属）
津 村 啓 介 君（立憲民主党・無所属）
太 田 昭 宏 君（公明党）

(2) 情報監視審査会の任務及び権限

情報監視審査会は、国会に設置された、行政における特定秘密保護制度の運用を常時監視するための常設の機関である。この趣旨に鑑み、審査会は、国会の会期中であると閉会中であるとを問わず、いつでも開会することができる²。具体的な任務は、①特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施状況について「調査」すること、②委員会等からの特定秘密の提出要求に行政機関の長が応じない場合に、その判断の適否等を「審査」することの二つである。

「調査」及び「審査」に係る審査会の権限のうち、主なものは次のとおりである。

ア 特定秘密の提出又は提示要求³

審査会が、調査又は審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出又は提示を求めたときは、その提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除き、その求めに応じなければならない。

イ 勧告⁴

審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密保護制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができ、勧告の結果とられた措置の報告を求めることができる。同様に、審査の場合も、行政機関の長に対し、委員会等の求め又は要請に応じて特定秘密を含む報告又は記録の提出をすべき旨の勧告を行うことができる。

¹ 過去の会長及び委員の一覧は、巻末 参考資料IX参照。

² 衆議院情報監視審査会規程第 9 条

³ 国会法第 102 条の 15 及び第 102 条の 17

⁴ 国会法第 102 条の 16 第 1 項、同第 2 項及び第 102 条の 17 第 5 項

(3) 報告書の提出及び公表

審査会は、毎年1回、衆議院情報監視審査会規程第22条第1項の規定に基づき、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書（年次報告書）を議長に提出し、当該報告書は、議長において公表するものとされている。また、随時、必要があると認めるときは、報告書を作成し議長に提出することができるものとされている。

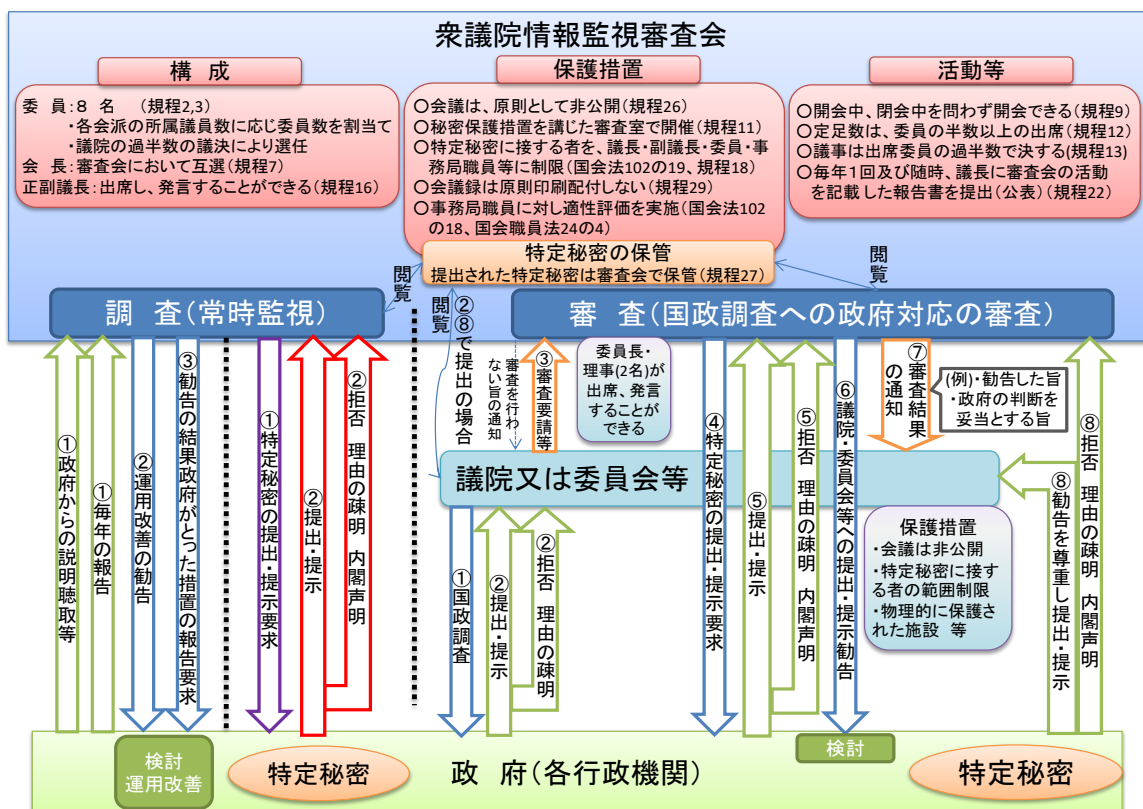
(4) 情報監視審査会の保護措置

審査会には、特に秘匿を要する情報である特定秘密等の提出・提示を受けるにあたり、その漏えい防止を図るため、様々な保護措置が定められている。国会法及び衆議院情報監視審査会規程等が規定する保護措置には、次のようなものがある。

〈情報監視審査会の保護措置〉

- ・ 本会議の議決による委員の選任（規程第3条）
- ・ 特定秘密等を他に漏らさない旨の委員の宣誓（規程第4条）
- ・ 特定秘密等の漏えいに係る懲罰事犯としての報告等（規程第31条）
- ・ 保護措置を講じた情報監視審査室での会議開催（規程第11条）
- ・ 会議の原則非公開（規程第26条）
- ・ 会議録の原則非公開（印刷・配付せず）（規程第29条）
- ・ 会議録の閲覧制限（規程第30条）
- ・ 特定秘密の保管（規程第27条）
- ・ 特定秘密の閲覧制限（規程第28条）
- ・ 情報監視審査会の事務を行う職員に対する適性評価の実施（国会法第102条の18、国会職員法第24条の4、第24条の5）
- ・ 情報監視審査会に提出された特定秘密の利用者・知得者の制限（国会法第102条の19、議院証言法第5条の4）

なお、政府による特定秘密の適切な提出を図るため、審査会は、厳格な保護措置やその運用を定めた内規を制定している。



2 調査及び審査の経過

本年年次報告書が対象とする期間は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの1年2か月間である。この期間中に、当審査会は、9回開会した。

(1) 調査

令和2年3月17日、前回の令和元年年次報告書を協議・決定し、終了後直ちに大島議長に提出した。

次いで、内閣から提出された特定秘密の指定等の状況に関する国会報告について、6月17日、説明を聴取した。

これを受けて、11月17日以降、関係行政機関に、順次説明聴取及び質疑を行った。

(2) 審査

本年年次報告書が対象とする期間中、委員会等からの審査の求め又は要請⁵はなかった。

なお、平成26年12月の審査会設置以来、委員会等からの審査の求め又は要請がないため、これまで当審査会においてこの審査は行っていない。

(3) 審査会の活動経過

国会 回次	年月日 (審査会回次)	主な経過
第 二 百 一 回 国 会	令和 2. 3. 4 (第 1 回)	令和元年年次報告書について協議する次回の審査会の傍聴を許可する旨の決議等を行った。
	3. 17 (第 2 回)	令和元年年次報告書について、協議決定した。 (委員外出席者) 議 長 大島 理森君 副議長 赤松 広隆君
		審査会后、会長から令和元年年次報告書を議長に提出した。
	3. 19	会長は、本会議において、令和元年年次報告書についての報告を行った。
	6. 16	国会法第 102 条の 14 の規定に基づき、内閣から「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」(国会報告)を受領した。

⁵ 国会法第 104 条の 2、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第 5 条の 2

国会 回次	年月日 (審査会回次)	主な経過
第 二 百 一 回 国 会 (続 き)	6. 17 (第 3 回)	「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」(国会報告)について衛藤国務大臣から説明を聴取した。 (委員外出席者) 議 長 大島 理森君 副議長 赤松 広隆君 国務大臣 衛藤 晟一君
国 第 二 百 二 回 会	9. 16	第 202 回国会 (臨時会) 召集 (会期 3 日間 9. 18 まで)
第 二 百 三 回 国 会	10. 26 (第 1 回)	第 203 回国会 (臨時会) 召集 (会期 41 日間 12. 5 まで) 会長を互選した。 会 長 松野 博一君
	11. 17 (第 2 回)	1 特定秘密の保護に関する制度の運用、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 2 特定秘密の指定・解除及び特定秘密文書の管理の適正確保のための検証・監察等について、政府参考人に質疑を行った。 (委員外出席者) 内閣府副大臣 藤井 比早之君 (政府参考人) 内閣官房及び独立公文書管理監
	11. 24 (第 3 回)	内閣官房及び国家安全保障会議における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 (政府参考人) 内閣官房
	12. 3 (第 4 回)	内閣官房、警察庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、経済産業省及び海上保安庁における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 (政府参考人) 内閣官房、警察庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、経済産業省及び海上保安庁
国 第 二 百 四 回 会	令和 3. 1. 18	第 204 回国会 (常会) 召集

国会 回次	年月日 (審査会回次)	主な経過
第二百四回国会 (続き)	3.16 (第1回)	外務省における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 (政府参考人) 外務省
	3.18 (第2回)	防衛省、防衛装備庁及び外務省における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 (政府参考人) 防衛省、防衛装備庁及び外務省

3 調査の手法

(1) 調査対象

特定秘密保護法に基づき特定秘密の指定権限を有する 20 の行政機関（指定行政機関）⁶及び適性評価実施行政機関について調査を行った。

まずこれらの行政機関に対して資料の提出を要求し、そのうち、実際に特定秘密の指定を行っている 12 の行政機関から説明を聴取した。

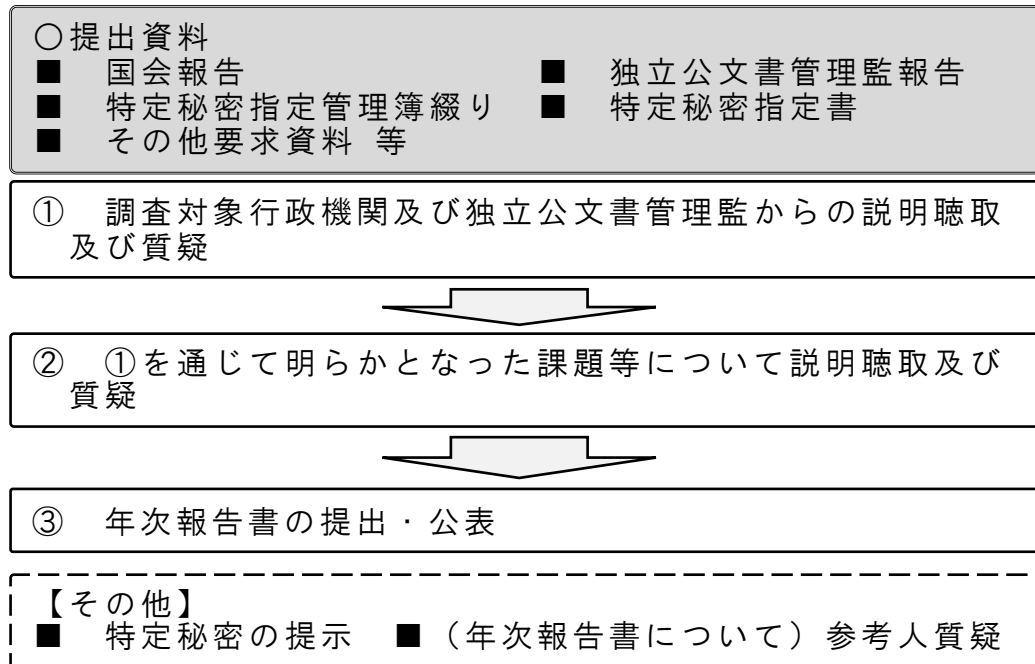
（説明聴取の対象とした行政機関）

国家安全保障会議⁷、内閣官房、警察庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、経済産業省、海上保安庁、防衛省、防衛装備庁

(2) 調査方法

当審査会における基本的な調査方法の概要は下図のとおりである。

調査方法の概要



⁶ 特定秘密保護法第3条第1項本文に規定する特定秘密の指定権限を有する行政機関。具体的には、国家安全保障会議、内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、資源エネルギー庁、海上保安庁、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁の20行政機関である（令和元年末現在）。

⁷ 国家安全保障会議については、事務局となっている内閣官房国家安全保障局から説明聴取等を行った。

(3) 資料提出及び資料要求

ア 政府の国会報告及び特定秘密指定管理簿綴りの提出

令和 2 年 6 月 16 日、特定秘密保護法第 19 条の規定に基づき、政府から国会に「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（国会報告）⁸が提出された。

また、運用基準 V 5 (3) イに基づき、情報監視審査会に対して特定秘密指定管理簿綴りが提出された⁹。

イ 政府に対する要求資料

(7) 指定行政機関等に対する資料要求

令和 2 年 6 月 4 日、特定秘密の指定・解除等の適正性等に関する調査のため、指定行政機関及び適性評価実施行政機関に対し、以下の項目に係る資料の提出を要求し、後日その提出を受けた。

《表 1-1》指定行政機関等に対する要求資料一覧

要求事項（資料名等）
a 特定秘密指定書及び新旧を整理した一覧表 ①特定秘密指定書の写し（令和元年 12 月 31 日時点） ②特定秘密指定書（令和元年末までの指定分）の記載事項について、平成 27 年 12 月 31 日時点のものからの変更点一覧表
b 特定秘密指定管理簿補足資料 ①特定秘密指定管理簿綴り（令和元年末までの指定分）の記載事項について、平成 27 年 12 月 31 日時点のものからの変更点一覧表 ②特定秘密指定管理簿の「指定に係る特定秘密の概要」に秘密が含まれる（黒塗りされている）場合は、その判断となった理由 ③特定秘密の指定有効期間等に関する以下の資料 ア 特定秘密の指定有効期間決定の具体的理由及び指定有効期間の延長があった場合にはその具体的理由 イ 令和元年中に指定有効期間が満了した特定秘密につき、指定有効期間を延長しなかった具体的理由及び特定秘密から「省秘」等他の秘密区分へ変更したものの有無 ④特定秘密の管理に係る内規及び新旧対照表（令和元年 7 月 31 日以降に当該内規の改正があった場合に限る。）
c 適性評価に関する資料（令和元年 12 月 31 日時点） ①令和元年中に対象となった行政機関の職員等の内訳（部署別、役職別、年代別の件数） ②特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者及び実際に行っている者の実数につき、各行政機関ごとの一覧表 ③対象となった従業者が存在する適合事業者の名称 ④適性評価の実施に係る内規及び新旧対照表（令和元年 7 月 31 日以降に当該内規の改正があった場合に限る。）

⁸ 巻末 参考資料Ⅲ 参照

⁹ 運用基準 V 5 (3) イでは、両院に設置される情報監視審査会に報告する際には、行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめたものを国会報告に添付するものとしている。

d 特定秘密文書関係（廃棄関係を含む）

①特定秘密が記録された文書等の名称の一覧（指定された特定秘密ごと）¹⁰

* 文書等の名称から、その内容が推察しにくい場合は、文書等の内容を示す名称をもって説明する資料

②複数の特定秘密が記録された文書等につき、主たる特定秘密（他省庁が指定し、提供を受けている特定秘密を含まない）ごとに従たる特定秘密を記載した資料

③各省庁が保有する特定秘密（他省庁が指定し、提供を受けている特定秘密を含む）について、以下に掲げる項目についての件数を記載した資料（平成 29 年末、平成 30 年末及び令和元年末時点）

*◎を付したものについては、複製を含む件数についても記載

ア 文書件数全体◎

イ 保存期間別（1 年以上、1 年未満）内訳◎

ウ 保存期間 1 年以上のものについて、歴史公文書等の該当・非該当別内訳

エ ウについて、作成から 30 年を超えるものの該当・非該当別内訳

オ 廃棄件数総計（保存期間別及びその合計）

④作成から 30 年を超える特定秘密文書の名称を記載した資料

⑤令和元年中に廃棄した特定秘密文書に関する次の資料

ア 保存期間 1 年未満の特定秘密文書の類型別件数を記載した資料

イ 保存期間 1 年未満の特定秘密文書について、当該廃棄が「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定、令和元年 5 月 1 日一部改正）において「保存期間を 1 年未満とすることができる」ものとして例示されている類型のうち、「① 別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し」であること以外の理由で行われたものの名称を記載した資料

⑥現在、廃棄に係る独立公文書管理監の検証・監察中もしくは内閣府との廃棄協議中の特定秘密文書及び当該特定秘密文書を保存する行政文書ファイルの件数、名称及びその廃棄理由

⑦特定秘密又は特定秘密であった情報が記録された保存期間 1 年以上の文書及び当該文書を保存する行政文書ファイルのうち、令和元年中に廃棄又は移管されたものの件数、名称及びその廃棄理由を記載した資料

e 特定秘密文書に係る内規関係

○特定秘密文書の歴史公文書等該当性の判断基準を示す各行政機関の内規及び新旧対照表（令和元年 7 月 31 日以降に当該内規の改正があった場合に限る。）

(イ) 情報保全監察室に対する資料要求

特定秘密の保護に関する制度の運用並びに特定秘密の指定・解除及び特定秘密文書の管理の適正確保のための検証・監察等についての調査のため、令和 2 年 6 月 4 日、情報保全監察室に対し、以下の項目に係る資料の提出を要求し、後日その提出を受けた。

¹⁰ 文書リストを提出可能な特定秘密のみ提出された。

《表 1-2》情報保全監察室に対する要求資料一覧

要求事項（資料名等）
①検証・監察の対象とした特定秘密の一覧（平成 27 年、平成 28 年、平成 29 年、平成 30 年及び令和元年） ＊書面調査、ヒアリング及び実地調査等のそれぞれの実施の有無について記載 ②説明聴取及び実地調査それぞれの省庁別内訳（平成 27 年、平成 28 年、平成 29 年、平成 30 年及び令和元年） ③検証・監察の際に現認を行った特定秘密文書の一覧（平成 27 年、平成 28 年、平成 29 年、平成 30 年及び令和元年） ④③の各文書についての、①確認理由、②概要、③評価 ⑤検証・監察を行った代表的事例数件についての経過（日時、実施内容等）（平成 27 年、平成 28 年、平成 29 年、平成 30 年及び令和元年） ⑥独立公文書管理監及び情報保全監察室に対する連絡、通報等の件数とその概要（平成 27 年、平成 28 年、平成 29 年、平成 30 年及び令和元年）

第2 調査の概要

1	制度全般	14
2	令和元年「政府に対する意見」（審査会意見）への政府の対応状況	33
3	特定秘密の指定・解除	44
4	適性評価	96

第2 調査の概要

令和2年6月16日、国会法第102条の14等¹¹の規定に基づき、政府から国会報告及び特定秘密指定管理簿綴りを受領し、翌17日、衛藤国務大臣（当時）から当該国会報告について説明を聴取した。

衛藤国務大臣からの説明聴取の後、まず特定秘密保護制度の運用や管理の適正確保のための検証・監察等について、内閣官房（内閣情報調査室）及び独立公文書管理監から説明を聴取し、質疑を行った。

また、当審査会からの要求を受けて政府から提出された資料に基づき、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、各行政機関からそれぞれ説明を聴取し、質疑を行った。

なお、当審査会は、情報の漏えいを防ぐため種々の保護措置¹²を講じた上で調査を行っており、会議録は非公開である¹³が、従来から報告書の編集に当たっては、政府の不開示情報については記載しないこととする一方、国民の知る権利に資する観点から、できるだけ「公表できることは公表する」との方針で取りまとめを行ってきた。本報告書も、この方針を踏襲し、質疑・応答の形式を用いるなど、読者にとって分かりやすい形で編集を行った。

1 制度全般

(1) 国会報告の概要

令和2年6月17日、衛藤国務大臣から国会報告¹⁴について説明を聴取した。その概要は以下のとおりである。

（報告の趣旨）

特定秘密の指定等の状況を政府において取りまとめ、それに有識者の意見を付して国会に報告するとともに、公表するものである。

（対象期間）

平成31年1月1日から令和元年12月31日までの1年間である。

¹¹ 国会法第102条の14のほか、特定秘密保護法第19条、運用基準V 5 (3)

¹² 本報告書「第1-1 (4) 情報監視審査会の保護措置」参照

¹³ 衆議院情報監視審査会規程第30条

¹⁴ 巻末 参考資料Ⅲ参照

(特定秘密保護法附則第3条に基づく施行令の一部改正等)

特定秘密保護法附則第3条に基づき、法の施行から5年を経過する日の令和元年12月9日までに特定秘密を保有したことがない42機関を法の適用対象から除外する施行令の改正を行った。

(特定秘密の指定権限を有する行政機関)

20機関（令和元年末時点）である。

(対象期間中における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況)

対象期間中、9の行政機関において47件の特定秘密が指定され（後掲《表2-2》参照）、1の行政機関において29件の特定秘密の指定の有効期間が満了し、11の行政機関において361件の特定秘密の指定の有効期間が延長された。特定秘密の指定を解除した行政機関はなかった。

また、対象期間中、政府全体で22,987件の適性評価が実施された。評価対象者が実施について同意をしなかった件数は、政府全体で3件であった。

(対象期間末時点における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況)

対象期間末時点において、12の行政機関で569件の特定秘密が指定されている。

特定秘密が記録された行政文書の保有状況については、政府全体で485,108件である。

また、適性評価を経て特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数は、政府全体で134,702人である。

(独立公文書管理監及び情報監視審査会への対応)

内閣府独立公文書管理監による検証・監察が行われた結果、1件の是正の求めがあり、当該省庁において対応した。

衆議院情報監視審査会では、特定秘密が記録された行政文書の廃棄及び関係行政機関が指定した特定秘密に関する調査が行われ、説明を行った。また、衆議院情報監視審査会の平成30年年次報告書における政府に対する意見について、政府の対応状況を説明した。

令和2年3月17日に衆議院議長へ提出された衆議院情報監視審査会の令和元年年次報告書には、政府に対する意見が掲載されており、運用基準の見直し関係が盛り込まれている。昨年12月に法施行から5年を経過したことから、衆議院情報監視審査会の意見等を踏まえ、令和2年6月16日、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準の一部変更を閣議決定した（後掲《表2-3》参照）。

政府としては、運用基準の見直しやその他の御意見を重く受けとめ、その

趣旨を十分に踏まえ、今後とも必要な対応を検討し、説明してまいりたいと考えている。

（独立公文書管理監からの意見）

独立公文書管理監から、特定秘密保護法のより一層適正な運用に努められたい旨の意見があった。

（有識者からの意見）

有識者から、第9回情報保全諮問会議に際し、本報告に関して意見があったので、必要な修正を行った。また、特定秘密保護法の運用等についても意見があった。

《表 2-1》特定秘密の指定状況と該当分野（令和元年12月31日時点）

行政機関名	指定 件数	別表の分野			
		第1号 (防衛関連)	第2号 (外交関連)	第3号 (特定有害活動防止関連)	第4号 (テロリズム防止関連)
国家安全保障会議	6		6		
内閣官房	87		86		1
警察庁	43			25	18
総務省	9		9		
法務省	1		1		
出入国在留管理庁	1		1		
公安調査庁	24		6	12	6
外務省	39		37		2
経済産業省	4		4		
海上保安庁	20		20		
防衛省	318	318			
防衛装備庁	17	17			
合計	569	335	170	37	27

（国会報告（令和2年6月閣議決定）より抜粋）

《表 2-2》令和元年 12 月 31 日時点の各行政機関の特定秘密指定件数

※赤字は令和元年（平成 31 年）中に指定されたものを含む情報（カッコ内は新規件数）

行政機関名	件数	別表の分野	特定秘密として指定した情報
国家安全保障会議	6 (1)	第 2 号 〔外交〕	○国家安全保障会議の議論の結論に関する情報〔6 件（1）〕
内閣官房	87 (6)	第 2 号 〔外交〕 第 4 号 〔テロリズム防止〕	①我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえた政府の対応方針等の検討の内容に関する情報〔1 件（0）〕 ②外部からの侵略等の脅威に対して我が国及び国民を守るために政府がとる中長期の政策に関する情報〔1 件（1）〕 ③国の安全保障に関わる事案に際しての政府の対応方針の検討の内容に関する情報〔1 件（0）〕 ④特定の外国等についての安全保障上の基本的事項に関する情報〔4 件（0）〕 ⑤内閣情報調査室と外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報〔6 件（1）〕 ⑥領域保全の措置及び方針に関する情報〔2 件（0）〕 ⑦内閣情報調査室と外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報〔6 件（1）〕 ⑧内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報〔18 件（1）〕 ⑨情報収集衛星が撮像可能な地理的範囲に関する情報〔10 件（0）〕 ⑩内閣情報調査室の人的情報収集に関する情報〔12 件（2）〕 ⑪情報収集衛星及びその地上システムに用いられる暗号に関する情報〔25 件（0）〕 ⑫国際テロ情報の収集のために用いられる暗号等に関する情報〔1 件（0）〕

行政機関名	件数	別表の分野	特定秘密として指定した情報
警察庁	43 (5)	第3号 (特定有害活動防止) 第4号 (テロリズム防止)	①特定有害活動の計画に関する情報や情報機関員、特殊工作機関員その他特定有害活動に従事し得る者の動向に関する情報等、特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報 [4件 (0)] ②外国の政府等との情報協力業務に関する情報 [6件 (1)] ③内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報 [11件 (0)] ④警察の人的情報源等となった者に関する情報 [3件 (1)] ⑤海外との連絡に用いる暗号に関する情報 [1件 (0)] ⑥特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報 [6件 (1)] ⑦テロリズムの計画に関する情報やテロリズムを実行するおそれのある個人の動向に関する情報等、テロリズムの実行の意思及び能力に関する情報 [12件 (2)]
総務省	9 (2)	第2号 [外交]	○在日米軍が使用する周波数に関する情報 [9件 (2)]
法務省	1 (0)	第2号 [外交]	○領域保全の措置及び方針に関する情報 [1件 (0)]
出入国在留管理庁	1 (1)	第2号 [外交]	○領域保全の措置及び方針に関する情報 [1件 (1)]
公安調査庁	24 (2)	第2号 [外交] 第3号 (特定有害活動防止) 第4号 (テロリズム防止)	①内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務に関する情報 [1件 (0)] ②内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報 [5件 (0)] ③特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報で特定有害活動の計画、方針及び準備に関する情報や、特定有害活動を行い、

行政機関名	件数	別表の分野	特定秘密として指定した情報
			又は支援する団体又は者の動向に関する情報〔3件（0）〕 ④特定有害活動の防止に関し外国の政府から提供を受けた情報〔6件（1）〕 ⑤人的情報収集に関する情報〔3件（0）〕 ⑥テロリズムの防止に関し外国の政府から提供を受けた情報〔6件（1）〕
外務省	39 （1）	第2号 〔外交〕 第4号 〔テロリズム防止〕	①拉致問題に関する情報〔1件（0）〕 ②日米安保協力に関する検討、協議等に関する情報〔1件（0）〕 ③周辺有事に関する外国の政府との協議内容に関する情報〔1件（0）〕 ④東シナ海の領域の保全及び権益の確保に関する情報〔1件（0）〕 ⑤北方領土問題に関する交渉及び協力の方針等に関する情報〔1件（0）〕 ⑥内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報〔4件（0）〕 ⑦大規模事態発生時の邦人退避に係る関係国との協力に関する情報〔1件（0）〕 ⑧北朝鮮の核開発及びミサイル開発に関する情報〔1件（0）〕 ⑨外国の政府等から国際情報統括官組織に対し提供のあった情報〔6件（1）〕 ⑩内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報〔4件（0）〕 ⑪日米秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する協定に関する情報〔1件（0）〕 ⑫内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報〔11件（0）〕

行政機関名	件数	別表の分野	特定秘密として指定した情報
			⑬公電の秘匿等に用いる暗号に関する情報 [4 件 (0)] ⑭国際テロリズムに関して外国の政府等から 総合外交政策局に対し提供のあった情報 [1 件 (0)] ⑮国際テロリズムに関する人的情報収集に関 する情報 [1 件 (0)]
経済産業省	4 (0)	第 2 号 [外交]	○内閣情報調査室から得た内閣衛星情報セン ターの収集分析対象及び識別性能に関する 情報 [4 件 (0)]
海上保安庁	20 (1)	第 2 号 [外交]	①内閣情報調査室から得た外国の政府等との 情報協力業務の計画及び方法に関する情報 [2 件 (0)] ②外国の政府との情報協力業務に関する情報 [6 件 (1)] ③内閣情報調査室から得た外国の政府等との 情報協力業務の実施状況等に関する情報 [1 件 (0)] ④内閣情報調査室から得た内閣衛星情報セン ターの収集分析対象及び識別能力に関する 情報 [11 件 (0)]
防衛省	318 (28) ※	第 1 号 [防衛]	①防衛出動等、我が国の安全を確保するた めの自衛隊の行動に関する情報 [1 件 (0)] ②サイバー攻撃等に対する防衛省・自衛隊の 活動に関する情報 [1 件 (1)] ③自衛隊の運用計画等に関する情報 [7 件 (7)] ④自衛隊の運用についての米軍との運用協力 に関する情報 [1 件 (0)] ⑤内閣情報調査室から得た内閣衛星情報セン ターの収集分析対象及び識別性能に関する 情報 [1 件 (0)] ⑥自ら収集した電波情報等の情報 [44 件 (8)]

行政機関名	件数	別表の分野	特定秘密として指定した情報
			⑦外国の政府等から提供された電波情報等の情報 [24 件 (6)] ⑧宇宙利用の優位を確保するための能力に関する情報 [1 件 (1)] ⑨電波情報、画像情報等の情報又は外国の政府等から提供された電波情報等の情報を分析して得られた情報 [5 件 (1)] ⑩外国の政府等から提供された画像情報等の収集整理等に関する情報 [5 件 (1)] ⑪防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り等に関する情報 [11 件 (2)] ⑫防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見積り等に関する情報 [1 件 (0)] ⑬防衛の用に供する暗号に関する情報 [4 件 (0)] ⑭外国政府から提供された情報及び当該情報を分析して得られた情報 [1 件 (1)] ※以下の項目は、旧防衛秘密から特定秘密として指定されたものとみなされたもの ⑮自衛隊の運用計画等に関する情報 [39 件] ⑯電波情報、画像情報等に関する情報 [31 件] ⑰防衛力の整備計画等に関する情報 [10 件] ⑱防衛の用に供する通信網の構成に関する情報 [1 件] ⑲防衛の用に供する暗号に関する情報 [73 件] ⑳武器等の仕様、性能等に関する情報 [57 件]

行政機関名	件数	別表の分野	特定秘密として指定した情報
防衛装備庁	17 (0)	第1号 〔防衛〕	①豪州から提供される共同開発・生産に係る調査のための情報〔1件(0)〕 ②防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り等に関する情報〔2件(0)〕 ③自衛隊の弾道ミサイル防衛用誘導弾等の仕様、性能等に関する情報〔12件(0)〕 ④英国との間の共同研究等において提供される情報〔2件(0)〕
合 計	569 (47)		

(国会報告(令和2年6月閣議決定)に基づき衆議院情報監視審査会事務局作成)

※特定秘密保護法附則第5条において、特定秘密保護法の施行前に改正前の自衛隊法(昭和29年法律第165号)に基づいて防衛大臣が防衛秘密として指定していた事項は、施行日に防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる旨規定されている。本報告では、便宜上、この経過措置が適用された防衛省の特定秘密(旧防衛秘密)についても、指定件数として計上されている。なお、防衛省の「指定件数」318件のうち、この経過措置が適用されたものは、対象期間末時点で211件であった。

〈参考〉特定秘密の指定に係る別表該当性

別表	
第1号(防衛に関する事項) ※ 自衛隊法別表第4に相当 イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究 ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報 ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究 ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量 ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法 ト 防衛の用に供する暗号 チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法 リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法 ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途	第2号(外交に関する事項) イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針 ハ 安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報 ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力 ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号
第3号(特定有害活動の防止に関する事項) イ 特定有害活動の防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究 ロ 特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報 ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号	第4号(テロリズムの防止に関する事項) イ テロリズムの防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究 ロ テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報 ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 ニ テロリズムの防止の用に供する暗号

(内閣官房資料)

(2) 内閣官房（内閣情報調査室）及び独立公文書管理監

ア 国会報告に関する補足説明聴取

令和2年11月17日、政府参考人から特定秘密保護法第19条の規定に基づく国会報告の概要等について補足説明を聴取した。

同日の調査では、特定秘密保護法施行令について改正を行う予定である旨の説明があった¹⁵。なお、当該改正施行令は、令和2年11月26日に施行済である。

イ 独立公文書管理監報告等に関する説明聴取

令和2年11月17日、独立公文書管理監から独立公文書管理監報告等について説明を聴取した。説明の概要は以下のとおりである。

(7) 独立公文書管理監報告¹⁶について

運用基準の規定により、年1回内閣総理大臣に報告書を提出することとなっている。対象期間は平成31年4月1日から令和2年3月31日である。

(イ) 検証・監察の結果について

（特定秘密の指定）

令和元年中に指定された40件の特定秘密の指定について、いずれも適正と認めた。

（特定秘密の指定の有効期間の延長及び指定の解除）

特定秘密の指定の有効期間の延長は、海上保安庁の2件について適正と認めた。その他の359件の延長については、今後その適否について検証・監察を継続することとした。

（特定秘密の記録とその表示）

特定秘密の記録とその表示について、実際に特定行政文書ファイル等の確認を行い、適正な表示がなされていない行政機関については是正を求めた。令和元年度は、内閣官房及び防衛省に対し、令和2年3月12日に4件、是正を求めた。その後、当該表示を適正に是正した旨の報告を受けている。その他の48部署による記録とその表示を適正と認めた。

¹⁵ 施行令第1条には、特定秘密保護法の適用対象となる行政機関から除外される機関が列記されているところ、同条に「新型コロナウイルス感染症対策本部」及び「国際博覧会推進本部」を追加するものである。

¹⁶ 巻末 参考資料V参照

(特定行政文書ファイル等の保存)

特定行政文書ファイル等の保存については、51 部署について検証・監察を行い、適正と認めた。

(特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置)

特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置として、廃棄と設定したことの適否を判断した。

その結果、経済産業省 1 件及び防衛省 207 件の特定行政文書ファイル等について、廃棄が妥当である旨通知した。

(特定行政文書ファイル等にすべきものの存否)

特定行政文書ファイル等にすべきものの存否については、平成 30 年 7 月から独立公文書管理監の検証・監察の対象となった。検証・監察を行った 10 部署について、保存期間 1 年未満の特定秘密文書の中に保存期間 1 年以上と設定すべきものはないと認められた。

(検証・監察に関する定量的指標)

説明聴取、実地調査等の回数は 162 回である。

確認した特定秘密を記録する文書等の件数は 3,878 件で、これら文書等に記録されている特定秘密の件数は延べ 5,269 件である。

(ウ) 通報¹⁷への対応について

独立公文書管理監に対する通報はなかった。

(エ) 今後の展望について

今後も独立した公正な立場において、厳正かつ実効的な検証・監察を継続的に実施する。

¹⁷ 運用基準Ⅴ 4 (2)において、特定秘密の取扱いの業務を行う者や過去に行っていた者又は業務上特定秘密を知得した者は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料するときは、行政機関の長が設置した窓口に通報することができることとされている。これに加えて、一定の条件を満たす場合には、独立公文書管理監の窓口に対して通報することができることとされている。独立公文書管理監は、通報を受理した場合には、遅滞なく必要な調査を行うものとされ、特定秘密保護法等に従っていない状況が認められた場合には、行政機関の長に対し、是正を求めるものとされている。

《表 2-3》 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準の一部変更について（概要）

**特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施
に関し統一的な運用を図るための基準
(平成26年10月14日閣議決定)の見直し**

背景

現行の運用基準VIにおいて、「特定秘密保護法の施行後5年を経過した場合においては、その運用状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする」と定められている。

見直しの概要

1. 特定秘密保護法別表に掲げる事項の内容を具体的に示した事項の細目の見直し
2. 具体的な情報が出現する前に特定秘密に指定する際の手続の明確化
3. 特定秘密指定管理簿に記載する「特定秘密の概要」を具体的に記述すること
4. 特定秘密の一部について、有効期間が満了する場合の手続の明記
5. 指定の理由の点検を年1回以上定期的に実施させるとともに、必要があると認めるときは臨時に実施させること
6. 点検に当たっては、特段の秘匿の必要性を巡る状況の変化や特定秘密である情報と同一性を有する情報の公表状況等を確認させること
7. 特定秘密の一部が指定の要件を欠くに至ったときは、当該部分を解除すること
8. 国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性等の一定の条件が生じた場合に指定を解除すること及び公益上必要と認めるときは、特定秘密を編集又は加工し、公表すること
9. 適性評価の実施に当たって作成又は取得した文書等の保存期間を5年に短縮
10. 適性評価の実施に関する関係行政機関の協力内容について具体化
11. 内閣府独立公文書管理監による検証・監察の一環として、保存期間1年未満の特定秘密文書の中に保存期間を1年以上と設定すべきものがないかの検証・監察が含まれることを明記
12. 保存期間1年未満の特定秘密文書の管理については、「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）を踏まえて各行政機関の長が定める行政文書管理規則によることを明記
13. 特定秘密文書の管理等が適正になされるよう、行政機関の長による特定秘密の取扱いの業務に従事する職員に対する研修の実施の義務付け
14. 行政機関の長は、情報監視審査会から必要な報告又は記録の提出を求められたときは、適切に対応すること
15. 運用基準について、5年を目途に、又は必要に応じて見直すこと
16. 「適性評価の実施についての同意書」、「質問票(適性評価)」及び「調査票(適性評価)」の見直し

（内閣官房資料）

ウ 主な質疑及び答弁の概要

ア・イの説明を聴取した後、質疑を行った。その概要は以下のとおりである。

問 1-1. 令和元年 12 月に特定秘密保護法が施行後 5 年を迎えた。菅官房長官（当時）は、同月 10 日の記者会見で同法の意義を問われ、「国際的な信用が増し、これまで以上に核心に迫る情報が得られるようになった」と述べた。具体的にどのような情報が得られるようになったのか。

[令和 2 年 11 月 17 日審査会]

〔答弁概要〕

（内閣情報調査室）

- ・例えば、平成 29 年 9 月に北朝鮮情勢が緊迫した際、河野外務大臣（当時）は記者会見で、「諸外国から提供された特定秘密に当たる情報も用いて情勢判断が行われたが、特定秘密保護法がなければ我が国と共有されなかったものもあった」旨述べている。
- ・以前であれば、諸外国から機微な情報の提供を受ける際には、その都度、我が国の情報保全措置の状況について確認があった。しかし法施行後は、省庁横断的かつ統一的な情報共有の基盤が制度化され、適性評価の実施や情報漏えいに対する罰則の整備が諸外国にも周知されたため、円滑な情報共有が可能となった。
- ・それ以外の具体的な点については、今後各省庁からのヒアリングの際にお尋ねいただきたい¹⁸。

問 1-2. （問 1-1 でいう）「諸外国」とはアングロサクソン系の国だと思うが、どこか。

[令和 2 年 11 月 17 日審査会]

〔答弁概要〕

（内閣情報調査室）

- ・当然、米国は入っていると思う。また、あらかじめ指定されたもの

¹⁸ 本報告書「第 2-3 特定秘密の指定・解除」中、内閣官房（内閣情報調査室）「問 4」（令和 2 年 11 月 24 日質疑）、警察庁「問 3」（令和 2 年 12 月 3 日質疑）、公安調査庁「問 1」（令和 2 年 12 月 3 日質疑）、外務省（大臣官房）「問 1」（令和 3 年 3 月 16 日質疑）、外務省（国際情報統括官組織）「問」（令和 3 年 3 月 16 日質疑）及び外務省（アジア大洋州局）「問 1-1」「問 1-2」「問 1-3」（令和 3 年 3 月 16 日質疑）参照。

の情報自体が出現せず解除されたが、英国との共同研究に関する特定秘密¹⁹が指定されていたことから、英国も入っているということになる。

- ・付言すると、運用基準の見直しに際して、別表中の「防衛に関する事項」の細目が見直され、海外の軍隊との協力の対象国が「米国」から「外国」となった。

問2-1. 運用基準の見直しの概要③に「特定秘密指定管理簿に記載する『特定秘密の概要』を具体的に記述すること」とある。今回配付されている指定管理簿は、既にその変更が反映されているのか。

[令和2年11月17日審査会]

〔答弁概要〕

(内閣情報調査室)

- ・この運用基準は、もう施行されているので、(管理簿には) 具体的に記述しなければならない。
- ・具体的に、変更がどれぐらい、どこの役所で行われたかは現時点で把握をしていない。

問2-2. (問2-1は) ここにある指定管理簿が、特定秘密の概要の記載が(改正された運用基準に基づき) 具体性を持った形で書き換えられているのかという趣旨だと思うが、そのように考えてよいか。

[令和2年11月17日及び12月3日審査会]

〔答弁概要〕

(内閣情報調査室)

- ・運用基準の見直しは本年6月に行われた。机上の指定管理簿は運用基準見直し前に取りまとめたものであるため、見直し後の運用基準に基づく記載ではない。
- ・関係行政機関は、見直し後の運用基準に従って特定秘密を新たに指定している。具体的な記載ぶりは、制度担当として現時点では把握

¹⁹ 識別番号「装-17」、指定の整理番号「20-201607-001-1チb-001」である。その対象情報は、「日本国防衛大臣とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国国防大臣との間の『共同による新たな空対空ミサイルの実現可能性に係る日英共同研究(第2段階)に関する取決め』に基づき提供される情報等」である。

していないが、本年末時点での指定管理簿において詳細を確認できることと思う。

問 3. 独立公文書管理監は、（保存期間 1 年未満の文書の中に保存期間を 1 年以上とすべきものが存在しているか否かの）検証・監察の結果、全て正しく分類されていた旨説明していた。実際、何件審査した上で、全部正しいと判断したのか。

[令和 2 年 11 月 17 日審査会]

〔答弁概要〕

（独立公文書管理監）

- ・ 存否の検証・監察については、10 部署に往訪して中身まで確認したが、基本的に、別途、正本・原本が管理されている行政文書の写しであった。
- ・ 原本なり正本が他に保存されている文書は、行政文書の管理に関するガイドラインにおいて、保存期間を 1 年未満とすることができるので、（当該文書については保存期間を 1 年未満としても）よいとした。

問 4. 誤廃棄事案が毎年のように発生しているが、どのような認識でいるか。

[令和 2 年 11 月 17 日審査会]

〔答弁概要〕

（内閣情報調査室）

- ・ 誤廃棄事案が毎年のように発生しているのはご指摘のとおりである。
- ・ 多くは複製物を廃棄したものであり、原状回復が可能である。また、件数的にも何千・何万件ということではなく、多いもので保存期間 1 年以上である行政文書 399 件（原本 57 件、複製物 342 件）について廃棄した例（防衛省）がある²⁰ぐらいである。この原本は、永久に保存するようなものではないと聞いている。
- ・ 不注意で、コピーだからいいだろうと廃棄した事案もあれば、この例のように原本を廃棄したようなものも発生している。物によって軽重を付けなければいけないが、よろしくないことであると思っている。

²⁰ 国会報告（令和 2 年 6 月 16 日閣議決定）69 頁 注 5

- ・昨年末から、各省庁を集めた会議で注意をしている。また、それぞれの役所で重く受け止めて研修を行うなどしている。特に防衛省は、末端（の隊員）も特定秘密を扱っているので、末端（の隊員）まで研修をしてほしいと（制度担当から）言っている。
- ・引き続き、制度担当としてしっかりと意識啓発をしていきたい。

問5. 審査会として 2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会のテロ対策について意見を出しており、その中で、指定すべき情報は適切に指定するように求めている。政府の対応として「適切に指定する」と言っているが、どこをもって適切なのか。来年のオリンピック・パラリンピックに対して、どのようにテロを防止するか、情報をどう収集するか、関係省庁間でどのように連携を取るかということが大事だ。特定秘密文書管理の話を超えるが、どのような体制を取っているのか。

[令和2年11月17日審査会]

〔答弁概要〕

（内閣情報調査室）

- ・テロ対策については、昨年も審査会で議論になった。内閣情報調査室としては、特定秘密に指定された情報であれば、（関係行政機関の協力を定めている）特定秘密保護法第20条に基づき、きちんとやって下さいという話になる。
- ・特定秘密に至らない情報については、内閣情報調査室の所掌を超えるところではあるが、警察庁、民間、公安調査庁などが情報共有していると聞いている。具体的にどのようなテロリスト情報があるかということまでは承知していない。

問 6. 運用基準の別表第 1 号の細目において、「アメリカ合衆国」が「外国の政府等」というように対象が曖昧な形に変更されているが、この一年の内に何か外交関係の変化があったのか。また、別表第 2 号細目イにおいて、「外国の政府又は国際機関」という文言が「外国の政府等」に変更されている。変更することになった直接のきっかけは何か。

[令和 2 年 11 月 17 日審査会]

〔答弁概要〕

(内閣情報調査室)

- ・別表第 1 号の細目の見直しについては、平和安全法制の施行を受けてなされたものと聞いている。平和安全法制では、「米国等行動関連措置法」について、我が国に対する武力攻撃事態等において、自衛隊のアメリカ合衆国以外の外国の軍隊に対する支援活動が新規に明記されるなどの法改正が行われている。それを踏まえ、アメリカ合衆国以外の外国の軍隊が含まれるよう、防衛省の意向を受けて改正したものである。
- ・ご指摘の箇所の「外国の政府又は国際機関」は、既に別表第 1 号ロ細目 b で「外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）」と定義していたのを受けて、修正したものである。
- ・前から必要性はあったが、運用基準は法施行後 5 年をめどに見直すことになっていたので、この機会にいろいろなものを一気に変えたということである。

問 7. 宮内庁は特定秘密を保有しておらず、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数がゼロになっている。このことについて直感的な違和感があるが、これまで保有を想定していたのではないのか。

[令和 2 年 11 月 17 日審査会]

〔答弁概要〕

(内閣情報調査室)

- ・宮内庁については、5 年間特定秘密を保有しなかったため、特定秘密保護法上の行政機関から除外された。
- ・これまでは、「もしかして保有するかもしれない」として適性評価を行っていたが、結果として外交、防衛、スパイ行為等の防止、テロ

リズムの防止という4つの事項についての情報である特定秘密を宮内庁が直接持つことはなかったということである。

問8. 独立公文書管理監が、特定秘密に関して通常行う仕事について、イメージが湧かない。通常どのような仕事をしているか。また、今日のコロナ禍においてはどうかだったか。

[令和2年11月17日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・(指定の検証は) 毎年、新規指定があれば各省庁からその旨の文書が送られてくるので、それを見る。特定秘密の内容を示す文書(対象情報)を見て、言葉の意味や解釈を確認する。文書を見ないと分からないということであれば、次の実地調査に移行することがある。
- ・一般的に、指定(の検証)は書面的なやり取りをして、特定秘密がどのように定められているかを見ればそれで足りてしまうので、あまり実地調査までは必要としない。よく実地調査に行くのは、保存の検証である。
- ・特定秘密の指定がなされてハコができ、情報が手に入ると、文書や電子データとしてどこに保管してあるということが特定行政文書ファイルや指定管理簿に載る。それを確認した上で、実際に行って見なければならぬものをピックアップし、実際に特定秘密文書を見て、指定されたハコと合っているかどうかを確認する。
- ・確認の結果、特定秘密の表示をしてあるところに特定秘密が書いていないとか、逆に表示をしていないところに特定秘密があるなどということがあると、後で是正を求めるということになる。

問9. 管理監の仕事には2つの側面があると思う。一つは国民との関係で、公文書管理をきちんと行うこと。もう一つは、諸外国との関係で、特定秘密の管理レベルを向上させることである。これらについて、どのように考えているか。

[令和2年11月17日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・公文書管理の側面について、特定秘密文書も公文書なので、特定行

政文書ファイル等に登載しなければいけないことになっている。この点については、きちんと載せることを各省庁にお願いしている。

- ・ 諸外国との関係については、我々が直接外国の政府等とやり取りをするわけではないが、特定秘密保護制度をきちんと運用していることがインテリジェンス機関同士のやり取りを円滑にしている側面はあると思っている。
- ・ この制度が信頼されるものだということを実質的に検証し、このような報告を行って公表することで、ひいては制度が適切に運用されていることを対外的にも実証できるようにしていきたいと思っている。

問 10. 特定秘密の検証・監察で、継続扱いになったものが多数ある。背景には何があるか。

[令和2年11月17日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・ 継続になったものは、主に延長案件である。
- ・ 平成26年12月に特定秘密保護法が施行され、各省庁は、その時点で持っていた情報をまとめて特定秘密に指定した。それらの指定の有効期間は大体5年間であったため、令和元年12月に期限が到来し、一度に350件余りの延長が行われた。その延長書が到着したのが、令和2年1月以降だった。
- ・ 延長書が到達して初めて特定秘密が延長されたことを認識し、その後、これらについて、ハコ自体が適切に作られているか、また、有効期間の延長の期間が適切であるか等について、個々に検討する必要がある。通常であれば、延長の適正性を3月（検証・監察期間として設定した期間）までに判断しなければならないが、大量の件数が一度に来てしまったために、今まで処理が終わらず検証・監察を継続としている状況である。

2 令和元年「政府に対する意見」（審査会意見）への政府の対応状況

令和元年年次報告書において、行政における特定秘密保護制度の運用状況に対し、審査会として合意した事項を「政府に対する意見^(※1)」（審査会意見）として記載し、早急に改善を図ることを求めた。

当審査会は、関係行政機関から、この審査会意見に基づき講じた措置又は講ずる予定の措置等について説明を聴取した。以下、その概要について、下掲の項目毎に、順次記述する。

（※1）令和元年審査会意見の項目

- 1 運用基準の見直し関係
- 2 特定秘密の指定の在り方関係
- 3 テロ関連情報の収集関係
- 4 保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄関係
- 5 独立公文書管理監関係
- 6 当審査会への対応状況関係
- 7 特定秘密の管理関係

1 運用基準の見直し関係	
意見	各行政機関における対応
運用基準の見直しにつき、当審査会からの意見 ^(※2) に加え、パブリック・コメント等により国民の意見も考慮した上で内容を見直し、その結果を当審査会に報告すること。	【内閣情報調査室】 運用基準の見直しについては、政府において、両院の情報監視審査会、情報保全諮問会議の有識者委員、特定秘密を取り扱っている関係省庁などの意見を踏まえ検討を行い、令和2年6月16日、閣議決定を行った。なお、見直しに際し、審査会のご指摘を踏まえ、国民の意見も考慮するため、4月7日から20日までの間、パブリック・コメントにて意見募集を実施した。 (今回の運用基準の見直しにおいて)衆議院情報監視審査会からの意見等を踏まえて、特定秘密指定管理簿の特定秘密の概要を具体的に記述するよう努めることを盛り込んだ。 (令和2年11月17日 審査会)

(※2) 平成30年審査会意見(抄)

1 運用基準の見直し関係

- (1) 本年12月に特定秘密保護法施行後5年となり、運用基準を見直す時期を迎えることから、これまで当審査会が指摘してきた以下の事項につき、運用基準に盛り込むことを検討し、その結果を当審査会に報告すること。
 - ①特定秘密の名称に係る統一方針
 - ②行政文書が不存在の特定秘密関係
 - ・いわゆる「あらかじめ指定」を行う場合の厳格な要件
 - ・指定管理簿への記載等記録に残すための措置
 - ③作成から30年を超える特定秘密文書の管理における厳格な手続き
 - ④独立公文書管理監の活動状況の審査会への報告
 - ⑤独立公文書管理監による検証・監察関係
 - ・各行政機関による特定秘密文書の保存期間の判断の妥当性を検証する業務
 - ・保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄に対する検証・監察業務
 - ・保存期間満了時の措置の検証・監察の際に歴史についても識見の高い専門家からも意見聴取するプロセス
- (2) 運用基準の見直しに当たり、(1)以外の改正等を行おうとする場合には、当審査会に報告すること。また、運用基準の見直しのスケジュールが決まり次第、速やかに当審査会に報告すること。なお、(1)の②に関連し、複数の行政機関が同一の特定秘密を指定しているものについては、文書を保有しないことの正当性について、適切な説明をすること。

2 特定秘密の指定の在り方関係	
意見	各行政機関における対応
内閣情報調査室は、各行政機関における特定秘密の指定要件の該当性判断が政府として統一的になされているか、法施行から5年を迎えたのを契機として改めて精査すること。さらに、各行政機関においては、指定の対象情報の整理に努めること。また、独立公文書管理監は、特定秘密の指定の検証・監察の際に、各行政機関における特定秘密の指定要件の該当性判断が政府として統一的になされているかという観点からも実施するよう努めること。	【内閣情報調査室】 関係省庁に対し、指定要件の該当性判断は厳格に行うこと、また審査会からの求めに対しては指定要件を満たす理由を明確に説明するよう周知した。 （令和2年11月17日 審査会） 内規に基づき、特定秘密の指定の理由の点検を年1回以上実施し、3要件に該当するか否かを判断している。 運用基準を踏まえ、特段の秘匿の必要性を巡る状況の変化や特定秘密である情報と同一性を有する情報の公表状況等を確認し、指定の要件が充足されていることを確認するなど、引き続き適切な管理に努める。 （令和2年11月24日 審査会）
	【国家安全保障会議・内閣官房（国家安全保障局）】 内規に基づき特定秘密の指定の理由の点検を年1回以上実施している。その際、運用基準の改正を踏まえ、特定秘密の指定の3要件における特段の秘匿の必要性を巡る状況の変化や特定秘密である情報と同一性を有する情報の公表状況等を確認するなど、引き続き適正な管理に努めていく。 （令和2年11月24日 審査会）
	【内閣官房（事態対処・危機管理担当）】 内規に基づき、指定の理由の点検を年1回以上実施している。本年6月の運用基準の改正を踏まえ、引き続き適切な管理に努める。 （令和2年11月24日 審査会）
	【警察庁】 訓令に基づき、特定秘密の指定の理由の点検を年1回以上実施しており、令和元年中は12月に点検を行い指定の3要件を満たしているか否かを確認した。本年6月に見直しが行われた運用基準に基づき、特段の秘匿の必要性を巡る状況の変化や特定秘密である情報と同一性を有する情報の公表状況等を確認するなど、指定の対象情報の整理に努めている。 （令和2年12月3日 審査会）
	【総務省】 特定秘密保護法の規定に基づき、指定の3要件（①別表該当性、②非公知性、③特段の秘匿の必要性）を満たす情報のみを特定秘密に指定している。 （令和2年12月3日 審査会）

2 特定秘密の指定の在り方関係	
意見	各行政機関における対応
	【経済産業省】 内閣情報調査室の精査を踏まえ、指定の対象情報について整理に努めていく。 (令和2年12月3日 審査会) 【海上保安庁】 毎年12月に特定秘密の指定要件を確認し、それぞれの特定秘密が指定の3要件を満たしているかも含めて、指定の理由を点検し、指定の対象情報の整理に努めている。 (令和2年12月3日 審査会) 【防衛省】 例えば、令和元年12月に指定の延長等を行った際に、指定に係る対象情報の範囲を明確にするため、対象情報の期間を区切ることとするなど、対象情報の管理を実施している。 今後も、運用基準に基づき対象情報の出現の可能性を慎重に判断するとともに対象情報の範囲を明確にするなど、情報の適切な管理に努め、特定秘密保護法の適切な運用に努める。 (令和3年3月18日 審査会) 【独立公文書管理監（情報保全監察室）】 特定秘密に関する検証・監察は、法令や運用基準に定められた既存のルールに基づいて行っているところ、特定秘密保護法等の適正な運用の確保に資するよう、ご指摘の観点も念頭に置きつつ、引き続き厳正かつ実効的な検証・監察を実施してまいりたい。 (令和2年11月17日 審査会)

3 テロ関連情報の収集関係	
意見	各行政機関における対応
2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を控え、政府全体としてテロ関連情報の収集・管理には万全を期すとともに、特定秘密に指定すべき情報の入手、提供等があった場合には、適切に指定すること。また、テロ対策に遺漏のないよう情報共有の在り方にも留意すること。	【内閣情報調査室】 関係省庁に対し、適切に指定するとともに、特定秘密保護法第 20 条に基づき、関係省庁間で情報共有を図るよう周知した。 (令和 2 年 11 月 17 日 審査会) テロの未然防止に万全を期すために、関係省庁が保有する情報をいかに適時適切に共有するかが重要であり、情報コミュニティ省庁を中心に、適時適切に情報の共有を行うよう努める。 (令和 2 年 11 月 24 日 審査会) 【警察庁】 特定秘密の 3 要件を満たす情報については、厳格な判断の上、過不足なく特定秘密に指定している。また、法第 6 条に基づき、警察庁が必要と判断した際には情報を提供し、逆に必要があれば情報の提供を受けるなど、関係行政機関と必要な情報については適時適切に共有を行っており、テロの未然防止に効果的な活用を図っている。 (令和 2 年 12 月 3 日 審査会) 【公安調査庁】 当庁の職員が特定秘密に該当する情報があると認めた場合には、ただちに適切な措置を講ずるものとする旨を内部規定で規定しているほか、法第 3 条が定める指定の要件について、毎年実施している保全教育の機会を利用して周知徹底している。 当庁が収集する多くのテロ関連情報は、国際テロ組織やその活動をめぐる周辺情報を始め、それが特定秘密に当たるか当たらないにかかわらず、迅速かつ適切に関係機関等と共有している。 (令和 2 年 12 月 3 日 審査会)

4 保存期間 1 年未満の特定秘密文書の廃棄関係	
意見	各行政機関における対応
保存期間 1 年未満の特定秘密文書の廃棄状況を、国会報告における特定行政文書ファイル等の廃棄状況の項目に記載することを検討すること。	【内閣情報調査室】 保存期間 1 年未満の特定秘密文書の廃棄関係について、ご指摘を受け、来年の国会報告では、廃棄の状況を「行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況」の項目に記載することを検討中である。 （令和 2 年 11 月 17 日 審査会）

＜特定秘密文書の廃棄の現状＞

当審査会は、発足当初から特定秘密文書の廃棄について注視してきた。この件について、平成 29 年 4 月、国会質疑や新聞報道等があった。これを受けて、当審査会も改めて詳細な資料要求を行ったところ、内閣情報調査室において作成した類型（以下、「平成 29 年提出資料の類型」という。）に従って、平成 28 年中に廃棄された保存期間が 1 年未満の特定秘密文書の件数が提出された。

その後、近年の公文書管理の在り方についての批判の高まりを契機に、政府が各省庁に公文書の取扱いについて示す指針である「行政文書の管理に関するガイドライン」が平成 29 年 12 月に改正され、保存期間を 1 年未満と設定することができる文書の類型（以下、「改正ガイドラインの類型」という。）が新たに作成された。

平成 30 年、当審査会から、特定秘密文書の廃棄件数について前年同様の資料要求を行ったところ、政府からは、この改正ガイドラインの類型に沿って、平成 29 年中に廃棄された保存期間が 1 年未満の特定秘密文書の件数が提出された。これに対し、文書廃棄の継続的監視の観点から前年との比較も必要と判断し、改めて平成 29 年提出資料の類型に基づく報告も求めたところ、政府からこれに応じた廃棄件数が提出された。令和元年以降も、引き続き両類型に基づく件数の提出を求めてきたところである。

上記の経緯を踏まえ令和 2 年も、政府より、改正ガイドラインの類型及び平成 29 年提出資料の類型の双方に基づき、令和元年中に廃棄された保存期間 1 年未満の特定秘密文書の件数が各々提出された。これらを集計し、表に取りまとめたものが《表 2-4-1》《表 2-4-2》である。

《表 2-4-1》令和元年中に廃棄された保存期間 1 年未満の特定秘密文書件数（改正ガイドラインの類型）

ガイドラインの類型		廃棄件数
1	別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し	502,157
2	定型的・日常的な業務連絡、日程表等	568
3	出版物や公表物を編集した文書	0
4	〇〇省の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答	0
5	明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書	0
6	意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書	16,319
7	保存期間表において、保存期間を 1 年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書	584
8	新ガイドラインの類型（上記1～7）に該当しない文書	0
		合計 519,628件

※保存期間 1 年未満の特定秘密文書を廃棄した行政機関は、内閣官房、内閣府、警察庁、公安調査庁、外務省及び防衛省の 6 機関であった。

（政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成）

《表 2-4-2》令和元年中に廃棄された保存期間 1 年未満の特定秘密文書件数(平成 29 年提出資料の類型)

類型				文書の廃棄を 問題なしとする理由	該当省庁	廃棄件数	
1	別途1年以上の保存期間で 正本・原本が管理されている 行政文書の写し	(1)	別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の媒体・言語の変更を伴わない複製文書	複製	内閣官房	15,167	503,273
					内閣府		
					公安調査庁		
					外務省		
					防衛省		
		(2)	別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の媒体・言語のみが変更された文書	媒体・言語の変更であり、元となる行政文書は存在する	内閣官房	2,360	
					警察庁		
					公安調査庁		
		(3)	別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の内容の全部又は一部が転記された文書	他の行政文書に廃棄した行政文書の内容が含まれる	内閣官房	485,415	
					防衛省		
		(4)	他の行政機関が引き続き保管している文書	他の行政機関に行政文書が存在しており、廃棄した行政文書の内容を把握できる	内閣官房	331	
					警察庁		
外務省							
防衛省							
2	別途1年以上の保存期間で 正本・原本が管理されている 行政文書の素材	別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書に吸収された内容が記された文書	吸収した行政文書から廃棄した文書の内容を把握できる	[不開示情報]	15,738	15,738	
3	暗号関係	一定の期間ごとに作成・変更される暗号化及び暗号の解読に必要な情報を記録する文書	数字の羅列であり、行政文書自体に歴史性がない	内閣官房 防衛省	617	617	

合計 519,628 件

(政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

5 独立公文書管理監関係

意見	各行政機関における対応
(1) 運用基準の見直しを契機として、同基準において定められている独立公文書管理監の具体的な権限について、将来的に、法律において定めることを検討すること。	【独立公文書管理監（情報保全監察室）】 今後、現行の運用面での支障の有無等を踏まえ、検討が必要と考えられる場合は、関係省庁とともに連携してまいりたい。 なお、現在のところ、独立公文書管理監に与えられた権限で、検証・監察に支障が生じているとは感じていない。 (令和2年11月17日 審査会)
(2) 「特定行政文書ファイル等にすべきものの存否」に関する検証・監察については、実施件数を増やし知見を深め手法を確立する等、実効性向上に向けた取組を更に継続すること。また、特定秘密に指定すべき情報が意図的に外されていないかとの観点から実施されるものについても同様に実効性向上に向け取り組むよう努めること。	【独立公文書管理監（情報保全監察室）】 「特定行政文書ファイル等にすべきものの存否」に関する検証・監察については、平成30年度は、2つの行政機関に限って検証・監察を実施したが、令和元年度は、平成29年中に保存期間1年未満の特定秘密文書を廃棄したとされる9行政機関全てに対してヒアリングを実施するなど、その対象を拡大し、実効的な検証・監察に取り組んでいる。 また、特定秘密に指定されるべき情報が特定秘密として指定されない場合、特定秘密保護法による保護措置が講じられず、適切でないものと思料されるところ、当室は、検証・監察において様々な情報に接するものであることから、ご指摘の趣旨も踏まえつつ、引き続き検証・監察の実効性向上に向けて取り組んでまいりたい。 (令和2年11月17日 審査会)

6 当審査会への対応状況関係	
意見	各行政機関における対応
(1) 政府においては、当審査会の調査に関し、特定秘密の指定等の適正性を説明する過程において必要がある場合は、特定秘密以外の不開示情報についても、積極的に説明するよう努めること。	【内閣情報調査室】 審査会においては特定秘密以外の情報を用いた説明等の丁寧な対応に努めるよう関係省庁に対し周知した。 (令和2年11月17日 審査会) 【警察庁】 国権の最高機関である国会の審査会において特定秘密の指定等の適正性について十分な調査を行うことができるよう、特定秘密以外の不開示情報についても必要な説明に努める。 (令和2年12月3日 審査会) 【海上保安庁】 審査会への丁寧な説明が国会の信頼、ひいては特定秘密保護制度に対する国民の信頼を得られることにつながることを強く認識し、当審査会からの説明要求には真摯に対応していく。 (令和2年12月3日 審査会)
(2) 外務省においては、ニード・トゥ・ノウの原則に最大限配慮しつつも、省全体の特定秘密を統括的に把握し説明できる部局を定めるよう検討を行い、対応を見直すこと。	【外務省】 当該意見について外務省内で鋭意検討を行い、大臣官房がその役割を担うこととした。審査会においても、外務省全体としての対応の一貫性を確保するために、大臣官房の政府参考人は他部局のセッションにも同席させていただく。 (令和3年3月16日 審査会)

7 特定秘密の管理関係	
意見	各行政機関における対応
特定秘密文書を誤って廃棄した事案や、可搬記憶媒体のデータが毀損した事案が見られたことから、各行政機関においては特定秘密の管理体制を改めて検証の上、必要と認めた場合は管理体制を見直すこと。	【内閣情報調査室】 特定秘密の管理に関し、不適切事案の発生の未然防止に努めるよう周知した。 （令和２年１１月１７日 審査会）
	【内閣官房】 令和元年中に特定秘密文書を誤廃棄したことから、職員に対する秘密保全教育を実施し、改めて必要な知識の習得と意識の高揚を図り、秘密の保護を徹底した。今後についても、適時適切に教育を実施して秘密の保護を徹底し、特定秘密の適切な管理に努める。 （令和２年１１月２４日 審査会）
	【警察庁】 警察庁における特定秘密の保護に関する訓令に基づき、特定秘密の保護の状況について、毎年度２回以上検査を実施することとしており、今年度は令和元年８月と令和２年３月に実施し、特定秘密の適切な管理に努めている。 （令和２年１２月３日 審査会）
	【総務省】 総務省特定秘密保護規程に基づき、従前より特定秘密を厳正に管理しており、管理体制についても本年６月に改めて検証を行い、問題がなかったことを確認した。引き続き適切に管理してまいりたい。 （令和２年１２月３日 審査会）
	【公安調査庁】 データの移行・保存作業時に複数人が複数回の確認を行っているほか、担当部署以外の部署に所属する職員が定期的にデータの取扱いや保存、管理状況について確認を行うなど、重層的なチェック体制を構築している。 （令和２年１２月３日 審査会）
	【経済産業省】 このような事案は生じたことはないが、引き続き、適切な運用に努めていく。 （令和２年１２月３日 審査会）
	【海上保安庁】 今後も適切な管理運用に努めていく所存である。 （令和２年１２月３日 審査会）

意見全体に対する対応関係

【法務省】

特定秘密の管理については、特定秘密保護法、その施行令、運用基準及び法務省特定秘密保護規程に従っているところ、特定秘密の保護のための措置を適確に講じることが特定秘密を取り扱う者の責務とされていることを踏まえ、引き続き、その適正な運用に努めてまいりたい。

(令和2年12月3日 審査会)

【出入国在留管理庁】

特定秘密の指定、特定秘密の取扱いの業務及び適性評価に関する手続等については、特定秘密保護法、同法施行令、運用基準及び出入国在留管理庁特定秘密保護規程に従って実施しているところ、衆議院情報監視審査会におけるこれまでのご意見を踏まえ、制度所管庁等と必要な連携を図りつつ、引き続き、その適正な運用に努めてまいりたいと考えている。

(令和2年12月3日 審査会)

○その他（過去の「政府に対する意見」関連）

＜行政文書が不存在である特定秘密の現状＞

行政文書が不存在である特定秘密については、過去複数回²¹にわたり、当審査会の年次報告書における「政府に対する意見」の中で指摘してきており、引き続き政府における対応を注視している。令和2年においても、各行政機関より特定秘密ごとの文書件数等についての資料の提出を受けたところ、これらを集計し、表に取りまとめた《表 2-5》。

《表 2-5》行政文書不存在（令和元年末時点）の特定秘密の現状（行政機関別）

行政機関名	行政文書が不存在の特定秘密件数	行政文書が不存在である理由	件数
内閣官房	11	複数の特定秘密が記録された文書で代表的なもので計上しているもの	11
外務省	1	他機関が保有しているもの	1
防衛省	110	複数の特定秘密が記録された文書で代表的なもので計上しているもの	21
		他機関が保有しているもの	11
		物件が存在しているもの	76
		行政文書も物件もないが、具体的な情報が（職員の知識として）存在するもの	(※) 2
防衛装備庁	2	複数の特定秘密が記録された文書で代表的なもので計上しているもの	2

(※) 令和2年に文書作成済み。

(政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

²¹ 平成28～30年審査会意見

なお、行政文書が不存在の特定秘密のうち、その理由が「(自機関は文書を保有していないが) 他機関が保有しているもの」であるのは計 12 件(外務省 1 件、防衛省 11 件)である。平成 30 年審査会意見 1 (2)においては、このような特定秘密を指定している行政機関に対し、自機関において文書を保有しないことの正当性を適切に説明するよう求めているところである。

3 特定秘密の指定・解除

指定行政機関からの説明聴取及び質疑

※質疑が行われなかった行政機関については、質疑の記載をしていない。

ア 国家安全保障会議（令和2年11月24日審査会）

（7）政府参考人からの説明概要

（令和元年中の特定秘密の指定・解除状況）

国家安全保障会議では、令和元年末時点で6件の特定秘密を指定している。6件のうち5件は平成30年末までに指定したものである。

令和元年中に指定した特定秘密1件の概要は「平成31年に開催した国家安全保障会議の会合の審議を経て確認した国家安全保障会議の議論の結論のうち、当該会合において特定秘密に該当すると確認されたもの」である。

令和元年末時点で、2件の特定秘密について指定の有効期間を5年延長した。また、令和元年末までに指定した特定秘密のうち、令和元年中に有効期間が満了したものはなかった。

令和元年末までに指定した特定秘密のうち、令和元年中に特定秘密の指定を解除したものはない。

（指定書における記載事項の変更）

2件の特定秘密について、指定の有効期間の延長に伴う変更を行った。

（4）主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 国家安全保障会議の議事録は特定秘密に該当するのか。

[令和2年11月24日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 国家安全保障会議には、9大臣会合、4大臣会合などがあるところ、9大臣会合は、かつての安全保障会議が有していた文民統制の機能を有する会合であり、この会議の結論は、基本的に閣議にかけられ公表される。
- ・ 4大臣会合については、会議の核心部分である結論部分を特定秘密にしているが、全ての4大臣会合の会議の結論を特定秘密としているわけではない。

問 1-2. 議事録自体は存在するのか。その一部分を指定しているということか。

[令和 2 年 11 月 24 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 4 大臣会合の記録については、ガイドラインに基づき、記載すべき事項を全て記載している。発言者、議題、議事の結論等、内容について記載している。その議事の記録の中で、会議の結論部分のみが特定秘密に指定されている。
- ・ 特定秘密保護法の趣旨に基づき、特定秘密の指定は謙抑的に行うという観点から、これまで会議の結論部分のみを特定秘密として指定してきている。

問 1-3. 結論部分が特定秘密に指定されとのことだが、国家安全保障局が管理をしているということか。

[令和 2 年 11 月 24 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 国家安全保障会議は合議制の行政機関である。国家安全保障会議設置法に基づき、会議の事務は内閣官房国家安全保障局が行うことになっているので、同局において国家安全保障会議の議事の記録を管理している。

問 2-1. 令和 2 年 3 月末から、同年 4 月初めに緊急事態宣言が出されるまでの間、頻繁に国家安全保障会議が行われた。極めて異例なことだと思うが、この会議は普通の国家安全保障会議の一つなのか。一連の会議の中に、特定秘密に該当するものはあるのか。

[令和 2 年 11 月 24 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 特定の緊急事態対応のため開かれる、緊急事態大臣会合というものがある。ご指摘のとおり、令和 2 年は新型コロナウイルス対応のため、1 月 31 日、2 月 6 日、2 月 12 日、2 月 26 日、3 月 5 日等々、緊急事態大臣会合を頻繁に開催している。

- ・これまでの緊急事態大臣会合の多くは、持ち回り会合という形で開催されている。その内容は、新型コロナウイルス感染症対策本部会議や閣議を経て対外的に公表されているものがほとんどである。

問 2-2. そのような緊急事態大臣会合の文書は残っているのか。その公表、非公表はどう判断するのか。令和 2 年 3 月に限って見た場合、特定秘密に該当するものはあるのか。

[令和 2 年 11 月 24 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・持ち回り開催の場合でも、緊急事態大臣会合の資料は全て保存している。
- ・令和 2 年 3 月は、5、10、18、23、26 日に緊急事態大臣会合が開催されている。
- ・(特定秘密に該当するものはあるのかという問いについては) [不開示情報]。

問 3. 国家安全保障局経済班が所管する経済安全保障に関する情報について、特定秘密に該当する余地はあるのか。

[令和 2 年 11 月 24 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・A I や量子などの革新的技術が出現し、安全保障と経済を横断する領域で国家間の競争が激化している。安全保障の裾野は経済、技術分野に急速に拡大し、安全保障と経済を横断する領域でさまざまな課題が顕在化しているところである。こうした情勢を踏まえ、国家安全保障会議として、経済安全保障上の課題について、俯瞰的、戦略的な観点から議論を行っている。
- ・国家安全保障会議が指定している特定秘密には、経済安全保障に係る情報を含むものもある。

問4. 4大臣会合の議論の結論部分が特定秘密に指定され、後日、非公知性を失ったり、秘匿する必要がなくなったりした場合、秘密区分変更の可能性はあるのか。その場合の当審査会への報告は担保されているのか。

[令和2年11月24日審査会]

〔答弁概要〕

- ・内容が公知の事実になるなどして指定要件を満たさなくなったときの対応に関し、指定要件を充足しているかの判断に当たっては、その情報の内容に応じて、これを知る必要がある者、実際にこれを知っている者、その時点までのその情報の管理の状態等の要素を勘案して個別具体的に行うべきものと考えている。
- ・施策の決定等により公表された一部の内容があったとしても、それによって直ちに指定の要件を満たさなくなるわけではないと考えている。
- ・一般的に、特定秘密と確認された国家安全保障会議の議論の結論については、指定の要件を満たさなくなった場合、特定秘密の指定の解除又は一部解除を検討した上で、解除又は一部解除となれば、当該議論の結論を記録した特定秘密文書の秘密区分を極秘文書等に変更することになると考えている。
- ・4大臣会合の審議は、内閣総理大臣、官房長官、外務大臣、防衛大臣等の安全保障の任に当たる政府最高首脳が自由闊達な意見を述べ合う場であり、関係閣僚からの国益を踏まえた極めて真剣かつ率直で忌憚のない発言や議論が生まれることをできるだけ担保するため、情報の取扱いについて最大限秘匿するよう意を用いており、情報の共有は極めて限定的とするなど、ほかに類を見ないほど機密性が高い内容である。
- ・この点は、特定秘密保護法を可能な限り謙抑的に運用する観点から検討した結果として、議論の結論が特定秘密に当たらないと判断された場合であっても同様であり、（議論の結論を記録した特定秘密文書の秘密区分を極秘文書等に）変更した場合であってもその具体的内容を情報監視審査会に提示することは困難であることにつき御理解を賜りたい。

イー① 内閣官房（国家安全保障局）（令和２年１１月２４日審査会）

政府参考人からの説明概要

（令和元年中の特定秘密の指定・解除状況）

国家安全保障局では、令和元年末時点で７件の特定秘密を指定している。そのうち６件は平成３０年末までに指定したもので、令和元年中に新たに指定した特定秘密は１件である。

令和元年末時点で、１件の特定秘密について、指定の有効期間を５年延長した。また、令和元年末までに指定した特定秘密のうち、令和元年中に指定の有効期間が満了したものはない。

また、令和元年末までに指定した特定秘密のうち、令和元年中に特定秘密の指定を解除したものはない。

指定書等における記載について、１件の特定秘密の指定の有効期間の延長に伴い、指定書及び指定管理簿の記載を変更している。

（廃棄に係る独立公文書管理監の検証・監察中の特定秘密文書）

検証・監察中の行政文書ファイルは６件である。これらは全て、別途、正本・原本が管理されている行政文書の写しである。

イー② 内閣官房（事態対処・危機管理担当）（令和２年１１月２４日審査会）

政府参考人からの説明概要

（令和元年中の特定秘密の指定・解除状況）

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）では、令和元年末時点で２件の特定秘密を指定している。

当該２件の特定秘密は、いずれも「領域保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針」に関して指定したものである。

令和元年中に、当該２件の特定秘密の指定の有効期間を５年延長した。

（廃棄に係る独立公文書管理監の検証・監察中の特定秘密文書）

検証・監察中の行政文書ファイルは１件である。これは、他の特定秘密管理者から提供を受けた複製物であり、今後、使用の見込みがなく、歴史公文書等にも該当しないと判断している。

イ③ 内閣官房（内閣情報調査室）（令和２年１１月２４日審査会）

（７）政府参考人からの説明概要

（令和元年中の特定秘密の指定・解除状況）

内閣情報調査室では、令和元年末時点で 78 件の特定秘密を指定しており、そのうち 73 件は平成 30 年末までに指定されたものである。

令和元年中に新たに指定されたのは、情報収集衛星関係で指定した 1 件、外国の政府等との情報協力関係で指定した 2 件、人的情報源関係で指定した 2 件の計 5 件である。

令和元年中に指定の有効期間を延長した件数は 51 件であり、いずれも延長期間は 5 年である。また、同年中に特定秘密の指定の有効期間が満了したものはない。

令和元年中に特定秘密の指定を解除したものはないが、指定の一部を解除したものは 12 件である²²。この 12 件は、運用が終了した情報収集衛星及びその地上システムに用いられる暗号に関する情報について、一部を解除したものである。

（指定書等における記載の変更）

令和元年中、指定書及び指定管理簿の記載を変更したものは 51 件である。

これら 51 件については、指定の通算の有効期間を追記するなどの変更を行った。

また、このうち 12 件については、指定の一部解除に伴う変更を行った。既に運用を終了した情報収集衛星及びその地上システムに係る暗号の鍵については、現在運用中の他の暗号を推察されるおそれがあったと判断したことから、当該特定秘密の対象情報及び指定の理由から情報収集衛星及び地上システムに係る暗号の「鍵」を削除するなどの変更を行ったものである。

他方、アルゴリズム及び鍵の配送方式については、現在運用中の暗号が推察されるおそれがあるため、指定を延長している。

（廃棄に係る独立公文書管理監の検証・監察中の特定秘密文書）

検証・監察中の行政文書ファイルは 1 件である。

廃棄の理由は、当該文書が電磁的記録として管理している正本・原本の一部を複製して紙媒体で保有しているものであり、今後使用の見込みがなく、歴史公文書等に該当しないためである。

²² 巻末 参考資料Ⅵ参照

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問 1-1. 近時の企業に対する不正アクセス事案において、特定秘密の流出はなかったのか。適合事業者における秘密情報の防護体制はどのようなになっているか。また、そのことについての検査・聞き取り調査を行っているのか。

[令和 2 年 11 月 24 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ ご指摘の事案において、特定秘密の流出はないものと認識している。
- ・ 適合事業者には保全規則を作成させるとともに、電磁的記録を扱う際にはインターネットに接続しないクローズドのシステムで管理させている。

問 1-2. 適合事業者に対しては、内閣官房としてどのような制約・責任を課しているのか。

[令和 2 年 11 月 24 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 適合事業者に対しては、特定秘密保護法に基づき、契約で特定秘密の保護措置を定めている。その内容については、政令で定めるべき事項が決まっており（特定秘密の取扱いに関する事項（保管方法、記録方法）、従業員に対する教育、保管状況の点検等）、事業者はそれを保全規則として定めることになっている。
- ・ 当該規則を内閣官房で点検した上で、適合事業者である旨の判定を下している。事業者には年 1 回立入検査もしている。
- ・ サイバー攻撃との関連で言えば、特定秘密に関する電磁的記録は、インターネットにつながっているシステムでは取り扱わないようにさせている。

問 2-1. 内閣官房に対するサイバー攻撃への対応はどのようなになっているのか。

[令和 2 年 11 月 24 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 内閣官房に対するサイバー攻撃については、政府機関として内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）と連携しつつ、日常的に

監視をしている。現時点において、内閣情報調査室に対するサイバー攻撃により、情報流出が生じた事例はない。

問 2-2. 特定秘密の防護はどのように図られているのか。

[令和 2 年 11 月 24 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 文書の形のものについては金庫に入れるなど、厳格に管理している。電磁的記録についても、外部のインターネットからアクセスできるような形では保存しておらず、厳格な措置を講じている。

問 3. 特定秘密文書の廃棄協議とは、どこで行われているのか。

[令和 2 年 11 月 24 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 廃棄協議は、独立公文書管理監による検証・監察を経て、廃棄妥当の通知を受けた後に、内閣総理大臣との間で行われる。

問 4. 特定秘密保護法の施行後、どのような国から情報をもらえるようになったのか。また、情報の質が具体的にはどのように高まったのか。

[令和 2 年 11 月 24 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 特定秘密保護法の施行により、我が国における情報保全制度の信頼性が高まり、外国政府機関等からの情報提供が促進されているところである。
- ・ 法施行前は、諸外国から機微な情報の提供を受ける際は、我が国における情報保全措置を逐一問われていたが、法施行により情報共有の基盤が制度化されたことで、より円滑に情報が共有されるようになった。
- ・ 特定秘密かどうかにかかわらず、広く友好国から、我が国の安全保障政策等に資する、より質の高い情報が迅速に得られるようになった。

- ・友好国からも、機微な情報を守る法的な枠組みができ、日本のパートナーに対して迅速な情報提供を実施できる旨の評価を得ており、さらに信頼関係が強化されたと認識している。

○委員からの指摘事項

映画「スノーデン²³」などを見ると、我が国の情報はほとんど漏れているように描かれている。インターネットにつないでいなくとも、電源コンセントを経由して情報を盗み取る技術もあると聞いている。インターネットにつながっていないから大丈夫というのは説明になっていないと思う。

我が国のサイバーセキュリティ技術は、それほど高度なものとは考えていないので、その点、今後勉強してほしい。

²³ エドワード・ジョセフ・スノーデン (Edward Joseph Snowden) 氏について描いた映画。同氏は、米中央情報局 (C I A) 元職員。2013 年 6 月、英紙ガーディアンが「米国家安全保障局 (N S A) が米電話会社の通話記録を毎日数百万件収集」と報道し、同氏が情報源として名乗り出た (『朝日新聞』(2018. 6. 30) 等)。

ウ 警察庁（令和２年１２月３日審査会）

（ア）政府参考人からの説明概要

（令和元年中の特定秘密の指定・解除状況）

警察庁においては、令和元年中に５件の特定秘密を指定した。

これら５件は、平成３０年以前にも（年ごとに）期間を区切って指定をしていたもので、令和元年分についても指定をしたところである。その内訳は以下のとおりである。

- ①警察庁の特殊部隊等の戦術や運用に関する情報
- ②国際テロを実行するおそれのある個人や組織の動向等に関する情報
- ③国内テロを実行するおそれのある個人や組織の動向等に関する情報
- ④外国政府等との情報協力業務に関する情報
- ⑤警察の人的情報源に関する情報

また、警察庁においては、令和元年中に指定の解除（一部解除を含む。）は行われていない。

（令和元年中の特定秘密の指定の有効期間の延長及び満了）

警察庁においては、令和元年中に特定秘密の指定の有効期間の満了を迎えた２２件の指定について、いずれも指定の有効期間を５年延長した。なお、令和元年中に指定の有効期間が満了したものはなかった。

（イ）主な質疑及び答弁の概要

問１．警察庁が保有する特定秘密文書に「都道府県警察のみ」が保有しているものがあるが、これはどういうものか。警察全体で共有しないのか。

[令和２年１２月３日審査会]

〔答弁概要〕

- ・警察全体で共有すべきものは警察庁も同時に保有しているが、警察庁が必ずしも保有する必要のない文書もある。都道府県警察のみで完結する事柄あるいは中身のものがあるのだが、詳しく申し上げることは差し控えたい。

問2. 東京オリンピック・パラリンピックが延期されたが、今年に入ってから、テロの発生という点で特に緊張した場面があったのか。

[令和2年12月3日審査会]

〔答弁概要〕

- ・特定秘密とは離れた話になるが、今のところ特異な事案に関する情報には接していない。

問3. 特定秘密保護法を5年間運用して、諸外国からどのような評価を受けているのか。また相互の情報のやりとりが円滑に進んでいるのか。

[令和2年12月3日審査会]

〔答弁概要〕

- ・特定秘密保護法ができたことにより、（我が国に対する）信頼感が増したと思えるような相手国からの反応はあった。
- ・法施行前は、機微な情報の提供を受ける際には、当該情報の管理をどうするか逐一確認されていたが、法施行後は「法律に従って特別な管理がなされる」と一言説明すれば、円滑に情報が交換できるようになった。
- ・情報の質としても、以前に比べるとかなり立ち入った情報も提供してもらえるようになったと認識している。

問4. 国内外のテロ情報は、リアルの話もサイバー空間の話もあると思うが、最近の動向はどうなっているか。

[令和2年12月3日審査会]

〔答弁概要〕

- ・サイバー（攻撃）の脅威は非常に大きくなっている。特定秘密に指定するか否かの問題を離れて申し上げると、サイバー攻撃に関する国際的な情報交換は、質・量ともに、格段に増してきている。それは、（特定秘密保護の）法制ができ、環境整備が整ったことの裏返しでもある。
- ・外国で行われたサイバー攻撃でも、日本に痕跡があったり、日本と関係のあるアドレスが出てきたりすることがある。
- ・諸外国のサイバー攻撃集団が、日本を含めて、かなり広範にターゲットにしてきているという実態を痛切に感じている。

問 5. 例えば世田谷の一家殺人事件²⁴など、国内の未解決事件の捜査情報は特定秘密に該当するのか。また我々を含めた政治活動に関するいわゆる公安情報は特定秘密に該当するのか。

[令和 2 年 12 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 特定秘密は、別表該当性の問題として、安全保障に関する情報とされており、一般の事件に関する情報はこれに該当しないと考えている。
- ・ 政治活動も当然該当せず、そもそも警察において、（事件捜査に関係のない政治活動に関する）情報収集活動は行っていない。

問 6. 攻撃者が使っているサーバーを突き止めたり、「Tor²⁵」を通じないと接続できない「ダークウェブ²⁶」に関する事案を把握したりした場合、そのような情報は特定秘密に当たるのか。指定管理簿綴りを見る限り、今のところそのような情報は特定秘密に指定されていないようだが、そのような理解でよいのか。

[令和 2 年 12 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 特定秘密に当たるかどうかは個別に判断するので、当たり得る場合もあるが、それは情報の中身や背景等々が別表該当性を満たすかどうかによる。サイバーに関するご指摘のような情報が特定秘密に該当するか否かを、一概に申し上げることは難しい。
- ・ 情報の中身が別表に該当するものであれば、（特定秘密には）当たり得る。個別の情報が特定秘密に指定されているかについては、お答えを差し控えさせて頂く。

²⁴ 平成 12 年 12 月 30 日（土）午後 11 時ころから 12 月 31 日（日）未明にかけて、東京都世田谷区上祖師谷三丁目で発生した強盗殺人事件で、家族 4 人が殺害された。

²⁵ 「The onion router」。インターネット上での通信経路の特定を困難にすることで匿名通信を行う手法。また、そのためのソフトウェア。米国海軍研究所が開発したソフトウェアを元にオープンソース化したものがあり、無償で利用できる。名称は、オニオン（タマネギ）の皮のように暗号化技術を何重にもかけることに由来する。内部告発情報をインターネット上に公開するウィキリークスや、平成 24 年（2012）に起きた遠隔操作ウイルス事件などで使われたことで知られる。トール（デジタル大辞泉、小学館）。

²⁶ 通常のサーチエンジンでは検索できない深層ウェブのうち、違法な物品の売買や犯罪行為に関する情報が掲載されているウェブページやウェブサイト（デジタル大辞泉、小学館）。

エ 総務省（令和２年１２月３日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

総務省の特定秘密は、在日米軍が使用する周波数に関する情報であり、令和元年末時点において、在日米軍が使用する設備ごとに９件を指定している。

在日米軍の電波の使用については、日米安全保障条約の下、日米地位協定に基づき、日米両政府の当局間の取決めによることとされており、日米が使用する電波の混信防止の観点から、総務省と在日米軍で必要な調整を実施しており、調整のため受領する文書のうち、米国政府が「SECRET」として分類している文書を特定秘密に指定している。

これらは、各指定書に記載のとおり、「法別表第２号イ細目 b」の「外国の政府等との協力の方針又は内容のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの」に該当する。その機密性の高さから、総務省としては、これら９件について公にする情報の範囲を限定している。

総務省では、総合通信基盤局長が指定する職員のみがこれらの情報を取り扱い、研修の実施、特定秘密を取り扱う執務室へのアクセス管理の徹底等厳格かつ適切な管理を実施している。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問１－１．在日米軍の周波数を特定秘密にしているとのことだが、防衛省の周波数は特定秘密に指定していないのか。

また、在日米軍の周波数は、日米合同委員会で扱われると思うが、どの会議体で扱い、それはどのくらいの頻度で開催されているのか。誰が代表者となっているのか。

[令和２年１２月３日審査会]

〔答弁概要〕

- ・防衛省の周波数については、在日米軍と同様に、必要な整備や機器の申請を受け、調整し、承認している。防衛省関係の周波数が特定秘密に該当するか否かは防衛省サイドが判断するものと考えている。
- ・防衛省からの申請協議にあたり、現在までに防衛省側から特定秘密に該当する情報の提供を受けたことはない。
- ・日米地位協定における調整・協議は、局長レベルとそれに相当する在日米軍側の代表者との間では、年１回程度開催している。その下の

実務者レベルでは頻繁に開催しており、必要に応じ毎月又は2、3か月に1回程度開催している。

問1-2. (問1-1でいう調整・協議とは) 日米合同委員会の分科会のことと思われるが、同分科会の会議録を特定秘密に指定しているのか。

[令和2年12月3日審査会]

〔答弁概要〕

・指定していない。

オ 法務省（令和２年１２月３日審査会）

（ア）政府参考人からの説明概要

令和元年中に、法務省において新たに指定又は解除した特定秘密はない。

（イ）主な質疑及び答弁の概要

問．（出入国在留管理庁が発足したが、）同庁が指定した秘密を、今後も法務省本省において指定を継続したり保有したりすることがあるのか。あるとすれば、その理由は何か。

[令和２年１２月３日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 出入国在留管理庁発足後に、特定秘密保護法第６条に基づき、法務本省から出入国在留管理庁に特定秘密の提供を行った。
- ・ 他方で、法務本省としても、（出入国在留管理庁に提供した）特定秘密をなお保有している。これは、出入国在留管理庁発足後もなお、法務本省としては出入国管理行政を担当していること、法務本省においてもこの特定秘密に基づく迅速な対応が必要になる場合が考えられることによる。

カ 出入国在留管理庁（令和２年１２月３日審査会）

（ア）政府参考人からの説明概要

令和元年中に、出入国在留管理庁において特定秘密を１件指定した。これは、令和元年４月に同庁が設置されたが、それまで法務省の旧入国管理局で管理していた特定秘密の提供を受け、新たに指定したものである。

（イ）主な質疑及び答弁の概要

問．特定秘密と離れた観点の質問となるが、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、留学生や実習生等外国人が、我が国に出入りできず困難な状況になっている。出入国在留管理庁として、これらの現状を真剣に捉え、日本政府として対応しているのか。

[令和２年１２月３日審査会]

〔答弁概要〕

- ・一昨年入管法が改正され、特定技能という新たな在留資格を設け、多くの労働者を受け入れられるようになった。これら新たに入ってきた労働者やこれまでの技能実習生については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下、仕事を辞めさせられるなどにより困窮していたり、航空機の運航制限により母国に帰国できないといった状況にある。政府としても、在留資格の更新を認めたり、帰国の支援をしたり、新たに就労可能な在留資格を付与するなど最大限の努力をしているところである。

キ 公安調査庁（令和2年12月3日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

公安調査庁では、令和元年中に新たに2件の特定秘密を指定した。その概要は、外国の政府から提供を受けた「特定有害活動の防止」に関する情報、外国の政府から提供を受けた「テロリズムの防止」に関する情報である。

また、令和元年中、12件の特定秘密について、指定の有効期間の延長を行った。いずれも、特定秘密の指定要件を満たす状況に変化はなく、有効期間を5年延長した。

なお、特定秘密の解除を行ったものはない。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問1. 特定秘密保護法の施行後、外国との情報のやりとりや、運用が改善された点は何か。また、公安調査庁のカウンターパートはどこで、カウンターパートからの評価はどうか。

[令和2年12月3日審査会]

〔答弁概要〕

- ・運用状況について、（特定秘密保護法制定との）明確な因果関係があるとは言えないが、入手した情報の件数等々を見ると、特に平成28年以降は前年より多くの情報が入手できるようになっている。推測でしかないが、特定秘密保護法が制定されたおかげで、こういった状況が生じているのではないかと。
- ・カウンターパートがどこかということについては、同盟国、諸外国の情報機関と言われているところである。

問2. 公安調査庁の指定する特定秘密は、内閣官房と外国政府から提供を受けたものが多く、公安調査庁が独自に収集・分析した情報は、平成26年以前は2件のみであり、平成27年以降（指定しなかった年は）、人的情報源の獲得や、情報の収集・分析は行っていないのか。

[令和2年12月3日審査会]

〔答弁概要〕

- ・人的情報源の獲得や、情報の収集・分析はきちんと行っているが、特定秘密に該当するようなものがたまたま生じなかったのだろうと考えている。

クー① 外務省（大臣官房）（令和３年３月１６日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

a 外務省全体

（特定秘密の指定・解除状況）

外務省においては、令和元年は１件新規指定している。

令和元年中に指定を解除した特定秘密はない。

b 大臣官房

（大臣官房で所掌する特定秘密の指定・解除状況）

大臣官房で指定している特定秘密は、令和元年末時点で４件である。

その内訳は、公電秘匿用暗号の情報、ファイル秘匿用暗号の情報、ネットワーク秘匿用暗号の情報、公衆網秘匿用暗号の情報の計４件である。

これらの情報は、いずれも令和元年１２月に有効期間満了を迎えたが、全て令和元年１２月１０日付けで指定の有効期間を５年間延長している。

指定の有効期間を延長した理由は、現時点においても法別表第２号ホに該当し、公になっておらず、本情報が漏えいすれば、暗号の強度、仕組みが露見し、情報の解読が可能となることで、外務省と在外公館との間でやり取りされている機微な内容の情報が露見することとなる。その結果、我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生ずるおそれがある。したがって、別表該当性、非公知性、特段の秘匿の必要性の３要件を満たしていることから、指定の有効期間を延長した。

大臣官房では、令和元年中に新たに指定した特定秘密はなく、また、解除もない。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問１．特定秘密保護法施行後、新たにどのような国から特定秘密の提供を受けられるようになったのか。また、法施行後にどの程度提供される情報の質が高まったのか。

[令和３年３月１６日審査会]

〔答弁概要〕

- ・情報の質の向上について、法施行以前は外国政府等から機微な情報の提供を受ける場合、保全措置が取られているか逐一確認されたが、法施行後は情報共有の基盤が制度化されたため、より円滑に情報を共有できるようになった。特定秘密か否かにかかわらず、広く友好国から、より質の高い情報を迅速に得られるようになった。

- ・外国政府等から協力を通じて提供を受けた情報の中には、特定秘密として取り扱われるものが含まれる。

問 2. 外国の政府より提供を受けた情報につき、一昨年 12 月に指定の有効期間を延長したものがあるが、延長の判断の際に、提供元国に対し、当該情報が当該国において公開されていないか等、非公知性を始めとする指定の要件の確認を行ったのか。

[令和 3 年 3 月 16 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・延長の判断の際は、外国政府等が講じる保全措置の変動等を総合的に勘案する。今回の延長を決定する時点では、指定の要件を満たしていないと認められる情報はなかった。

問 3. 報道によれば²⁷、過去に、米中央情報局（C I A）や独連邦情報局（B N D）が、スイスの暗号機製造会社「クリプト A G」を所有していたとされているが、外務省の各アルゴリズム仕様書は、国内で作ったものか、海外で作られたものか。

[令和 3 年 3 月 16 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・外国の会社の暗号機は使用していない。

問 4. アルゴリズムについて、将来、量子技術が発達し、現存する暗号を解読できるようになることをにらんで、暗号が掛かったまま情報を取得するということを米国などが相当行っているようだ。その辺りについての対応はどのようになっているのか。

[令和 3 年 3 月 16 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・量子コンピューターの実用化により解読が容易になるのは、高速な計算が必要な公開鍵暗号方式と承知している。状況を注視し、秘密保全対策に万全を期していきたい。

²⁷ 米紙ワシントン・ポストは令和 2 年 2 月 11 日、米中央情報局（C I A）や独連邦情報局（B N D）が、日本など世界 120 か国以上に暗号化装置を販売してきたスイスの会社を秘密裏に所有し、各国の外交公電を解読するなどして大量の秘密情報を収集してきたと報じている（『朝日新聞』（2020. 2. 13）等）。

クー② 外務省（国際情報統括官組織）（令和３年３月１６日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

（特定秘密の指定・解除状況）

令和元年末時点で、国際情報統括官組織が指定している特定秘密は 25 件である。

内訳は、①外国の政府又は国際機関から得られた情報 6 件、②内閣官房から提供を受けた衛星情報に関する情報 11 件、③内閣官房内閣情報調査室から提供を受けた情報 8 件である。

令和元年中に新規指定した件数は、1 件である。その内容は、外国の政府等から国際情報統括官組織に対し、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられているものとして、安全保障に関して提供のあった国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報及びそれを分析して得られた情報である。特定秘密保護法第 3 条第 1 項が定める 3 要件については、法別表第 2 号ハに該当し、同一性を有する情報が公表されておらず、この情報が漏えいし、又は公になった場合、当該外国の政府等との信頼関係や我が国の秘密保護に関する信用が著しく損なわれ、今後の情報提供や協力関係の存続、進展に重大な支障が生じ得ることにより我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあることの 3 要件を全て満たしている。

令和元年 12 月に有効期限を迎えた情報 20 件については、全て令和元年 12 月 26 日付けで指定の有効期間を 5 年間延長している。これらの指定の対象情報は、指定の 3 要件を引き続き満たすものと考えている。

令和元年中に指定を解除した特定秘密はない。

今後とも、国際情報統括官組織として、我が国の情報収集活動の発展を図る上で、情報提供元との信頼関係の維持発展が重要であること等を踏まえつつ、国会法等の規定に従って適切に対応を判断したいと考えている。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問. 大臣官房に対し、特定秘密保護法施行後の情報の質の向上について質問したが、局ごとに提供される情報についても質が向上したのか。

[令和３年３月１６日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 基本的にはそのとおりである。特定秘密が増えているところ、増えていないところがあるが、いずれにせよ特定秘密を含め、秘密全体について、外国政府等から提供される情報について質の向上がみられている。

クー③ 外務省（総合外交政策局）（令和３年３月１６日審査会）

政府参考人からの説明概要

（特定秘密の指定・解除状況）

総合外交政策局が指定している特定秘密は、令和元年末時点で３件である。

その内訳は、①周辺有事に関する外国政府との協議に関する情報、②国際テロリズムの人的情報源に関する情報、③国際テロリズムに関し、外国の政府又は国際機関から提供された情報である。

①については、平成２６年１２月２６日付けで指定し、令和元年１２月２６日付けで指定の有効期間を５年間延長している。その内容は、平成２５年から２６年までに登録された、我が国の周辺地域における有事に関する外国の政府との協議の内容のうち、漏えいした場合に諸外国の政府との信頼関係に困難を来すとともに、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるものである。

指定の有効期間を延長した理由は、現時点においても、別表第２号イ a の細目（a）に該当する情報であり、公になっているものではなく、また、当該情報の漏えいにより、事態対処のために我が国が実施する施策、取組等に関し、これらの計画、方針、措置その他の手の内やこれらのための我が国の能力が露見し、対抗措置が講じられ、我が国に対する攻撃が容易となったり、外国の政府等との交渉が困難となったりすることとなり、我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるためである。

なお、②及び③については、本年１月１日付けで指定の有効期間を５年間延長している。

総合外交政策局では、令和元年中に新たに指定した特定秘密はなく、また、解除したものもない。

クー④ 外務省（アジア大洋州局）（令和３年３月１６日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

（特定秘密の指定・解除状況）

アジア大洋州局が指定している特定秘密は、令和元年末時点で３件である。その内訳は、①北朝鮮の核・ミサイル開発に関する情報、②拉致問題に関する情報、③東シナ海の領域保全に関する情報である。いずれも平成２６年１２月２６日付けで指定し、令和元年１２月２６日付けで指定の有効期間を５年間延長している。

指定の有効期間を延長した理由は、①については、北朝鮮の核・ミサイル問題に本質的な前進は見られず、当該情報は法別表第２号ハの細目 a 等に該当し、公になっておらず、また、本情報が漏えいすることにより、じ後の情報収集や我が国の安全保障に著しい支障を来すおそれがあるためである。

②については、拉致問題が現在も解決に至っておらず、本情報は、現在も法別表第２号イの細目 a 等に該当し、公になっていないものであり、また、本情報が漏えいすることにより、外国政府機関等との交渉、協力に著しい支障を及ぼしたり、人的情報源の保護に支障を及ぼし、今後の情報収集活動等が滞ったりするなど、拉致被害者及びその配偶者等の生命及び身体保護に支障を来すおそれがあるためである。

③については、東シナ海の領域保全をめぐり厳しい状況が継続していること、法別表第２号イの細目 a 等に該当し、公になっている情報ではないこと、本情報が公になることにより安全保障のために我が国が実施する施策、取組等に関し、我が国の手の内や能力が露見し、対抗措置が講じられたり、外国政府等との交渉が困難になるとともに、今後の情報収集活動が滞るなど、我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるためである。

アジア大洋州局では、令和元年中に新たに指定した特定秘密はなく、また、解除もしていない。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問 1-1. 平成 29 年 9 月 26 日に、当時の（河野）外務大臣が記者会見で、「北朝鮮危機の中で情報分析をしているときに、諸外国から特定秘密に当たる情報を共有して、我が国が得た情報と重ね合わせて情勢判断をしておりますが、これは特定秘密保護法がなければ、我が国と共有されなかった、そういう情報も入っております」と述べている。この発言に関し、アジア大洋州局として具体的にどの国からどのような情報の共有を受けたのか。

また、特定秘密保護法に基づき、アジア大洋州局から外国の政府に提供している特定秘密はあるのか。提供している場合は、どの国に対し、どのような種類の情報を提供しているのか。

[令和 3 年 3 月 16 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・平成 29 年当時も含めて、北朝鮮情勢に関して具体的にどの国からどのような情報の共有を受けたのかについては、情報提供元との関係もあり、お答えできないということをご理解いただきたい。
- ・（アジア大洋州局から外国政府に提供している特定秘密はあるのかとの問いについては）〔不開示情報〕。

問 1-2. （問 1-1 の）前段の質問に関して、「特定秘密保護法がなければ、我が国と共有されなかった」という外務大臣の発言は、特定秘密保護法があったおかげで、これまで知り得なかった情報が入手でき、情報共有が行われたという理解でよいのか。

[令和 3 年 3 月 16 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・一般論として、諸外国から提供された特定秘密は、必ずしもその全てが外務省の地域局が指定する特定秘密に含まれるという訳ではなく、政府全体として、適切な形で特定秘密を扱っていると考えている。

問 1-3. アングロサクソン系の国からの情報提供は以前からあると思うが、それ以外の国との情報共有において特定秘密保護法の意義というのは確立しているのか。

[令和 3 年 3 月 16 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・アングロサクソン系以外の国々についても、特定秘密保護法が成立したことにより、情報共有が格段に良くなったと承知している。

問 2. 平成 26 年に、北朝鮮が、拉致被害者に認定している田中実さんら 2 人の「生存情報」を非公式に日本政府に伝えた際、政府高官が「2 人の情報だけでは内容が少なく国民の理解を得ることは難しい」として非公表にすると決めていたことが報じられている²⁸。

政府が非公表にするとしていたこの情報について、アジア大洋州局の特定秘密に該当する部分はあるのか。仮になかったとしても、秘密指定が解除されていない中でこのような報道がされたのはなぜなのか。

[令和 3 年 3 月 16 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・北朝鮮による拉致被害者や拉致の可能性が排除できない方の情報は、平素から情報収集に努めているが、その具体的な内容は今後の対応に支障を来すおそれがあるため、答弁は差し控えさせていただく。また、ある報道を指しての具体的な答弁も差し控えさせていただく。
- ・いずれにせよ、政府としては、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保、即時帰国のために、全力を尽くしていく考えである。
- ・また、外務省としては、保有する情報については、その秘密度にかかわらず、適切に管理している。

²⁸ 『共同通信』（2019. 12. 27）

問3. 東シナ海情勢は、年を追うごとに様々な情勢が生じている。事態が悪化している中で、平成26年に東シナ海の領域保全に関する情報が指定されているだけだが、しっかり情報収集活動ができているのか。

[令和3年3月16日審査会]

〔答弁概要〕

- ・我が国として東シナ海情勢については重大な関心をもって平素から情報収集にあたっている。特定秘密の指定については、指定の3要件に照らして厳格な判断を行っている。特定秘密には該当しないが、秘密指定を行って適切に管理している情報もある。引き続き、情報収集に最大限努めてまいりたい。

○委員からの指摘事項

審査会の場合なので、もう少し踏み込んだ答弁をしていただきたい。

クー⑤ 外務省（北米局）（令和３年３月１６日及び同月１８日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要（令和３年３月１６日審査会）

（特定秘密の指定・解除状況）

北米局が指定している特定秘密は、令和元年末時点で２件である。

１件は、日米GSOMIA（秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国との間の協定）の下で米国から我が国に提供された情報等である。

もう１件は、日米「２＋２」及び日米ガイドラインなど、日米安保体制の下で行われる協力に関する情報である。

いずれも、平成２６年１２月２６日付けで指定したものであり、３要件の該当性を改めて精査した上で、令和元年１２月２６日付けで指定の有効期間を５年間延長している。

北米局では、令和元年中に新たに指定した特定秘密はなく、また、解除されたものもない。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問１－１．日米合同委員会の会合が時折開催されていることと思う。

その合意事項や協議の中身については、日米両国の合意がなければ公表されないとのことだが、それらは日米安保体制の下で行われる協力に関する情報として指定されているのか。

[令和３年３月１６日審査会]

〔答弁概要〕

- ・北米局が指定している特定秘密２件について、その情報共有の範囲は、当該情報の関連業務に携わる職員に厳に限定されるとの前提で米国との間でやり取りを行っている。日米間の信頼関係や我が国の情報保全の信用維持の観点から、詳細についてお答えすることは差し控えたい。

問１－２．情報の詳細は尋ねていない。どこに指定されているのか。

[令和３年３月１６日審査会]

〔答弁概要〕

- ・一般論として、日米合同委員会における議論の内容が特定秘密に指定されることは少ないと考えるが、もし指定されるとすれば、日米安保体制の下で行われる協力に関する情報に入ると思う。
- ・いずれにせよ、指定の３要件に該当するかどうかを個別に判断する

ことになる。

→「ク－⑤(ウ)政府参考人からの追加説明概要（令和３年３月１８日審査会）」で改めて回答

問１－３．都内における米軍ヘリの低空飛行問題が話題になっており、その法的根拠を探すと、日米合同委員会における航空法の特例合意がある。航空法の一定の条文については適用しないという合意内容が外務省のホームページにも公表されているが、サマリーとなっていて、全文は公表されていない。日本国民の権利を制限するような合意事項について、サマリーしか公表されないというのは、どのような法的根拠に基づくものなのか。

[令和３年３月１６日審査会]

〔答弁概要〕

- ・国会の承認を得て締結した日米地位協定に基づき設置されている日米合同委員会において、その合意や議事録は、日米両国の合意無しに公表しないと定めたことによるものである。

問１－４．日米地位協定に基づき合意内容が公表されないというのは、内容が当事者だけの問題であれば当然そうだろう。しかし、日本国民の権利を制限する内容を含むものがあり、それがブラックボックスに入っていたら、何に従えばいいか分からない。サマリーに記載されていない全文のところに、国民の権利を制限する内容は含まれていないのか。

[令和３年３月１６日審査会]

〔答弁概要〕

- ・日米合同委員会の合意で、国民の権利を制限するような内容のものは、基本的にはないと考えている。

→「ク－⑤(ウ)政府参考人からの追加説明概要（令和３年３月１８日審査会）」で改めて回答

問 1-5. 国民の権利を制限するような内容の合意が表に出てこない
とすれば、それは民主主義の根幹にかかわる問題なので、「基本的
的に」などという答弁ではダメである。その線引きをはっきり
しないといけないのではないのか。

[令和 3 年 3 月 16 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 日米合同委員会の合意事項のうち、国民の権利にかかわるところに
ついては、適切に判断して、必要部分については公表してきている
と推察する。

→ 「ク-⑤(ウ)政府参考人からの追加説明概要 (令和 3 年 3 月 18 日審査会)」で改めて回答

問 1-6. それが適切かどうかを判断するのが、我々の役割ではない
のか。どこまで公表するのが適当かということを外務省の一部
局が判断し、その根拠も説明もしないというのはおかしいので
はないか。

[令和 3 年 3 月 16 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ これまでも審査会の場で、誠実かつ真摯に回答してきた。委員が国
会法等の規定に基づいてこの場で活動しておられるのは十分承知し
ており、これからも真摯に対応していきたいと考えている。

問 1-7. やはり外務省はきちんと答えていないと思う。国民の権利
の制限が許されるのは、国民の代表である我々が国会の場で決
めるからであって、政府はその枠の中で動くということだから
、「基本的に」とか「推察する」とか「真摯に対応」という言
葉は、何ら具体的な答えをしておらず不誠実な回答である。

もう一度外務省の中で検討し直して、国会、ひいては国民に
対してきちんと説明する必要があるのではないか。

[令和 3 年 3 月 16 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 改めて御説明させていただきたい。

→ 「ク-⑤(ウ)政府参考人からの追加説明概要 (令和 3 年 3 月 18 日審査会)」で改めて回答

問2. イーリス・アショアの性能等に関するやり取りは、中心は防衛省だが、外務省も当然内容を把握し、情報を共有していると思う。また、サイバー防衛についても、日米が協力しながら、特に対中国、対北朝鮮に関して協議が重ねられていると思う。これらの情報は、外務省の特定秘密に指定されているのか。

[令和3年3月16日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ご指摘の案件に関する協議には外務省も関係しているが、具体的にどの情報がどの特定秘密に該当しているかについては、答弁を差し控えたい。

→「ク-⑤(ウ)政府参考人からの追加説明概要（令和3年3月18日審査会）」で改めて回答

○委員からの指摘事項

我々は、宣誓を経て、場合によっては刑事罰を受けることもある立場で出席している。答えを差し控えるという答弁が余りにも多過ぎて、この審査会に我々が出席する意味がないと感じる。

(ウ) 政府参考人からの追加説明概要（令和3年3月18日審査会）

（3月16日の審査会の質問に対する追加説明）

まず、日米合同委員会合意について、現時点で特定秘密に指定されているものは存在しない。今後も特定秘密保護法第3条の3要件を厳格に判断するが、これまでの実績に鑑み、日米合同委員会合意を特定秘密に指定することは想定していない。

また、日米合同委員会合意の性質について、日米地位協定は、憲法に則り、国会が承認し内閣が締結したものである。その日米地位協定第25条に則り、日米合同委員会が設置されている。同委員会は、日米地位協定の実施に関して、日米間で協議が必要な事項を協議して合意する両政府の機関である。したがって、同委員会は、地位協定の実施について、細目等の必要なことを協議・合意するものなので、同委員会の合意自体が、国民の権利を制限する法的根拠になるものではない。

次に、イーリス・アショア及びサイバー防衛に関して、現時点で、北米局が指定している特定秘密2件に入るものはない。

今後も主管官庁として作成・取得したものについては、特定秘密保護法の3要件に従って厳格に判断し、要件を満たすものを特定秘密に指定し、しっかり遺漏のないようにしたい。

(I) 追加説明を受けて行われた主な質疑及び答弁の概要

問 1-1. 日米合同委員会合意に国民の権利を制限するものはないと言い切っていたのは大変ありがたい。その日米合同委員会合意には、1960 年時点の日米合同委員会合意議事録も含まれるとの理解でよいのか。

[令和 3 年 3 月 18 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・日米地位協定は国会の承認を得たものであり、その下で、日米合同委員会は地位協定の細目等について日米間で議論している。国民の権利を制限するものは、国会で承認を得るものとの原則から考えれば、合意や議事録が国民の権利を制限することはない。

問 1-2. 3 月 16 日の議論では 2 つの問題があった。一つは、今説明のあったことであり、もう一つは、航空管制に関する合意というものが外務省のホームページに載っているが、航空管制をどこまで米軍に委ねるかということである。ホームページにはサマリーしか載っていない。3 月 16 日の答弁では、サマリー以外の部分に国民の権利を制約するような内容は基本的にありません、私たちが誠意をもってチェックしている旨答えていたが、一般公開できないにしても、航空管制合意の全文は、やはり（審査会のような）こういう場には出していただく必要があるのではないか。

[令和 3 年 3 月 18 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・日米合同委員会合意について特定秘密に指定されているものはない。したがって、委員ご指摘の航空管制に関する合意も、特定秘密に指定されていない。
- ・その上で、全文を出すか否かについては、日米合同委員会での合意事項なので、公表するには米国の同意を得る必要があるというのが原則になる。
- ・地位協定の細目を協議するという日米合同委員会の性質に鑑み、国民の権利を制限する内容を同委員会の権限において決めることはない。

問 1-3. どういうサマリーを作るか、サマリーでいいかどうかは、この審査会で確認してもよいのではないか。ここにいる委員はチェックの当事者であり、当審査会は公表するかしないかの手前に位置付けられているのではないか。

[令和3年3月18日審査会]

〔答弁概要〕

- ・繰り返しになるが、日米合同委員会合意は特定秘密に指定されているものではない。
- ・その上で、日米間の合意を出すか否かは、日米間で協議して同意があるものは公表し、同意がないものは公表しないこととなっている。

○委員からの指摘事項

- ・（日米合同委員会合意の公表の可否については）米側の同意が得られるかにかかっているということだと思うが、我々は宣誓しているので、ここで見たことや協議の内容は対外的に公表されることはないということは（米側に）お伝えいただきたい。
- ・審査会の役割というのは、特定秘密にかかわるものを議論することであり、公表しないもの全般に対して議論をする場ではないと思う。

クー⑥ 外務省（欧州局）（令和３年３月１６日審査会）

政府参考人からの説明概要

（特定秘密の指定・解除状況）

欧州局が指定している特定秘密は、令和元年末時点で１件である。具体的には、日露平和条約締結交渉に関する情報である。

同情報については、平成２６年１２月２６日付けで指定し、令和元年１２月２６日付けで指定の有効期間を５年間延長した。

延長の理由は、有効期間の満了日である令和元年１２月２５日時点で日露平和条約締結交渉が継続されていたため、本情報が公になることにより、日露平和条約締結交渉において我が国が実施する施策や取組等に関する計画、方針、措置等が露見し、対抗措置が講じられ、交渉が困難になるとともに、今後の情報収集活動等が滞るなど、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるためである。

欧州局では、令和元年中に新たに指定した特定秘密はなく、また、解除もない。

クー⑦ 外務省（領事局）（令和３年３月１６日及び同月１８日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要（令和３年３月１６日審査会）

（特定秘密の指定・解除状況）

領事局が指定している特定秘密は、令和元年末時点で１件である。具体的には、大規模緊急事態発生時の邦人退避に関する情報である。

同情報は、平成２６年１２月２６日付けで指定し、令和元年１２月２６日付けで指定の有効期間を５年間延長している。

本情報は、国外で多数の邦人が巻き込まれるおそれのある武力紛争等の大規模緊急事態が発生した際に、当該国・地域に滞在している邦人の退避についての関係国との協力に係る情報であり、法別表第２号イの細目ｂに該当する情報であり公になっていない。また、本情報が漏えいすることにより、関係国との信頼関係及び協力関係が大きく損なわれ、我が国の安全保障に著しい支障を与えることに加え、邦人の安全な退避計画の策定と実施が困難となり、その結果として邦人の生命・身体を著しい危険にさらす事態が生じることになる。今後も関係国との協力の方針が有効であり、指定の３要件を満たしていると判断したことから、指定を延長した。

また、令和元年中に新たに指定した特定秘密はなく、また、解除もない。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問１－１．「武力紛争等の大規模緊急事態発生時」に、例えば、世界規模の感染症の拡大（パンデミック）は含まれるのか。

[令和３年３月１６日審査会]

〔答弁概要〕

・海外で発生する武力紛争等の様々な形態の大規模緊急事態のうち、多くの邦人を退避させる必要があるような事態を想定している。概念的には、感染症も排除されていない。

問１－２．今般の新型コロナウイルス感染症が入ることなら、どのような場面のどのような状況が特定秘密として指定されるのか。また、自然災害は入るという理解でよいのか。

[令和３年３月１６日審査会]

〔答弁概要〕

- ・先ほどの答弁は、あくまで概念上の話である。多くの邦人を退避させるような状況に至る大規模緊急事態において、その対象になるということであるが、現状はそのような状況にはなっていないと考えている。
- ・自然災害のみを要因とした大規模緊急事態における邦人退避というのは想定していない。一般的に大規模緊急事態は複合的要因によることが多く、それらの要因の一部として自然災害が含まれることは有り得るという意味である。
- ・また、要件に該当するかどうかは個別に判断することになる。パンデミックが該当するかは非公知性等の個々の要件を吟味する必要がある。

問 1-3. 大規模緊急事態発生時の邦人退避に関する情報は、日本だけで作った文書ではなく、諸外国との様々な交渉があつてできた文書なのか。

〔令和 3 年 3 月 16 日審査会〕

〔答弁概要〕

- ・関係国との間で話合いが行われた結果について記した文書である。

問 1-4. 先ほどの質問（問 1-1 及び 1-2）は、今回のような感染症の拡大が入るかということを知っており、それに対して、入るという答えだった。それを受けて、では具体的にどのような場合が特定秘密に当たるのかということを知っていたと思うが、これに対しては明確な答弁が出ていないのではないか。

〔令和 3 年 3 月 16 日審査会〕

〔答弁概要〕

- ・外務省が指定する特定秘密は、外交に関する情報で、法別表第 2 号イ～ホの各項目への該当、特段の秘匿の必要性、非公知性の 3 要件を満たすかどうかを個別に判断している。
- ・今回の感染症の拡大は急に始まったものなので、抽象的ではあるがこのような答えとなる。

問 1-5. 災害は事前に兆候が表れる場合があるだろうし、パンデミックも人為的な要因が絡んでいる場合もあるかもしれない。こういう情報を事前に察知して共有して対応しなければならないのではないかと考えている。何か起きてから邦人退避という 20 世紀型の発想ではなく新しい考え方をすべきだ。情報をいち早く察知し、お互い連携を取って体制を組むという構えが必要なのではないか。その中で、情報収集し、特定秘密に指定することもあるだろう。この事態の中で、構えと特定秘密というものをよく整理する必要があるのではないか。

[令和 3 年 3 月 16 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 重要性はそのとおりだと思う。ただ、当該特定秘密の文書については、あくまで、関係国との協力の枠組みについて定められているものであり、そこにおいて、ご指摘のような情報は取り扱っていない。
- ・ 外交分野において感染症が与える影響の大きさは痛感している。情報収集を含め、努力を倍加していかなければならないと考えている。特定秘密との関係については、改めて整理させていただきたい。

→次頁「(ウ)政府参考人からの追加説明概要（令和 3 年 3 月 18 日審査会）」で改めて回答

○委員からの指摘事項

特定秘密とは分けて意見を申し上げる。今回の感染症について急なことだったという発言があったが、WHO は、毎年のようにエボラ出血熱を始めとして、非常に深刻な感染症について注意喚起を行っている。海外に滞在する邦人をしっかり守るため、今回の新型コロナウイルスを契機としてというのではなく、常にあらゆる感染症についても情報収集を進めてしっかり対応してもらいたい。

(ウ) 政府参考人からの追加説明概要（令和３年３月１８日審査会）

（３月１６日の審査会の質問に対する追加説明）

対象情報は「国外で多数の邦人が巻き込まれるおそれのある武力紛争等の大規模緊急事態発生時における邦人退避についての関係国との協力の方針」である。この「武力紛争等の大規模緊急事態」に世界規模の感染症の拡大といった事態が入るのかという質問について、基本的に武力紛争を想定しており、感染症のみを要因とするような大規模緊急事態の邦人退避ということは想定していない。しかし、大規模緊急事態の複合的な要因の一部として感染症が含まれる可能性はある。

次に、感染症に関連して入手した情報が特定秘密に指定されているかという点について、現時点では感染症に係る特定秘密はない。ただ、将来的に指定される可能性は有り得る。その場合、特定秘密の指定に係る要件に従って適切に判断していく。

最後に、人為的な要因が絡む感染症やその兆候が表れた時点も含めた情報収集の必要性については、国民の生命に直接かわることなので、関係省庁だけでなく、各国政府及び関係機関とも連携して情報収集を行い、在外邦人の安全確保に努めていきたいと考えている。

ケ 経済産業省（令和２年１２月３日審査会）

（ア）政府参考人からの説明概要

経済産業省では、令和元年末時点で４件を特定秘密に指定している。
いずれも情報収集衛星に関するもので、年毎に指定している。

これらの特定秘密については、全て平成 26 年末の法施行時に、既に内閣官房から提供を受けていた衛星情報について経済産業省本省において指定したものであり、それ以降、新たな指定や指定の解除はしていない。

なお、これらの特定秘密文書は全て保存期間が満了しており、適切に廃棄するための手続を進めている。

（イ）主な質疑及び答弁の概要

問．民－民の契約、特に科学技術開発などの分野において、同盟国などの他国から経済産業省が適格性評価を求められることはあるのか。

[令和２年１２月３日審査会]

〔答弁概要〕

- ・把握していない。

コ 海上保安庁（令和２年１２月３日審査会）

（７）政府参考人からの説明概要

（令和元年中の特定秘密の指定・解除状況）

海上保安庁において、令和元年末時点で指定している特定秘密は 20 件であり、その内訳は、①内閣情報調査室から提供を受けた外国政府等との情報協力業務関係が 3 件、②内閣情報調査室から提供を受けた情報収集衛星関係が 11 件、③海上保安庁が行った外国政府との情報協力業務関係が 6 件である。

また、令和元年中に指定した特定秘密は、海上保安庁が行った外国政府との情報協力業務関係 1 件である。

なお、令和元年末までに指定を解除したものはない。

（指定の有効期間の延長）

海上保安庁では平成 28 年から平成 30 年までの間に 3 件の特定秘密について指定の有効期間の延長を行ったところであるが、令和元年 12 月に 16 件の特定秘密について指定の有効期間を延長した。

なお、延長の期間は、指定の有効期間が満了した時点において、指定の理由を十分に精査した結果、指定の対象情報に係る諸情勢が変化すると考えられる時期を勘案し、14 件については、少なくとも 5 年以内に変化することはないと判断し 5 年とした。また 2 件については、今後の情勢の変化を勘案し、指定の理由を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間として、延長の期間を 3 年とした。

（指定書における記載事項の変更）

情報保全諮問会議の意見を踏まえ、平成 29 年 12 月に、内閣情報調査室から提供を受けた情報に関する 14 件の特定秘密に指定を解除すべき条件を設定し、指定書の記載を変更している。

また、平成 27 年 12 月に、独立公文書管理監から指定書の記載の不整合を修正することが望ましいとの指摘があったことを踏まえ、平成 26 年及び平成 27 年中に海上保安庁が行った外国政府との情報協力業務に関する 2 件の特定秘密の指定書の記載を変更した。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問 1. 海上保安庁においては、近年、尖閣諸島周辺海域をめぐる情勢が緊迫する中、緊張感をもって対応に当たっていただいていることに感謝する。その際、(特定秘密として)衛星画像情報など電子的な形で保管されているものも多いと思うが、これまで情報漏えいや外国からのサイバー攻撃事案の有無を海上保安庁として把握しているのか。また、特定秘密に対するものを含めて、サイバー攻撃に対する防御体制は十分なものとなっているのか。

[令和2年12月3日審査会]

〔答弁概要〕

- ・(情報の)機密性のレベルに応じたシステムを構成し、それぞれの情報システムにおいて必要な対応を講じているが、これまで、外国からのサイバー攻撃によると思われる被害は発生していない。
- ・必要な対応として具体的には、職員の教育や監査を行い、ソフト面の対策を行うとともに、機密性が高い情報を取り扱うシステムのクローズ化、自動暗号化、証跡管理、職員の入退室管理等のセキュリティ対策の強化を行う等のハード面での対策により、サイバー攻撃への防御体制の構築を徹底している。
- ・特に特定秘密については、インターネットや他の情報システムから完全に分離した環境で厳格に管理している。

問 2-1. 国境の警備に当たる海上保安庁が取り扱う電波情報、周波数は、防衛省と遜色ない、重要な国家機密だと思われるが、海上保安庁が使用する周波数を特定秘密に指定していないのはなぜか。

[令和2年12月3日審査会]

〔答弁概要〕

- ・海上保安庁が使用する周波数については、指定の3要件を含めて慎重に検討し、現段階では特定秘密には該当しないと判断したことから、特定秘密に指定していない。

問 2-2. それは一つの判断であろう。自衛隊、海上保安庁がそれぞれ判断しているというが、国家安全保障会議で周波数の使用に関して一元的な判断はしていないのか。

[令和 2 年 12 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・周波数については、一元的な判断はしていないと承知している。なお、海上保安庁においては様々な周波数で交信をしているが、必要な場合には暗号化をしており、交信内容が外部に漏れることはない。

○委員からの指摘事項

周波数を特定秘密に指定するか否かについて、国家安全保障会議等で一元的な判断がなされるようご検討いただきたい。

サ一① 防衛省（防衛政策局）（令和３年３月１８日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

a 防衛省全体

防衛省本省では、特定秘密保護法施行以降、令和元年末までの間に、特定秘密の指定を 355 件、指定の解除を 8 件、満了を 29 件それぞれ行い、令和元年末時点で 318 件の特定秘密を運用している。このうち、令和元年年中に、指定を 28 件、指定の解除を 0 件、満了を 29 件、延長を 214 件、指定書の記載事項の変更を 214 件、指定の一部解除を 9 件²⁹、一部満了を 8 件行った。

また、令和元年末時点で、作成から 30 年を超える特定秘密文書の保有件数は、63 件となっている。

b 防衛政策局

防衛政策局が行った特定秘密の指定は 25 件である。その内訳は、情報本部等が収集整理した衛星の画像情報等関係で指定したものが 7 件、外国の政府等との情報協力等関係で指定したものが 4 件、防衛、警備等計画に関する情勢等の見積り又は計画関係で指定したものが 9 件、米軍主催の演習に関して外国政府から提供された情報関係で指定したものが 1 件、外国軍隊等の戦力組成を見積もった情報関係で指定したものが 1 件、相手方の指揮統制・情報通信やサイバー空間の利用を妨げる能力関係で指定したものが 2 件、日米共同統合演習に際して、米国政府から提供された情報関係で指定したものが 1 件である。

対象情報が特定秘密の指定の要件を満たさないと判断し、満了させたものが 11 件ある。なお、満了後の秘密区分は内規に基づく秘として管理している。

指定の有効期間が満了するときにおいて、対象情報が指定の要件を満たすと判断し、延長させたものが 69 件ある。なお、延長した指定の有効期間は 5 年である。

指定書の記載事項を変更したものは 69 件であり、令和元年 12 月に指定の有効期間が満了を迎え、延長する指定に関して、特定秘密を取り扱わせることができる官職又は部署の追加などの変更を行った。

指定に係る対象情報の範囲を明確にするため、対象情報の期間を区切ることとして、指定の対象情報の一部を解除したものが 9 件ある。

対象情報の一部が特定秘密の指定の要件を満たさないと判断し、満了させたものが 8 件ある。なお、満了後における秘密区分は内規に基づく秘として管理している。

²⁹ 卷末 参考資料Ⅵ参照

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問 1-1. 防-346³⁰の「相手方によるサイバー空間の利用を妨げる能力」とは、具体的にどのような能力か。

[令和3年3月18日審査会]

〔答弁概要〕

- ・相手方の武力攻撃に際して用いられるシステムあるいはコンピュータやネットワークに対して、電子情報を送信することにより、当該システム等の機能発揮に支障を生じさせることで、相手方の戦力の円滑な機能発揮を妨害する能力のことであり、手法としては様々なものがある。

問 1-2. 米国と行うサイバーに関する共同訓練において得られた情報は、防-346 の特定秘密として指定されているのか。また、それらの情報には、個別事案に関する攻撃者情報や攻撃手法といった情報は含まれているのか。

[令和3年3月18日審査会]

〔答弁概要〕

- ・平素から行う米国とのサイバー空間における様々な演練に係る情報については、基本的には別のカテゴリーで保護される。
- ・(防-346 にどのような情報が含まれているのかという問いについては) [不開示情報]。

問 1-3. 防衛省・自衛隊が相手方によるサイバー空間の利用を妨げる能力を行使する際、現行法上の根拠は何か。

[令和3年3月18日審査会]

〔答弁概要〕

- ・当該能力の行使は、武力攻撃が発生してから行うものである。

³⁰ 識別番号「防-346」は、指定の整理番号「18-201911-019-1イa(c)-001」のことである。その対象情報は、「有事において、我が国への攻撃に際して当該攻撃に用いられる相手方によるサイバー空間の利用を妨げる能力を用いて、相手方の武力攻撃に用いられるシステム及びコンピュータに対し、ネットワークを通じて電子情報を送信することにより、当該システム及びコンピュータの機能発揮に支障を生じさせることで、相手方がサイバー攻撃を行うことを阻止し、又は相手方の戦力の円滑な機能発揮を妨害することを目的とする防衛省・自衛隊の活動に関する情報」である。

問 1-4. 武力攻撃を受けたときとは、サイバー攻撃も含まれるのか。

[令和 3 年 3 月 18 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・サイバー攻撃だけで武力攻撃に当たるか否かというのは、一つの論点である。
- ・我が国に対する武力攻撃があった場合、大抵、サイバー空間における侵害行為も含むものであり、その際、相手の物理的な能力発揮を妨げるために、防衛省・自衛隊が相手方のサイバー空間の利用を妨げることは当然必要になってくる。

問 2. 国家安全保障局に経済班ができたが、経済安全保障に係る情報は、特定秘密に指定されているのか。

[令和 3 年 3 月 18 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・現時点において、いわゆる経済安全保障の関係でハコは作っていない。経済安全保障に関する取組については、政府全体で検討しているところであり、ハコができるかどうかを含め予断を持ってお答えすることはできない。

問 3-1. サイバー攻撃に関する脅威情報について、民間同士、あるいは公共と民間との間で情報共有ができていないと聞いている。防衛省や他省庁が得た情報を共有する仕組みはあるのか。

[令和 3 年 3 月 18 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ご指摘のとおり、脅威情報とは、自社がサイバー攻撃を受け、自らのシステムの脆弱性を露呈するものであるため、株価等への影響に鑑みて、他の組織と情報共有するインセンティブは湧きにくいということが一般的には考えられる。
- ・他方、脅威情報の適切な情報共有は当然必要だと理解している。内閣官房を中心として、重要な各産業セクターでサイバーディフェンスを担当する部局が意見交換等を行い、情報共有を広げるよう取り組んでいる。

- ・防衛省も防衛産業を抱えており、サイバー攻撃の標的になりやすい。脅威情報について、様々な外国政府のカウンターパートと情報共有を進めるよう努力している。

問３－２．防衛省・自衛隊が、新たな攻撃手法やウイルスの内容について情報を得た場合、内閣官房の内閣サイバーセキュリティセンター（ＮＩＳＣ）などと情報共有しているのか。

[令和３年３月１８日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ＮＩＳＣには防衛省のサイバー関係者も出向しており、協力関係は既に確立している。
- ・防衛省には日々多くのサイバー攻撃があり、サイバー防衛隊等がこれを監視しているが、特異なものがあれば、政府内で当然共有している。

サー② 防衛省（大臣官房）（令和３年３月１８日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

現在（令和３年３月１８日）、独立公文書管理監による検証・監察を終え、内閣府との廃棄協議中の特定行政文書ファイル等は519件、文書にして計5,602件ある。

これらを廃棄とする理由については、当該文書等は、「防衛、警備等計画」などに関する特定秘密文書の複製物及び既に使用していない特定秘密文書の件名等が記載された帳簿であり、国立公文書館への移管対象である歴史公文書等に該当しないものであるからである。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問．防衛省における誤廃棄事案について、どのような経緯で起こったのか。

[令和３年３月１８日審査会]

〔答弁概要〕

- ・（担当していた）自衛隊員の制度に対する理解が不十分であったと考えられる。そのため、本来であれば廃棄協議等を行った上で廃棄すべきところ、協議せずに廃棄してしまった。誠に申し訳なく思っている。

サー③ 防衛省（整備計画局）（令和３年３月１８日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

整備計画局が令和元年中に新たに指定を行った特定秘密は２件である。その内訳は、平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までの間に自衛隊指揮通信システム隊が実施する情報収集に関する研究に係る情報を指定したものが１件、米国政府から提供された[不開示情報]に関する情報及び当該情報を分析・研究して得られた情報で指定したものが１件である。

対象情報が特定秘密の指定の要件を満たさないと判断し、満了させたものが１８件ある。なお、満了後の秘密区分は、主に、内規に基づく秘として管理している。

指定の有効期間が満了する時において、対象情報が指定の要件を満たすと判断し延長したものは１４１件である。なお、延長した指定の有効期間は、２年０月２２日から５年までと幅があるが、今後の予定を基に、必要最小限となる有効期間を設定している。

指定書の記載事項の変更は１４１件である。令和元年１２月に指定の有効期間が満了をむかえ延長する指定に関して、特定秘密を取り扱わせることができる官職又は部署の追加などの変更をした。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問１－１．規約に関する情報は、どのように管理しているのか。

[令和３年３月１８日審査会]

〔答弁概要〕

- ・規約とは、元の情報を暗号化する際、また、元の情報に復号する際に暗号装置に入力する情報のことで、一般的には「暗号鍵」などと言われており、数値等の羅列になっているものである。
- ・自衛隊では、専門部隊で作成した規約を記憶媒体に記録しており、媒体に格納した状態で取り扱われることから、物件として管理している。

問 1-2. 規約に関する特定秘密の概要に、「訓練用、試験用、教育用及び国際貢献用は除く」とあるが、これらを除外している理由は何か。

[令和 3 年 3 月 18 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 通信内容の重要性に応じて規約を使い分けており、訓練用等の規約については、別途、それぞれ作成しているため、これらの規約から特定秘密に指定している規約が類推されるおそれはない。

問 1-3. 令和元年中に満了した規約について、いつ頃運用が停止され、具体的にどういった手続を経て廃棄されたのか。また、廃棄とは、記憶媒体自身を破棄するという理解でよいのか。

[令和 3 年 3 月 18 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 令和元年 11 月に当該特定秘密を取り扱う者から報告を受け、装置の運用が停止していること、指定の対象である規約がないこと及び今後、当該規約を作成する予定がないことを確認し、指定の要件を満たさないことを防衛大臣に報告して、令和元年 12 月 9 日をもって指定を満了させた。
- ・ ご指摘のとおり、復元できないような形に破壊をして廃棄をしている。

問 1-4. 装備品と当該装備品に関する防衛計画は、連動して特定秘密の指定や解除又は廃棄が行われるのか。

[令和 3 年 3 月 18 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 暗号装置との関連でお答えすれば、暗号装置の運用の停止と規約の廃棄はセットで行っている。

サー④ 防衛省（統合幕僚監部）（令和３年３月１８日審査会）

（７）政府参考人からの説明概要

統合幕僚監部では、令和元年中に、指定を１件、指定の解除を０件、満了を０件、延長を４件、指定書の記載事項の変更を４件行った。

指定を行った１件の特定秘密は、法別表第１号「防衛に関する事項」に該当するものである。具体的には、同号イに定める「自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究」及び同号ロに定める「防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報」に該当するものとして指定しており、自衛隊の運用に関する情報であって、かつ、外国の政府においてＳＥＣＲＥＴ以上の秘密区分で取り扱われる情報が該当する。

指定の有効期間が満了するときにおいて、対象情報が指定の要件を満たすと判断し、延長したものが４件ある。なお、延長した指定の有効期間は５年である。

指定書の記載事項の変更を行ったものは４件で、令和元年１２月に指定の有効期間が満了を迎え、延長する指定に関して、特定秘密を取り扱わせることができる官職の追加などの変更を行った。

（イ）主な質疑及び答弁の概要

問．厚木と六本木のヘリポートを行き来する米軍ヘリの低空飛行が問題となっているが、米軍から防衛省に提供された飛行計画は、特定秘密に指定されているのか。

[令和３年３月１８日審査会]

〔答弁概要〕

- ・当該飛行計画の取扱いについて承知しておらず、統合幕僚監部の所掌ではないため、お答えできない。

シ 防衛装備庁（令和３年３月１８日審査会）

（７）政府参考人からの説明概要

（特定秘密の指定・解除状況）

防衛装備庁では、令和元年中、特定秘密の新規指定及び解除は行っておらず、同年１２月末時点の特定秘密の指定件数は１７件である。

防衛装備庁が指定する特定秘密は、装備品の性能情報、外国政府から提供された情報及び防衛諸計画の作成に必要な情報に大別される。いずれも５年以内に指定の必要がなくなるような情勢等の変化はないと判断し、有効期間を５年と設定している。

また、令和２年９月３０日に１５件、１０月４日に１件指定の有効期間の満了日が到来し、それぞれ有効期間を５年延長した。

なお、最新の指定状況として、防衛装備庁と英国国防省との間で、将来戦闘機及び将来戦闘航空システムに関する取決めに締結していたところ、令和２年３月に英国側から提供される情報を特定秘密に指定することにより、英国から情報提供を受けられる態勢を整えた。これにより、防衛装備庁における特定秘密の指定は合計で１８件となる。

（廃棄協議中の特定秘密文書）

現在、廃棄協議中である特定秘密文書は、平成１７年に作成した潜水艦の設計等に関する文書であり、文書件数は３件で、全て同一の複製文書である。

（作成から３０年を超える特定秘密文書）

（令和元年末時点で、作成から３０年を超える特定秘密文書の保有件数は）
[不開示情報]。

（イ）主な質疑及び答弁の概要

問１．装備品に係る民間企業との協力関係において、民間企業の特定秘密の管理体制について、下請企業も含め、防衛装備庁はチェック体制を含めてしっかりとした形で監督しているのか。

[令和３年３月１８日審査会]

〔答弁概要〕

- ・下請企業との関係では、防衛省・主契約者であるプライム企業・下請企業との間で三者契約を結ぶことになる。その際、特定秘密の保護措置として特約条項を付した契約を結び、これに基づき特定秘密

を取り扱うこととなる。具体的には、プライム企業同様に、下請企業も適合事業者の認定を受けた後、特約条項に基づき、その従業員に対して、適性評価を実施し、しっかりと適性を確認することとしている。

問 2. ファイブ・アイズ³¹の構成国などの諸外国と防衛協力体制を構築する際、厳格な相互の情報管理を徹底できるのか、また、そのための協議を行っているのか。

[令和 3 年 3 月 18 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・いわゆるファイブ・アイズの関連では、米国、英国及び豪州とはそれぞれ情報保護協定等を結び、互いの秘密情報等を守り合うこととしている。今後も装備協力上の必要性が生じた場合には、情報保護協定の他、個別の装備品に係る取決めにに基づき、相互の保全措置を講じた上で、情報交換を行っていく。

問 3-1. イージス・アショア導入にあたり、契約前の検討段階において米側から説明を受けた迎撃システム等に関する情報及び導入に係る協議内容等は、特定秘密に指定されているのか。

[令和 3 年 3 月 18 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・イージス・アショアに関する情報は、防衛装備庁においては特定秘密に指定していない。なお、レーダー選定の際に米側から提供を受けた情報は、特定秘密ではなく特別防衛秘密として、防衛省本省が保有しているものと承知している。

問 3-2. 昨年、イージス・アショアを導入しない旨、防衛大臣から発表があったが、事前に米国側と意見交換したのか。また、現在の状況はどうなっているのか。

[令和 3 年 3 月 18 日審査会]

³¹ ファイブ・アイズとは、米国、英国、カナダ、オーストラリア及びニュージーランドの 5 か国によるインテリジェンス共有の枠組みの呼称である。

〔答弁概要〕

- ・イージス・アショアの配備断念について、事前に米国側とも話している。現在は、イージス・アショアに替えて整備することとされたイージス・システム搭載艦について、イージス・アショアの構成品（レーダー及びイージス・システム）を利活用する方向で検討を進めているところである。

4 適性評価

(1) 政府参考人（内閣情報調査室）からの報告聴取

行政機関における適性評価に係る実施状況等は次のとおりである。

《表 2-6》適性評価の実施状況（平成 31 年 1 月 1 日～令和元年 12 月 31 日）

項 目		件 数 等
○実施機関数		26 機関
○実施件数		22, 987 件
	行政機関の職員等	22, 667 件
	適合事業者の従業者	320 件
○評価対象者が同意しなかった件数		3 件
	行政機関の職員等	3 件 (内閣府 1 件・防衛省 2 件)
	適合事業者の従業者	0 件
○同意を取り下げた件数		0 件
	行政機関の職員等	0 件
	適合事業者の従業者	0 件
○特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった件数		2 件
	行政機関の職員等	2 件
	適合事業者の従業者	0 件
○苦情件数		0 件

（国会報告（令和 2 年 6 月閣議決定）を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成）

《表 2-7》指定行政機関、特定秘密が記録された行政文書の保有状況
及び適性評価実施件数 対比表（令和元年）

行政機関名	指定行政機関	特定秘密が 記録された 行政文書数※ ¹	令和元年中の 適性評価実施件数※ ² (うち行政機関の職員等)	
国家安全保障会議	○	0	0	(0)
内閣官房	○	117,702	422	(304)
内閣法制局	—	3	1	(1)
内閣府	○	3	60	(60)
国家公安委員会	○	0	0	(0)
警察庁	○	34,497	844	(844)
警察庁		34,395	187	(187)
都道府県警察	—	64	657	(657)
(行政文書を重複して保有)		38	—	—
金融庁	○	0	5	(5)
消費者庁	—	0	16	(16)
総務省	○	47	25	(25)
消防庁	○	0	16	(16)
法務省	○	3	12	(12)
出入国在留管理庁	○	3	19	(19)
公安審査委員会※ ³	—	—	2	(2)
公安調査庁	○	21,520	56	(56)
外務省	○	119,287	208	(206)
財務省	○	5	71	(71)
文部科学省	—	0	26	(26)
厚生労働省	○	0	18	(18)
農林水産省	—	0	12	(12)
水産庁	—	0	13	(13)
経済産業省	○	141	51	(51)
資源エネルギー庁	○	0	7	(7)
国土交通省	—	3,568	35	(35)
気象庁	—	0	4	(4)
海上保安庁	○	19,141	162	(162)
環境省	—	0	14	(14)
原子力規制委員会	○	0	0	(0)
防衛省	○	168,941	20,642	(20,496)
防衛装備庁	○	247	246	(192)
合計	20	485,108	22,987	(22,667)

(国会報告（令和2年6月閣議決定）を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

※1 特定秘密が記録された行政文書の保有状況（令和元年12月31日時点）より抜粋。

※2 令和元年中の各行政機関の適性評価の実施件数より抜粋。

※3 公安審査委員会は、令和元年12月11日、特定秘密保護法上の行政機関から除外された。

(2) 関係行政機関からの説明概要及び質疑

※質疑が行われなかった行政機関については、質疑の記載をしていない。

ア 国家安全保障会議（令和２年 11 月 24 日審査会）

国家安全保障会議の議長及び議員は、いずれも行政機関の長又は国務大臣であることから、特定秘密保護法により、適性評価を受けることを要しないこととされており、適性評価を行っていない。

イー① 内閣官房（内閣情報調査室）（令和２年 11 月 24 日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

(実施体制)

内閣官房における適性評価は、内閣情報調査室が一括して実施している。適性評価の結果等が目的外利用されることを防止するため、適性評価業務担当と人事担当は分けている。

(実施結果)

内閣官房では、職員に対して 304 件、適合事業者の従業者に対して 118 件、計 422 件の適性評価を実施した。

(不同意、同意の取り下げ、苦情の申出等)

適性評価の対象者による不同意、同意の取り下げ及び苦情の申出はなかった。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問 1-1. 特定秘密を取り扱う適合事業者（の従業員）は、どう仕分けられているのか。

[令和２年 11 月 24 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・適合事業者において特定秘密を取り扱う従業員については、取り扱う者を限定し、適性評価を行っている。

問 1-2. （取り扱うことの出来る者は）狭い範囲になるということか。

[令和２年 11 月 24 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 特定秘密を取り扱う者を限定している。

イー② 内閣官房（国家安全保障局）（令和２年 11 月 24 日審査会）

政府参考人からの説明概要

内閣官房の適性評価実施部署である内閣情報調査室から説明済みである。

イー③ 内閣官房（事態対処・危機管理担当）（令和２年 11 月 24 日審査会）

政府参考人からの説明概要

内閣官房の適性評価実施部署である内閣情報調査室から説明済みである。

ウ 警察庁（令和２年 12 月 3 日審査会）

政府参考人からの説明概要

特定秘密保護法においては、警察庁の職員及び都道府県警察本部長については警察庁長官が、都道府県警察本部長以外の都道府県警察の職員については都道府県警察本部長が適性評価を実施することとされている。

令和元年中の適性評価の実施件数は、警察庁が 187 件、都道府県警察が 657 件、計 844 件である。

適性評価を実施すべき適合事業者に該当するものはなかった。

同年中に実施した適性評価において、実施に同意をしなかった件数及び同意を取り下げた件数はいずれも 0 件であった。

なお、苦情の申出はなされていない。

エ 総務省（令和２年 12 月 3 日審査会）

政府参考人からの説明概要

平成 31 年 1 月から令和元年 12 月までの間、適性評価を実施した職員の数は 25 名、適合事業者の従業員数は 0 名である。適性評価の実施に同意をしなかった者及び同意を取り下げた者の数はそれぞれ 0 名、苦情の申出件数は 0 件である。

オ 法務省（令和２年１２月３日審査会）

政府参考人からの説明概要

令和元年中に適性評価を実施した職員は１２名である。適合事業者の従業者数は０名である。

カ 出入国在留管理庁（令和２年１２月３日審査会）

政府参考人からの説明概要

令和元年中に適性評価を実施した職員は１９名である。適合事業者の従業者数は０名である。

キ 公安調査庁（令和２年１２月３日審査会）

政府参考人からの説明概要

公安調査庁では、令和元年中、５６人の職員に対し適性評価を行った。適性評価の実施に対する不同意件数、同意取下げ件数、申出のあった苦情の件数は、いずれも０件であった。なお、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数は、令和元年１２月末時点で２５０人である。

ク 外務省（令和３年３月１６日審査会）

政府参考人からの説明概要

外務省では、令和元年中に２０８件の適性評価を実施した。適性評価の評価対象者が適性評価の実施について同意をしなかった件数はない。

適性評価の対象者が同意を取り下げた件数及び申し出のあった苦情の件数は共に０件である。

ケ 経済産業省（令和２年１２月３日審査会）

政府参考人からの説明概要

平成３０年中に、合計５１名の適性評価を実施した。なお、現在、適合事業者はいない。

コ 海上保安庁（令和２年１２月３日審査会）

政府参考人からの説明概要

令和元年中における適性評価の実施件数は、職員に対して１６２件、適合事業者の従業員に対して０件であった。

なお、適性評価の実施に対する不同意、同意の取り下げ、苦情の申出については、いずれも０件であった。

サ 防衛省（令和３年３月１８日審査会）

（ア）政府参考人からの説明概要

令和元年中に、本省の職員に対して 20,496 件、適合事業者の従業者に対して 146 件、計 20,642 件の適性評価を実施した。

また、同年中に本省における適性評価の評価対象者が同意しなかった件数は、２件である。

（イ）主な質疑及び答弁の概要

問. 日米共同演習では、日米双方の隊員が互いにセキュリティ・クリアランスを保持しているのか。

[令和３年３月１８日審査会]

〔答弁概要〕

- ・特定秘密を取り扱う共同演習では、特定秘密の取扱いが可能な者しか参加できず、厳格に運用している。

シ 防衛装備庁（令和３年３月１８日審査会）

政府参考人からの説明概要

令和元年中の適性評価の実施件数は、職員が 192 件、適合事業者の従業者が 54 件である。

対象者が同意をしなかった件数、対象者が同意を取り下げた件数及び対象者からの苦情の申出の件数は、いずれも 0 件である。なお、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数は、令和元年末時点で 869 人である。

第3 政府に対する意見

- 1 政府に対する意見 104
- 2 政府に対する意見の理由及び背景 106

第3 政府に対する意見（調査結果）

衆議院情報監視審査会は、本報告書における対象期間中、数次にわたる調査を行うとともに、委員間で活発な議論を行った。

その結果、当審査会は、政府の特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況に対する意見として、以下のとおり合意した。

1 政府に対する意見

衆議院情報監視審査会は、政府に対し、引き続き当審査会をはじめとした立法府に対する説明責任を十分果たすとともに、当審査会において指摘を行った事項及び以下に記した意見について、早急に対応することを強く求める。なお、これまでの審査会意見に対しても同様である。

本意見に対し、政府が具体的な対応を行わない場合、必要に応じて国会法第102条の16第1項に基づく勧告³²を行うものとする。

1 当審査会への対応状況関係

各行政機関は、改正運用基準に鑑み、当審査会がその調査に関し特定秘密の指定等の適正性を判断する過程において必要があると認め説明を求めた場合には、特定秘密以外の不開示情報についても積極的に説明する等なお一層真摯に対応すること。特に外務省は、当審査会がこれまでの年次報告書の意見において、当審査会への対応の在り方の改善について重ねて指摘してきた事実を改めて重く受け止め、改正運用基準の趣旨に沿った対応をすること。

2 指定管理簿関係

各指定行政機関においては、改正運用基準を踏まえ指定管理簿を修正する場合には、指定要件の充足性等の判別が可能となる、より具体的な記述内容となっているかどうかよく精査すること。また、内閣情報調査室は、各行政機関において修正されたものについて、改正運用基準の趣旨が反映されているか改めて精査し、必要と認められる場合には、再修正等適切な対応を求めること。

³² 国会法第102条の16第1項において、「情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができる」こととされている。

3 特定秘密文書の管理関係

特定秘密文書の不適切な管理に起因すると思われる誤廃棄事案が複数発生していることから、各行政機関においては、これまで以上に緊張感をもって特定秘密文書の管理に当たること。特に誤廃棄事案が発生した行政機関においては、公文書管理制度などの所定の手続を経ず原本を含む特定秘密文書が廃棄されたことを重く受け止め、改めて現場の業務従事者を含む全ての取扱者に対し廃棄のための手続の周知徹底等の再発防止策を講じること。

4 適合事業者関係

適合事業者に特定秘密を提供等している行政機関においては、情報漏えいの防止の観点から、引き続き適合事業者における秘密保持の体制の把握や適性評価の実施状況の確実な確認等情報管理には万全を期すこと。

2 政府に対する意見の理由及び背景

1 当審査会への対応状況関係

各行政機関は、改正運用基準に鑑み、当審査会がその調査に関し特定秘密の指定等の適正性を判断する過程において必要があると認め説明を求めた場合には、特定秘密以外の不開示情報についても積極的に説明する等なお一層真摯に対応すること。特に外務省は、当審査会がこれまでの年次報告書の意見において、当審査会への対応の在り方の改善について重ねて指摘してきた事実を改めて重く受け止め、改正運用基準の趣旨に沿った対応をすること。

(理由及び背景)

当審査会への対応の在り方については、当初から指摘してきたところであり、行政機関の中にはこれを真摯に受け止め対応に努めているところもあるが、対応に改善が感じられない行政機関も存在している。昨年6月に改正された運用基準では、遵守すべき事項として「情報監視審査会から必要な報告又は記録の提出を求められたときは、適切に対応すること」が新たに盛り込まれた。この趣旨を踏まえ、まずは政府全体として、当審査会がその調査に関し、特定秘密の指定等の適正性を判断する過程において必要があると認め説明を求めた場合には、特定秘密以外の不開示情報についても積極的に説明する等なお一層真摯に対応することを改めて求めるものである。

特に外務省においては、当審査会のこれまでの指摘にもかかわらず、特定秘密の周辺情報等の具体的内容について答弁を避けるような対応があり、複数の委員から「答えを差し控えるという答弁があまりに多く、この審査会に我々が出席する意味がないと感じる」等の指摘があった。

審査会委員は、秘密を漏らさない旨の宣誓を行い、場合によっては刑事罰を受けることもある立場で当審査会に出席している。その委員がこのような指摘をせざるを得ないような対応がなされたことは、当審査会の存在意義に関わる問題にもなりかねず、看過できない。同省は、当審査会がこれまでの年次報告書の意見において、当審査会への対応の在り方の改善について重ねて指摘してきた事実を改めて重く受け止め、説明する際は改正運用基準の趣旨に沿った対応をすることを求めるものである。

2 指定管理簿関係

各指定行政機関においては、改正運用基準を踏まえ指定管理簿を修正する場合には、指定要件の充足性等の判別が可能となる、より具体的な記述内容となっているかどうかよく精査すること。また、内閣情報調査室は、各行政機関において修正されたものについて、改正運用基準の趣旨が反映されているか改めて精査し、必要と認められる場合には、再修正等適切な対応を求めること。

(理由及び背景)

改正運用基準は、昨年6月より運用が開始されており、指定管理簿については、「特定秘密の概要」を特定秘密である情報の特段の秘匿の必要に支障のない範囲内で具体的に記述することとなった。これを受け、改正運用基準の運用開始後に指定される特定秘密については、この改正運用基準の趣旨に則り指定管理簿が作成されるので、「特定秘密の概要」の記述は具体的なものとなるものと思われる³³。

これまで、改正運用基準の運用開始前までに指定された特定秘密に係る指定管理簿については、「特定秘密の概要」の内容が具体的でなく、指定要件の充足性等の判別が困難なものや内容を想起することが困難であるようなものが存在していた。そのため、これまでの意見においても、具体的な記述に修正するよう求めたものがあり³⁴、この指摘を受け見直しが行われたものがある。一方で、具体的に記述されていないものが依然として存在している。

改正運用基準の運用開始前の指定管理簿の取扱いについては、各指定行政機関において改正運用基準の趣旨に合うよう見直しが行われるものと思われる。そこで今回の運用基準が見直されたことを機として、まず各行政機関に対し指定管理簿の記述内容を見直す場合には、改正運用基準の趣旨に沿った内容となるよう精査を求めるものである。

さらに、当審査会としては、記述内容について、できるだけ各行政機関で統一がとれていることが望ましいと考えており、指定管理簿を取りまとめる内閣情報調査室が、各行政機関が見直したものについて、改正運用基準の趣旨が反映されているか精査すること、必要があれば各行政機関に対し、再修正等必要な対応を取らせることを求めるものである。

3 特定秘密文書の管理関係

特定秘密文書の不適切な管理に起因すると思われる誤廃棄事案が複数発生していることから、各行政機関においては、これまで以上に緊張感をもって特定秘密文書の管理に当たること。特に誤廃棄事案が発生した行政機関においては、公文書管理制度などの所定の手続を経ず原本を含む特定秘密文書が廃棄されたことを重く受け止め、改めて現場の業務従事者を含む全ての取扱者に対し廃棄のための手続の周知徹底等の再発防止策を講じること。

(理由及び背景)

国会報告において、内閣官房で15件、防衛省で原本57件を含む504件³⁵の

³³ 令和2年12月3日審査会における内閣情報調査室の説明。

³⁴ 平成27年年次報告書「1 政府に対する意見(1)」参照。

³⁵ 国会報告(令和2年6月閣議決定)によれば、防衛省において誤廃棄された504件の特定秘密文書の保存期間は全て1年以上である。また、内訳は、平成31年1月の定期検査を契機として判明したものが100件及び5件(いずれも複製物)、定期検査とは別に判明したものが399件(原本57件、複製物342件)である。なお、複製物については全て原状回復されている。

特定秘密文書が所定の手続を経ずに廃棄される事案があったことが公表された。

当審査会としては、誤廃棄事案の発生等の事実を隠さず公表したことについては、一定の評価をしている。一方で、各行政機関は、特定秘密という重要な情報が記載されている文書の誤廃棄事案が毎年のように発生していることを重く受け止めるべきである。各行政機関に対し、定期検査以外の場面で誤廃棄事案が発覚したこともあったことを踏まえ、さらに実効性ある定期検査を実施すること等緊張感をもって文書管理に当たることを求めるものである。

その上で、今回特定秘密文書の誤廃棄事案が発生した行政機関に対しては、公文書管理制度などの所定の手続を経ず特に原本を含む特定秘密文書が廃棄されたことを重く受け止め、改めて現場の業務従事者を含む全ての取扱者に対してより具体的な再発防止策を講じることを求めるものである。

4 適合事業者関係

適合事業者に特定秘密を提供等している行政機関においては、情報漏えいの防止の観点から、引き続き適合事業者における秘密保持の体制の把握や適性評価の実施状況の確実な確認等情報管理には万全を期すこと。

(理由及び背景)

防衛装備品の開発等には適合事業者が携わっており、その際、これらの従業者が、特定秘密を含む重要な情報に触れる機会もあると思われる。特に、昨今は防衛装備品自体に求められる性能が極めて高くなっており、開発に関わる事業者も多岐にわたっている。その結果、下請け関係の重層化等により開発環境が複雑となり、情報に触れる従業者の人数が増え情報漏えいの危険性が増す可能性も危惧される。

当審査会での質疑において、行政機関が、防衛装備品の開発に関わる適合事業者等における情報の管理体制を把握できる仕組みとなっている旨の答弁を得ているが³⁶、我が国の安全保障のための情報管理の重要性という観点から、引き続きこれらの取組に万全を期すことを求めるものである。

昨年1月、機密情報を取り扱う可能性のある企業が大規模なサイバー攻撃を受け、機微な情報が流出した可能性のある事案が発生していたとの報道があった³⁷。今回流出したとみられる情報は特定秘密ではないとされているものの³⁸、今後サイバー攻撃により適合事業者から特定秘密が漏えいする可能性も否定できない。

適合事業者がサイバー攻撃の危険性に常時さらされている状況の中、情報

³⁶ 令和3年3月18日審査会

³⁷ 『朝日新聞』(2020.1.20)等

³⁸ 『朝日新聞』(2020.5.20)

漏えい事案は、手口が巧妙化しており被害企業が漏えいを認識するまでに時間を要する上、その事実を公表することをためらうことも多いといわれており、一たび発生すれば被害が拡大し、ひいては我が国の安全保障に著しい影響を及ぼすことになりかねない。そこで、適合事業者にサイバー攻撃への防止策を徹底させるよう政府としても取り組むこともあわせて求めることとする。

参 考 資 料

I 関係法規	113
(1) 国会法（昭和22年4月30日法律第79号）（抄）	113
(2) 衆議院規則（昭和22年6月28日議決）（抄）	117
(3) 衆議院情報監視審査会規程（平成26年6月13日議決）	118
(4) 特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）（抄）	123
(5) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日）（最終改正：令和2年6月16日）（抄）	125
II 特定秘密の保護に関する法律のポイント（内閣官房資料）	127
III 国会報告の概要（令和2年6月16日閣議決定） 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」の概要	128
IV 各行政機関における特定秘密の指定状況一覧表（令和2年12月末現在） （内閣官房資料）	130
V 独立公文書管理監報告のポイント（令和2年6月19日） 「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について 独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」のポイント	133
VI 令和元年中に指定が解除された特定秘密一覧	134
VII 提示を受けた特定秘密一覧	135
VIII これまでの主な審査会意見と政府の対応状況	136
IX 会長及び委員一覧	154
X 参考人一覧	156
XI 活動経過一覧表	157

I 関係法規

(1) 国会法（昭和 22 年 4 月 30 日法律第 79 号）（抄）

〔情報監視審査会の設置〕

第 102 条の 13 行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号。以下「特定秘密保護法」という。）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除並びに適性評価（特定秘密保護法第 12 条第 1 項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査し、並びに各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの第 104 条第 1 項（第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長（特定秘密保護法第 3 条第 1 項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設ける。

〔調査のための報告〕

第 102 条の 14 情報監視審査会は、調査のため、特定秘密保護法第 19 条の規定による報告を受ける。

〔特定秘密の提出〕

第 102 条の 15 各議院の情報監視審査会から調査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出（提示を含むものとする。以下第 104 条の 3 までにおいて同じ。）を求めたときは、その求めに応じなければならない。

2 前項の場合における特定秘密保護法第 10 条第 1 項及び第 23 条第 2 項の規定の適用については、特定秘密保護法第 10 条第 1 項第 1 号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第 104 条第 1 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和 22 年法律第 225 号）第 1 条」とあるのは「第 102 条の 15 第 1 項」と、「審査又は調査であつて、国会法第 52 条第 2 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は第 62 条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「調査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第 23 条第 2 項中「第 10 条」とあるのは「第 10 条（国会法第 102 条の 15 第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

3 行政機関の長が第 1 項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその情報監視審査会において受諾し得る場合には、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。

4 前項の理由を受諾することができない場合は、その情報監視審査会は、更にその特定秘密の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。

5 前項の要求後 10 日以内に、内閣がその声明を出さないときは、行政機関の長は、先に求められた特定秘密の提出をしなければならない。

〔勧告〕

第 102 条の 16 情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができる。

2 情報監視審査会は、行政機関の長に対し、前項の勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

〔審査〕

第 102 条の 17 情報監視審査会は、第 104 条の 2（第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院の議決により定めるところにより、これについて審査するものとする。

2 各議院の情報監視審査会から審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

3 前項の場合における特定秘密保護法第 10 条第 1 項及び第 23 条第 2 項の規定の適用については、特定秘密保護法第 10 条第 1 項第 1 号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第 104 条第 1 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和 22 年法律第 225 号）第 1 条」とあるのは「第 102 条の 17 第 2 項」と、「審査又は調査であつて、国会法第 52 条第 2 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は第 62 条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第 23 条第 2 項中「第 10 条」とあるのは「第 10 条（国会法第 102 条の 17 第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

4 第 102 条の 15 第 3 項から第 5 項までの規定は、行政機関の長が第 2 項の求めに応じない場合について準用する。

5 情報監視審査会は、第 1 項の審査の結果に基づき必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会の求めに応じて報告又は記録の提出をすべき旨の勧告をすることができる。この場合において、当該勧告は、その提出を求める報告又は記録の範囲を限定して行うことができる。

6 第 102 条の 15 第 3 項から第 5 項までの規定は、行政機関の長が前項の勧告に従わない場合について準用する。この場合において、同条第 3 項及び第 4 項中「その特定秘密の提出」とあり、並びに同条第 5 項中「先に求められた特定秘密の提出」とあるのは、「その勧告に係る報告又は記録の提出」と読み替えるものとする。

7 情報監視審査会は、第 1 項の審査の結果を、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会に対して通知するものとする。

〔事務を行う者の制限〕

第 102 条の 18 各議院の情報監視審査会の事務は、その議院の議長が別に法律で定めるところにより実施する適性評価（情報監視審査会の事務を行つた場合に特定秘密を漏らすおそれがないことについての職員又は職員になることが見込まれる者に係る評価をい

う。)においてその事務を行つた場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者でなければ、行つてはならない。

〔特定秘密の利用又は知ることができる者の範囲〕

第 102 条の 19 第 102 条の 15 及び第 102 条の 17 の規定により、特定秘密が各議院の情報監視審査会に提出されたときは、その特定秘密は、その情報監視審査会の委員及び各議院の議決により定める者並びにその事務を行う職員に限り、かつ、その調査又は審査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

〔準用規定〕

第 102 条の 20 情報監視審査会については、第 69 条から第 72 条まで及び第 104 条の規定を準用する。

〔情報監視審査会に関する事項〕

第 102 条の 21 この法律及び他の法律に定めるもののほか、情報監視審査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定める。

〔官公署等に対する報告及び記録の提出要求〕

第 104 条 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

2 内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

3 前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

4 前項の要求後 10 日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。

〔審査の要請〕

第 104 条の 2 各議院又は各議院の委員会が前条第 1 項の規定によりその内容に特定秘密である情報が含まれる報告又は記録の提出を求めた場合において、行政機関の長が同条第 2 項の規定により理由を疎明してその求めに応じなかつたときは、その議院又は委員会は、同条第 3 項の規定により内閣の声明を要求することに代えて、その議院の情報監視審査会に対し、行政機関の長がその求めに応じないことについて審査を求め、又はこれを要請することができる。

〔特定秘密を含む報告等の利用又は知ることができる者の範囲〕

第 104 条の 3 第 104 条の規定により、その内容に特定秘密である情報を含む報告又は記録が各議院又は各議院の委員会に提出されたときは、その報告又は記録は、その議院の議員又は委員会の委員及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

附 則（抄）

（国会法等の一部を改正する法律（１条））（平成 26 年法律第 86 号）

〔施行期日〕

- 1 この法律は、特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）の施行の日から施行する。ただし、第 3 条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

〔準備行為〕

- 2 情報監視審査会の委員の選任のために必要な行為その他情報監視審査会の設置のために必要な準備行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

〔検討〕

- 3 この法律の施行後、我が国が国際社会の中で我が国及び国民の安全を確保するために必要な海外の情報を収集することを目的とする行政機関が設置される場合には、国会における当該行政機関の監視の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 4 情報監視審査会における調査スタッフの能力の向上、効果的な調査手法の開発その他情報監視審査会の調査機能の充実強化のための方策については、国会において、常に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 5 政府は、この法律の施行後速やかに、行政機関が保有する特定秘密以外の公表しないこととされている情報の取扱いの適正を確保するための仕組みを整備するものとし、当該情報の提供を受ける国会における手続及びその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(2) 衆議院規則（昭和 22 年 6 月 28 日議決）（抄）

〔委員による特定秘密の閲覧〕

第 56 条の 5 委員は、その委員会に提出され、保管されている特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）については、正当な理由があると委員長が認めたときに限り、その委員会の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

2 前項の規定は、委員会の審査又は調査の事務を行う職員について準用する。この場合において、同項中「審査又は調査」とあるのは、「審査又は調査の事務の処理」と読み替えるものとする。

〔秘密を漏らした者に対する懲罰〕

第 234 条の 2 秘密会議の記録中特に秘密を要するものと議院において議決した部分又は議院に提出（提示を含むものとする。次項において同じ。）がされた特定秘密を他に漏らした者に対しては、議長は、これを懲罰事犯として、懲罰委員会に付する。

2 秘密会議の記録中特に秘密を要するものと委員会で決議した部分又は委員会に提出がされた特定秘密を他に漏らした者に対しては、委員長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

〔議員による特定秘密の閲覧〕

第 256 条の 2 議員は、議院に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があると議長が認めたときに限り、議院の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

2 前項の規定は、議院の審査又は調査の事務を行う職員について準用する。この場合において、同項中「審査又は調査」とあるのは、「審査又は調査の事務の処理」と読み替えるものとする。

(3) 衆議院情報監視審査会規程（平成 26 年 6 月 13 日議決）

〔設置の趣旨〕

第 1 条 情報監視審査会は、行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除並びに適性評価（同法第 12 条第 1 項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査し、並びに議院又は委員会からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長（同法第 3 条第 1 項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するものとする。

〔委員数〕

第 2 条 情報監視審査会は、8 人の委員で組織する。

〔委員〕

第 3 条 委員は、会期の始めに議院においてその議決により選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

2 委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。

3 前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があったため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、第 1 項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て、議院においてその議決により委員を変更することができる。

第 4 条 委員は、選任後遅滞なく、情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分及び情報監視審査会に提出され又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

2 第 17 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する者は、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとするときは、情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分及び情報監視審査会に提出され又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

第 5 条 委員に選任された者は、正当な理由がなければ、その任を辞することができない。

2 委員がその任を辞そうとするときは、理由を付し、会長を経由して、議院の許可を得なければならない。ただし、閉会中は、議長において委員の辞任を許可することができる。

3 情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分又は情報監視審査会に提出され若しくは提示された特定秘密を漏らしたことにより懲罰を科せられた者は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、委員を解任されたものとする。

第 6 条 委員に欠員を生じたときは、その補欠は議院においてその議決により選任する。

〔会長〕

第 7 条 情報監視審査会の会長は、情報監視審査会において委員が互選する。

2 衆議院規則第 101 条及び第 102 条の規定は、会長について準用する。

第 8 条 会長は、情報監視審査会の議事を整理し、秩序を保持し、情報監視審査会を代表

する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、会長の職務を行う。

〔開会〕

第9条 情報監視審査会は、会期中であると閉会中であるとを問わず、いつでも開会することができる。

第10条 会長は、情報監視審査会の開会の日時を定める。

2 衆議院規則第67条第2項の規定は、情報監視審査会の開会について準用する。

〔情報監視審査室〕

第11条 情報監視審査会は、特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じた情報監視審査室において開く。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされたときは、この限りでない。

〔定足数〕

第12条 情報監視審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

〔表決〕

第13条 情報監視審査会の議事については、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

〔審査〕

第14条 情報監視審査会が議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会からの審査の求め又は要請に係る事案を審査するには、その議決を要する。

2 情報監視審査会は、審査を行わないことを議決したときは、その旨を当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会に通知するものとする。

〔委員の発言〕

第15条 委員は、議題について、自由に質疑し、及び意見を述べることができる。

〔議長及び副議長の出席及び発言〕

第16条 議長及び副議長は、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。

〔審査の要請をした委員会の委員長等の出席及び発言〕

第17条 情報監視審査会に審査の要請をした委員会の委員長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事1人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事1人は、当該要請に係る事案の審査が行われるときに限り、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。この場合において、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとする委員長（常任委員長を除く。）及び理事は、出席し、及び発言することについて、議院の承認を得なければならない。

2 前項の規定は、両議院の合同審査会が情報監視審査会に審査の要請をした場合について準用する。この場合において、同項中「委員会の委員長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事1人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事1人」とあるのは「両議院の合同審査会の会長並びに衆議院議員である所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事1人及び当該会派以外の会派に所属する衆議院議員である理事のうちから互選された理事1人」

と、「委員長（常任委員長を除く。）及び理事」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

- 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）に規定する理事の互選については、衆議院規則第101条第2項及び第3項の規定を準用する。

〔特定秘密を利用し又は知ることができる者の範囲〕

第18条 国会法第102条の19及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第5条の4に規定する議院の議決により定める者は、前2条の規定により情報監視審査会に出席し、及び発言することができる者とする。

〔委員の派遣〕

第19条 情報監視審査会において、調査又は審査のため委員を派遣しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

〔特定秘密の提出又は提示〕

第20条 情報監視審査会は、調査又は審査のため必要があるときは、議長を経由して、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出又は提示を求めることができる。

〔勧告〕

第21条 情報監視審査会は、調査又は審査の結果に基づき必要があると認めるときは、議長を経由して、行政機関の長に対し、勧告を行うことができる。

- 2 情報監視審査会は、議長を経由して、国会法第102条の16第1項の勧告の結果とられた措置について、行政機関の長に対し報告を求めることができる。

〔報告書の提出〕

第22条 情報監視審査会は、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出するものとする。

- 2 情報監視審査会は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、調査又は審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出することができる。
- 3 議長は、前2項の報告書を公表するものとする。

〔会議の秩序保持〕

第23条 委員が情報監視審査会の秩序を乱し又は議院の品位を傷つけるときは、会長は、これを制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、会長は、当日の情報監視審査会を終わるまで発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

〔休憩及び散会〕

第24条 会長は、情報監視審査会の議事を整理し難いとき又は懲罰事犯があるときは、休憩を宣告し、又は散会することができる。

〔懲罰事犯の報告等〕

第25条 会長は、情報監視審査会において、懲罰事犯があると認めたときは、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

- 2 衆議院規則第235条の規定は、情報監視審査会における懲罰事犯について準用する。

〔傍聴〕

第 26 条 情報監視審査会は、傍聴を許さない。

2 情報監視審査会は、その決議により議員その他の者の傍聴を許すものとすることができる。

〔特定秘密の保管〕

第 27 条 行政機関の長から情報監視審査会又は議院若しくは委員会若しくは両議院の合同審査会（会長が衆議院議員であるものに限る。）に提出された特定秘密は、情報監視審査会において保管するものとする。

〔特定秘密の閲覧〕

第 28 条 委員は、情報監視審査会に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

2 前項の規定は、第 32 条第 1 項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは、「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。

〔会議録〕

第 29 条 情報監視審査会は、会議録を作成し、会長及び委員がこれに署名し、議院に保存する。

2 会議録には、出席者の氏名、会議に付した案件の件名、議事、表決の数、報告書その他重要な事項を記載しなければならない。

3 会議録は、これを印刷して配付することをしない。

4 前項の規定にかかわらず、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、これを印刷して各議員に配付する。ただし、第 23 条の規定により会長が取り消させた発言については、この限りでない。

第 30 条 情報監視審査会の会議録は、これを閲覧することができない。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、委員は、情報監視審査会の会議録については、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

3 前項の規定は、第 32 条第 1 項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは、「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。

〔特定秘密等の漏えいに係る懲罰事犯の報告等〕

第 31 条 情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分又は情報監視審査会に提出され若しくは提示された特定秘密を他に漏らした者に対しては、会長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

2 衆議院規則第 235 条の規定は、前項の懲罰事犯について準用する。

〔事務局〕

第 32 条 情報監視審査会の事務を処理させるため、情報監視審査会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長 1 人その他必要な職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

第 33 条 事務局長は、情報監視審査会から、その調査又は審査のために必要な調査を命ぜられたときは、当該調査に関して、行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

〔準用〕

第 34 条 衆議院規則第 41 条、第 45 条の 2、第 45 条の 3、第 47 条の 2、第 51 条、第 52 条、第 56 条、第 70 条、第 85 条の 2 及び第 234 条の規定は、情報監視審査会について準用する。

附 則

〔施行期日〕

1 この規程は、国会法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 86 号）の施行の日〔平成 26 年 12 月 10 日〕から施行する。

〔衆議院政治倫理審査会規程の一部改正〕

2 衆議院政治倫理審査会規程（昭和 60 年 6 月 25 日議決）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「若しくは憲法調査会の会長」を「、憲法審査会の会長若しくは情報監視審査会の会長」に改める。

(4) 特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）（抄）

〔その他公益上の必要による特定秘密の提供〕

第 10 条 第 4 条第 5 項、第 6 条から前条まで及び第 18 条第 4 項後段に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供するものとする。

一 特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合（次号から第 4 号までに掲げる場合を除く。）であって、当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすることその他の当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあっては附則第 10 条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあっては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき。

イ 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和 22 年法律第 79 号）第 104 条第 1 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和 22 年法律第 225 号）第 1 条の規定により行う審査又は調査であって、国会法第 52 条第 2 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は第 62 条の規定により公開しないこととされたもの

〔ロ 省略〕

〔第 2 号以下 省略〕

〔第 2 項以下 省略〕

〔特定秘密の指定等の運用基準等〕

第 18 条 政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を聴いた上で、その案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、毎年、第 1 項の基準に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を前項に規定する者に報告し、その意見を聴かななければならない。

〔第 4 項 省略〕

〔国会への報告等〕

第 19 条 政府は、毎年、前条第 3 項の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。

附 則

〔国会に対する特定秘密の提供及び国会におけるその保護措置の在り方〕

第 10 条 国会に対する特定秘密の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することを定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用す

るものとし、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(5) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成 26 年 10 月 14 日）（最終改正：令和 2 年 6 月 16 日）（抄）

V 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための措置等

5 特定秘密保護法第 18 条第 2 項に規定する者及び国会への報告

(1) 内閣総理大臣への報告等

ア 行政機関の長は、毎年 1 回、(ア) から (シ) までに掲げる事項を内閣保全監視委員会に、(ア) から (キ) まで及び (シ) に掲げる事項を内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

(ア) 当該行政機関の長が指定をした特定秘密の件数及び過去 1 年に新たに指定をした特定秘密の件数（Ⅱ 1 (1) に規定する事項の細目ごと。(イ) 及び (ウ) において同じ。）

(イ) 過去 1 年に指定の有効期間の延長をした件数

(ウ) 過去 1 年に指定を解除した件数

(エ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去 1 年に国立公文書館等に移管した件数

(オ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去 1 年に廃棄した件数

(カ) 過去 1 年に廃棄した特定行政文書ファイル等の件数

(キ) 過去 1 年に処理した 4 (2) ア (ア) の通報の件数

(ク) 過去 1 年に適性評価を実施した件数（警察庁長官にあっては、警察本部長が実施した適性評価の件数を含む。(ケ) 及び (コ) において同じ。）

(ケ) 過去 1 年に適性評価の評価対象者が特定秘密保護法第 12 条第 3 項の同意をしなかった件数

(コ) 過去 1 年に申出のあった特定秘密保護法第 14 条の苦情の件数

(サ) 過去 1 年に行った適性評価に関する改善事例

(シ) その他参考となる事項

イ 内閣保全監視委員会は、アの報告に加え、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出又は説明を求めることができる。

ウ 内閣府独立公文書管理監は、内閣保全監視委員会に対し、ア (ア) から (キ) まで及び (シ) に掲げる事項に関し、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理についての意見を述べることができる。

エ 内閣保全監視委員会は、アからウまでに定める報告、説明及び意見を取りまとめ、国民に分かりやすい形で取りまとめた概要を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

オ 内閣府独立公文書管理監は、毎年 1 回、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。

(2) 特定秘密保護法第 18 条第 2 項に規定する者への報告

内閣総理大臣は、毎年 1 回、(1)エの状況を特定秘密保護法第 18 条第 2 項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。

(3) 国会への報告及び公表

ア 内閣総理大臣は、毎年 1 回、(2)の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を国会に報告するとともに、公表するものとする。

イ なお、両院に設置される情報監視審査会(以下「審査会」という。)に報告する際には、行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめたものをアに添付するものとする。

6 その他の遵守すべき事項

(1) 2、3(1)イ、4(2)イ(エ)又は5(1)イに基づき特定秘密の提供を受けた内閣保全監視委員会又は内閣府独立公文書管理監は、当該特定秘密を提供した行政機関の長とあらかじめ協議して定めるところに従い、当該特定秘密を利用する職員の範囲を制限することその他の当該特定秘密の保護のために必要な措置を講じなければならない。

(2) 内閣保全監視委員会は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するために必要な専門的技術的知識及び能力の維持向上に努めなければならない。

(3) 内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するために必要な専門的技術的知識及び能力の維持向上に努めなければならない。

(4) 行政機関の長は、特定秘密の取扱いの業務に従事する当該行政機関の職員に対し、特定秘密である情報を記録する行政文書の管理等を適正かつ効果的に行うために必要な特定秘密保護法、公文書管理法及び情報公開法等に関する知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(5) 行政機関の長は、審査会の所管に属する事項に関する審査又は調査のため、審査会から必要な報告又は記録の提出を求められたときは、その充実に資するよう、特定秘密保護法、国会法(昭和 22 年法律第 79 号)その他の法令の規定に基づき適切に対応するものとする。

VI 本運用基準の見直し

政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、常にその運用の改善に努めつつ、5 年を目途に、又は必要に応じて本運用基準について見直しを行うものとする。また、見直しの結果については、これを公表するものとする。

特定秘密の保護に関する法律のポイント

特定秘密－大臣等が指定－

国家公務員法等上の秘密

特定秘密

特定秘密

安全保障に関する情報で

次のいずれかの事項に該当する情報

- ① 防衛
- ② 外交
- ③ 特定有害活動（スパイ行為等）の防止
- ④ テロリズムの防止

のうち、

特段の秘匿の必要性があるもの

に関するものとして
法律で列挙する
事項

- ※ 指定の有効期間は上限5年（更新可能）。通算で30年を超える延長には、内閣の承認が必要。暗号や人的情報源等を除き、60年を超える延長は不可。
- ※ 内閣総理大臣は、有識者から意見を聴いた上で、閣議決定により、指定等の運用基準を策定。
- ※ 内閣総理大臣は、必要があれば、指定等の運用について、大臣等に改善を指示。
- ※ 指定等の運用状況は、毎年、有識者に報告するとともに、その意見を付して、国会に報告・国民に公表。

特定秘密の取扱者の制限

適性評価をクリアした者のみが特定秘密の取扱いの業務を行う

行政機関内外で特定秘密を提供し、共有するための仕組みの創設

特定秘密を漏えいした者等を処罰（懲役10年以下等）

- ※ 本法を拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようないことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない旨を規定。
- ※ 出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とする旨を規定。

Ⅲ 国会報告の概要（令和２年６月１６日閣議決定）

「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」の概要

１ 報告の趣旨

特定秘密保護法第19条の規定に基づき、特定秘密の指定等の状況について、毎年１回、有識者の意見を付して国会に報告するもの

２ 対象期間

平成31年１月１日から令和元年12月31日までの間

３ 特定秘密保護法附則第３条に基づく施行令の一部改正等

- ・ 特定秘密保護法附則第３条に基づき、法の施行の日以後同日から起算して５年を経過する日（令和元年12月９日）までの間に特定秘密を保有したことがない42機関を法の適用対象から除外
- ・ 施行令の一部改正に伴い、運用基準中に生じる条ずれを措置

４ 指定権限を有する行政機関（対象期間末時点）

- ・ 指定権限を有する行政機関は、20機関
- ・ 指定に係る特定秘密管理者の数は、12機関23人

５ 対象期間中における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況

（１） 特定秘密の指定の状況

ア 政府全体の指定の状況

９機関・47件（行政機関別の内訳を記載）

イ 事項別の指定の状況

（法別表の４分野別・事項の細目別の指定件数）

ウ 各行政機関の指定の状況

（行政機関別の指定内容の概要及び件数）

（２） 特定秘密の指定の有効期間の満了、延長及び解除等の状況

- ・ 有効期間を満了したのは、１機関・29件
- ・ 有効期間を延長したのは、11機関・361件
- ・ 特定秘密を指定している12機関全てが指定の理由の点検を実施
- ・ 特定秘密の指定を解除したものはなかった

（３）・（４） 行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況並びに運用基準に基づく通報の状況

報告対象となる事実がない

（５） 適性評価の実施の状況

- ・ 政府全体の適性評価の実施件数は、26機関・22,987件

(行政機関別の内訳を記載)

- ・ 適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数は3件

6 対象期間末時点における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況

(1) 特定秘密の指定の状況

ア 政府全体の指定の状況

12機関・569件

イ 事項別の指定の状況

(法別表の4分野別・事項の細目別の指定件数)

ウ 情報の類型別の指定の状況

特に件数の多いのは、暗号、情報収集衛星及び武器に関するもの

エ 指定の有効期間別の件数

15件を除き5年

オ 指定を解除すべき条件の設定の状況

指定を解除すべき条件を設定しているのは、173件

カ 各行政機関別の指定の状況

(行政機関別の指定内容の概要及び件数)

(2) 特定秘密が記録された行政文書の保有の状況

特定秘密が記録された行政文書の行政機関別の保有件数

15機関・485,108件

(3) 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数

26機関・134,702人 (行政機関別の内訳を記載)

7 内閣府独立公文書管理監及び情報監視審査会への対応

- ・ 内閣府独立公文書管理監から1件の是正の求めがあり、当該省庁において対応
- ・ 各議院の情報監視審査会における、特定秘密が記録された行政文書の廃棄及び関係行政機関が指定した特定秘密に関する調査に対し説明
- ・ 衆議院情報監視審査会の平成30年年次報告書における政府に対する意見及び参議院情報監視審査会の平成29年年次報告書における要改善・指摘事項について、政府の対応方針等を説明
- ・ 衆議院情報監視審査会の令和元年年次報告書における政府に対する意見及び参議院情報監視審査会が令和元年12月4日に提出した年次報告書における政府に対する意見について、今後真摯に検討した上で説明

8 内閣府独立公文書管理監からの意見

9 有識者からの意見

※国会報告の全文は<<https://www.cas.go.jp/jp/tokuteihimitsu/hokoku.html>>を参照

IV 各行政機関における特定秘密の指定状況一覧表(令和2年12月末現在)(内閣官房資料)

令和3年1月

各行政機関における特定秘密の指定状況一覧表（令和2年12月末現在）

※()内の数値は、令和2年中に指定した特定秘密の件数で、内数
※△が付された数値は、令和2年中に指定の有効期間が満了した特定秘密の件数
※×>内の数値は、令和2年中に指定の有効期間を延長した特定秘密の件数
※▲が付された数値は、令和2年中に指定を解除した特定秘密の件数

[illegible]

別表	事項の細目		国際安全 保護要綱	内閣官庁	警察庁	総務省	法務省	出入国在 留管理庁	公安調査庁	外務省	経済産業省	国土保安庁	防衛省	防衛総局	合計
第2号 【外交に 関する 事項】	イ【外国の政府等との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体、領域、領域の保全その他の安全に重要なもの】	a【外国の政府等との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体、領域、領域の保全その他の安全に重要なもの】	7 <(1)>	2						3					12 <(1)>
				1						2					3
															0
				4 <(1)>											4 <(1)>
				7 <(1)>		11 <(2)>			1	5	2				26 <(3)>
	ロ【安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出入の禁止その他の措置又はその方針(第1号イ若しくは第2号イ又は第4号イに掲げるものを除く。)]	a【我が国が実施する以下の措置の方針(b)に掲げるものを除く。】													0
															0
															0
															0
															0
第2号 【外交に 関する 事項】	ハ【安全保障に関し収集した国民の生命及び身体、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報(第1号ロ、第3号ロ又は第4号ロに掲げるものを除く。)]	b【領域の保全のために我が国が講ずる措置又はその方針】		2			1	1							4
										1					1
	ニ【ハに掲げる情報の収集整理又はその能力：ハaからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力】	c【a又はbを分析して得られた情報】													0
第2号 【外交に 関する 事項】	ホ【我が国と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号：我が国が国の政府が用いるために作成された暗号(外国の政府等から提供されたもの)にあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。)]			44 <(4)>					5	11	4	11			75 <(4)>
				26 <(1)>						4					30 <(1)>

別表	事項の細目	国際安全 保障会議	内閣官房	警察庁	総務省	法務省	出入国在留管理庁	公安調査庁	外務省	経済産業省	海上保安庁	防衛省	防衛装備庁	合計
	a【特定有害活動の防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に關するもの(b)に掲げるものを除く。】 イ(特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止(以下この号において「特定有害活動」という。)のための措置又はこれに関する計画若しくは研究)	(a)【特定秘密保護法第12条第2項第1号に規定する核兵器、化学製剤、細菌製剤その他の物を輸出し、又は輸入するための活動の防止】 (b)【緊急事態への対応に係る部隊の戦術】 (c)【重要施設、要人等に対する警戒警備】 (d)【サイバー攻撃の防止】												0
	b【特定有害活動の防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの】													0
	a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報(b)に掲げるものを除く。】			4	<1>									7
	b【外国の政府等から提供された情報(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)]			7	(1)<1>			7	(1)<1>					14
	c【a又はbを分析して得られた情報】													0
	ハ【ロに掲げる情報の収集整理又はその能力：ロaからeまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力】			14	<1>			3						17
	ニ【特定有害活動の防止の用に供する暗号：我が国の政府が用いるために作成された暗号(外国の政府等から提供されたもの)にあつては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置に限る。】			1										1
	ア【テロリズムの防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に關するもの(b)に掲げるものを除く。】			2	(1) Δ2 ▲3									2
第3号 【特定有害活動の防止に関する事項】	イ(テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止(以下この号において「テロリズムの防止」という。)のための措置又はこれに関する計画若しくは研究)	a【テロリズムの防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に關するもの(b)に掲げるものを除く。】 b【テロリズムの防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの】												0
	ロ(テロリズムの防止に関し収集した国家の生命及び身体保護に關する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報)	a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報(b)に掲げるものを除く。】 b【外国の政府等から提供された情報(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)]		13	(2) Δ1 △1 ▲3			7	(1)<1>					13
	ハ【ロに掲げる情報の収集整理又はその能力：ロaからeまでに掲げる事項に関する情報の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力】		1						1	<1>				2
	ニ【テロリズムの防止の用に供する暗号：我が国の政府が用いるために作成された暗号(外国の政府等から提供されたもの)にあつては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置に限る。】													0
	計	7	(1) 94	(7) 41	(4) 11	(2) 1	0	1	0	26	(2) 40	(1) 349	(1) 18 <9> <Δ>	(51) 613 <9> ▲3
										4	0	(1) 21	(1) <1>	0

613

V 独立公文書管理監報告のポイント（令和2年6月19日）

「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について 独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」のポイント

本報告について

- ・ 報告対象期間は、平成31年4月1日から令和2年3月31日まで。

検証・監察の結果等

- 特定秘密の指定
 - ・ 令和元年中に指定された40件について適正と認めた。
- 特定秘密の指定の有効期間の延長
 - ・ 有効期間の延長2件について適正と認めた。
- 特定秘密の記録とその表示
 - ・ 令和2年3月12日に4件、特定秘密の記録とその表示について是正を求めた。
 - ・ それ以外の48部署による記録とその表示を適正と認めた。
- 特定行政文書ファイル等の保存
 - ・ 51部署による保存を適正と認めた。
- 特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置
 - ・ 経済産業省1件及び防衛省207件の特定行政文書ファイル等について、廃棄が妥当である旨通知した。
- 特定行政文書ファイル等にすべきものの存否
 - ・ 10部署について保存期間1年未満の特定秘密文書の中に保存期間を1年以上と設定すべきものはないものと認めた。
- 定量的指標
 - ・ 説明聴取、実地調査等の回数：162回
 - ・ 確認した特定秘密を記録する文書等の件数：3,878件
(これら文書等に記録されている特定秘密の件数：延べ5,269件)

通報への対応

- ・ 独立公文書管理監に対する通報はなかった。

今後の展望

- ・ 独立した公正な立場において、厳正かつ実効的な検証・監察を継続的に実施する。

※管理監報告の全文は<https://www8.cao.go.jp/kenshoukansatsu/houkoku/index.html>を参照

VI 令和元年中に指定が解除された特定秘密一覧

行政機関	解除 年月日	識別番号	特定秘密の概要	解除又は 一部解除
内閣官房	令和元年 12月25日	官－23	情報収集衛星光学1号機に係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその及び鍵の配送方式	一部解除
		官－24	情報収集衛星光学2号機に係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその及び鍵の配送方式	
		官－25	情報収集衛星光学3号機に係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその及び鍵の配送方式	
		官－26	情報収集衛星光学4号機に係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその及び鍵の配送方式	
		官－31	情報収集衛星レーダ1号機に係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその及び鍵の配送方式	
		官－32	情報収集衛星レーダ2号機に係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその及び鍵の配送方式	
		官－39	情報収集衛星実証衛星（平成19年打ち上げ）に係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその及び鍵の配送方式	
		官－40	情報収集衛星実証衛星（平成25年打ち上げ）に係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその及び鍵の配送方式	
		官－41	情報収集衛星第3期地上システムに係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその及び鍵の配送方式	
		官－42	情報収集衛星第4期地上システムに係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその及び鍵の配送方式	
		官－43	情報収集衛星第5期地上システムに係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその及び鍵の配送方式	
		官－44	情報収集衛星第6期地上システムに係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその及び鍵の配送方式	
防衛省	令和元年 12月6日	防－89	[不開示情報]（平成20年度から平成30年度までの間に作成したものに限る。）	一部解除
		防－90	[不開示情報]（平成20年度から平成30年度までの間に作成したものに限る。）	
		防－95	防衛、警備等計画の作成等に関する訓令に基づき各幕僚監部が作成する自衛隊の能力に関する見積り（平成20年度から令和元年度までの間に作成したものに限る。）	
		防－96	防衛、警備等計画の作成等に関する訓令に基づき[不開示情報]作成する部隊等の能力に関する見積り（平成20年度から平成30年度までの間に作成したものに限る。）	
		防－97	防衛、警備等計画の作成等に関する訓令に基づき統合幕僚長が作成する計画の執行に伴い、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長が作成する計画（平成20年度から平成30年度までの間に作成したものに限る。）	
		防－102	防衛、警備等計画の作成等に関する訓令に基づき作成する部隊等の防衛、警備等計画（平成20年度から平成30年度までの間に[不開示情報]）	
		防－103	防衛、警備等計画の作成等に関する訓令に基づき作成する部隊等の防衛、警備等計画の執行に伴い必要な措置に関する計画（平成20年度から平成30年度までの間に作成したものに限る。）	
		防－107	防衛及び警備基本計画（平成30年度以前に作成したものに限る。）	
		防－108	[不開示情報]（平成30年度以前に作成したものに限る。）	

※なお令和元年中、防衛省の指定する特定秘密29件につき、指定の有効期間が満了している。

（政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成）

VII 提示を受けた特定秘密一覧

提示日 提示場所	行政機関	提示を受けた特定秘密の概要
平成 28. 1. 25 内閣衛星情報センター (委員派遣)	内閣官房	内閣衛星情報センターが情報収集衛星等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報
28. 11. 30 審査会	警察庁	作成から30年以上が経過している特定有害活動（スパイ活動等）の防止に関する警察の特定秘密文書
	経済産業省	平成 23 年から平成 27 年中、内閣衛星情報センターが我が国政府の運用する情報収集衛星等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（資源エネルギー関係、災害関係等）であって、経済産業省が提供を受けていたもの
30. 1. 26 審査会	外務省	安全保障に関する外務省の特定秘密の一部
	経済産業省	内閣衛星情報センターが我が国政府の運用する情報収集衛星等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（資源エネルギー関係、災害関係等）であって、平成23年度から平成25年度中に経済産業省が提供を受けていたもののうち、独立公文書管理監から保存期間満了時の措置を廃棄とすることが妥当と認められたもの
	防衛省	情報本部が実施する電波情報業務の実施規則等又は情報本部と外国政府等との間の画像情報協力に関する知識等を記した特定行政文書ファイル等のうち、独立公文書管理監から保存期間満了時の措置を廃棄とすることが妥当と認められたもの
	防衛装備庁	防衛装備庁が防衛省より提供を受けた「そうりゅう」型潜水艦の安全潜航深度及び水中航続時間を明示する数値で、保存期間満了時の措置を廃棄としたもの
30. 6. 6 内閣衛星情報センター (委員派遣)	内閣官房	・ 画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報 ・ 情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報 ・ 情報収集衛星に係る暗号に関する情報

VIII これまでの主な審査会意見と政府の対応状況

1 行政文書が不存在の特定秘密関係

審査会意見の背景及び経緯

- ・平成28年審査会において、内閣官房及び各行政機関に対し特定秘密ごとの特定秘密文書の件数の提出を求めたところ、指定されている特定秘密443件のうち、特定秘密文書が不存在の特定秘密が166件あることが判明した（平成27年12月31日現在）。
- ・行政文書が不存在の特定秘密については、特定秘密が物件であり文書作成が困難であるもののようにその理由が明確である特定秘密もあれば、情報が不存在であるものや文書作成が可能であるにもかかわらず作成していないものもあることから、その指定については、必要性和特定秘密に該当する情報の出現可能性について厳格に審査し、特定秘密の指定を行う必要がある。

【平成28年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 行政文書が不存在の特定秘密（物件のように文書作成が困難なものを含むものを除く。）については、その必要性や出現可能性について厳格に審査した上で、特定秘密の指定を行うこと。	【内閣情報調査室】 ■ 「行政文書等が存在しない情報を特定秘密として指定し、取り扱う際の考え方」と題する事務連絡を発出した。今後はこのような考え方に沿って指定の取扱いを行っていく。 （平成29年11月14日審査会） ■ 各行政機関において、文書の作成や指定の解除等の措置が講じられた（平成29年3月末時点で、指定解除9件、文書作成8件等により、36件が解消）。
✓ 具体的な情報が出現する前に特定秘密をあらかじめ指定する場合は、その出現の蓋然性が極めて高い場合に限り、最低限の期間に区切った上で特定秘密の指定を行うこと。また、指定後においても、具体的な情報の出現可能性を年1回の定期点検のみならず、随時点検し、出現が見込めないと判断した場合は、直ちに当該指定の解除を行うこと。なお、情報が不存在のまま有効期間の更新を行わないこと。	
✓ 特定秘密保護法の逐条解説※に基づく、いわゆる「あらかじめ指定」が拡大しすぎていることを踏まえ、より適切な規定を定めること。その際、例外的な取扱いであることを明記するとともに、厳格な要件を定めること。	
✓ 行政文書及び物件もなく、職員の知識の中にだけ存在する特定秘密の指定は、暫定的な処置としてやむを得ない場合を除き行わないこと。	

※「特定秘密の保護に関する法律【逐条解説】」（平成26年12月9日 内閣官房特定秘密保護法施行準備室）

【平成 29 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 行政文書が不存在の特定秘密のうち、複数の行政機関が同一の特定秘密を指定しているものについては、特定秘密文書を保有していない行政機関の指定を解除、若しくは文書を保有することを再検討すること。	【内閣情報調査室】 ■ 当該意見で指摘されている特定秘密は、法施行日以前に他の行政機関から提供を受けていた特別管理秘密を、法施行時に提供先の行政機関において特定秘密に指定したものである。（この場合、）情報提供元の行政機関においては提供した文書の正本・原本を保有し続け適切に情報を管理しており、提供先の行政機関が文書を保有しなくても問題は生じないものと考えている。 他方、当該情報は指定の要件を満たしており、引き続き特定秘密として保護する必要があることから、提供先においても、指定を維持することが適当であると考えている。 （平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日審査会）
✓ 行政文書が不存在の特定秘密については、指定管理簿の備考欄等にその旨を記載するなどして、記録に残す措置を検討すること。	【内閣情報調査室】 ■ 審査会に提出する特定秘密指定管理簿綴りに、行政文書が不存在の特定秘密の一覧が添付されることとなった。 ■ なお政府としては、審査会が集計している*①複数の特定秘密が記録された文書で代表的なもので計上しているもの、②他機関が保有しているもの、③物件が存在しているもの、の 3 類型については「行政文書不存在の特定秘密」にはあらず、④具体的な情報が未出現のもの、及び⑤行政文書も物件もないが、具体的な情報が（職員の知識として）存在するもの、の 2 類型のみが「行政文書不存在の特定秘密」に該当するとしている。この整理に基づき、平成 30 年末時点で「行政文書不存在の特定秘密」は存在しないとしている。

【平成 30 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 「いわゆる『あらかじめ指定』を行う場合の厳格な要件」及び「指定管理簿への記載等記録に残すための措置」について、運用基準に盛り込むことを検討し、その結果を当審査会に報告すること。	【警察庁】 ■ 「あらかじめ指定」については、内閣情報調査室から示された考え方にに基づき、慎重な検討の上、将来出現することが確実なものに限り行っている。 なお、警察庁においては、平成 27 年中に指定した人的情報源に関する特定秘密 1 件について、当該指定に該当する情報は現存せず、今後も出現する可能性はないことが確定し、指定の要件を欠くに至ったことから、平成 28 年に当該指定を解除している。 （令和元年 11 月 5 日審査会）

2 作成から 30 年を超える特定秘密文書

審査会意見の背景及び経緯

- ・ 特定秘密保護法において、特定秘密の指定の有効期間は、理由を示して内閣の承認を得ない限り、通算で 30 年を超えることはできないと規定されており、また、運用基準においては、指定の有効期間が通じて 30 年を超える特定秘密が記録された文書は、指定解除後、歴史公文書等として国立公文書館等に移管するものとされている。
- ・ 一方で、同法施行以前に作成され、30 年を超える特定秘密が記載されている文書が存在するが、これらの文書については法施行時から特定秘密の指定の有効期間が開始されたものとされている。
- ・ 特定秘密保護法の対象は、文書ではなく情報であるものの、そもそも、特定秘密として保護される条件を考慮すれば、当該文書作成時において、既に指定されたものとみなすことが妥当であることから、作成から 30 年を経過したものは指定から 30 年を経過したものと同等のものとも考えられる。

【平成 28 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 特定秘密保護法施行前から保有している行政文書で、作成から 30 年を超える行政文書を特定秘密文書として保有している場合、若しくは、今後保有しようとする場合、独立公文書管理監が審査を行うことや指定の有効期間を通じて 30 年を超えて延長する場合と同等の厳格な手続を課す措置を検討すること。	【内閣情報調査室】 ■ 作成から 30 年を超える特定秘密文書の保有状況について、内閣情報調査室が調査したところ、警察庁、外務省及び防衛省において、保有していることが判明した。その上で、今後とも特定秘密文書の長期にわたる保有については、政府全体でその状況の把握に努め、その上で適正を確保するために何らかの措置が必要かどうか、実務を積み重ねつつ、引き続き検討してまいりたい。 (平成 29 年 11 月 14 日審査会)
✓ 特定秘密文書の保存期間満了に伴い、特定秘密文書を廃棄及び廃棄予定とする場合は、当審査会に件数及び文書等の名称、廃棄する合理的理由を記した資料を提出し、説明すること。	■ 廃棄の事例について、類型別・省庁別の数字を示した資料が提出された。
✓ 当初の特定秘密指定において「平成 26 年までに」「平成 26 年以前」と指定管理簿及び指定書に記載し、かつ、平成 26 年より前の特定秘密を保有していない場合は、「平成 26 年に」と記述を改めること。	【内閣情報調査室】 ■ 指定管理簿及び指定書の記載と実態が合っていない特定秘密の保有状況について、内閣情報調査室が各省庁へ照会した結果、内閣官房、警察庁及び外務省において該当する特定秘密が存在することが判明した。これを受けて、内閣官房の 1 件、警察庁の 1 件及び外務省の 1 件について指定書等における記述を修正したとの報告があった。

【平成 29 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 作成から30年を超える特定秘密文書を保有する行政機関においては、その概要を整理して当審査会に報告すること。 ✓ 作成から 30 年を超える特定秘密文書について、その秘密として取り扱われてきた期間の長さを考慮し、保存期間満了時の措置を再検証の上、原則として歴史公文書等とし、保存期間満了後は国立公文書館等に移管することを検討すること。	【警察庁】 ■ 警察庁では、特定有害活動関係及び外国政府との情報協力業務関係について、作成から 30 年を超える文書を保有しているところ、平成 28 年の審査会の指摘等を踏まえ、再検討を行い、警察が収集、分析したことにより得られた特定有害活動の実行の意思、能力に関する情報等に関する（作成から 30 年を超える）文書については、歴史公文書等に該当するものとして、保存期間満了時の措置を移管に変更した。 （平成 30 年 11 月 6 日審査会） 【外務省】 ■ 外務省では、日露平和条約締結交渉に関する特定秘密について、作成から 30 年を超える文書を保有している。 （平成 30 年 11 月 8 日審査会） 【防衛省】 ■ 防衛省における、平成 29 年末時点において同省が保有する作成から 30 年を超える特定秘密文書の件数は 57 件であり、特定秘密文書の長期にわたる保有の状況の把握に努めてまいりたいと考えている。 （平成 30 年 11 月 27 日審査会）
✓ 平成 28 年年次報告書の審査会意見で付した、作成から 30 年を超える 特定秘密文書を保有若しくは今後保有しようとする場合、独立公文書管理監が審査を行うことや指定の有効期間を通じて 30 年を超えて延長する場合と同等の厳格な手続を検討の上、速やかに必要な措置を講じること。	【内閣情報調査室】 ■ 特定秘密が記録された行政文書のうち、歴史公文書等に該当するものについては、特定秘密の指定が解除され、又は指定の有効期間が満了し、保存期間が満了した場合には、国立公文書館等に移管することとなっている。また歴史公文書等に該当しないものについても、恣意的に廃棄されないような重層的な仕組みが設けられている。個別の文書が歴史公文書等に該当するか否かについては各省庁にお尋ね願いたい、今後とも、特定秘密文書の長期にわたる保有については、その状況の把握に努めつつ、その適正を確保するために何らかの措置が必要かどうかについて引き続き検討してまいりたい。 （平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日審査会）

【平成 30 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 作成から30年を超える特定秘密文書のうち、保存期間満了時の措置が廃棄とされているものに係る個別具体的な理由の疎明に至っていない指定行政機関にあっては、速やかに対応すること。	【警察庁】 ■ 警察庁では、特定有害活動関係及び外国政府との情報協力業務関係について、作成から 30 年を超える文書を保有しているところ、平成 28 年の審査会の指摘等を踏まえ、再検討を行い、警察が収集、分析したことにより得られた特定有害活動の実行の意思、能力に関する情報等に関する（作成から 30 年を超える）文書については、歴史公文書等に該当するものとして、保存期間満了時の措置を移管に変更した。 （令和元年 11 月 5 日審査会） 【外務省】 ■ 外務省では、日露平和条約締結交渉に関する特定秘密について、作成から 30 年を超える文書を保有しており、これらの文書のうち、保存期間満了時の措置が廃棄とされているものはない。 （令和元年 11 月 7 日審査会） 【防衛省】 ■ 防衛省は、同省が保有する作成から 30 年を超える特定秘密文書 63 件のうち、平成 30 年の審査会の指摘を踏まえ、省内で再検討を行い、62 件の特定秘密文書については、歴史公文書等に該当するものと考えられることから、保存期間満了時の措置を移管に変更することとして手続き中である。 （令和元年 11 月 12 日審査会）

3 定期点検

審査会意見の背景及び経緯

- ・ 平成 27 年 5 月 20 日、衆議院法務委員会において、特定秘密の指定の解除に関し、警察庁及び外務省に対し質疑が行われた。
- ・ その際、指定の理由の点検を実施した年月日について、両政府参考人（警察庁及び外務省）ともに、答弁の時点で確認をとることができなかった。
- ・ さらに、各行政機関から点検の実施を内閣情報調査室等に報告させ、これを一元化する仕組みが設けられていなかったなど、実施状況をはじめとする点検の実態が、各行政機関及び政府全体として適切に把握されていないことが明らかとなった。

【平成 28 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 内閣情報調査室は、行政機関の定期点検や検査等において各行政機関が是正した事項について把握し、当審査会に報告するとともに、公表すること。	【内閣情報調査室】 ■ 内閣情報調査室は、特定秘密を指定あるいは特定秘密文書を保有している 18 行政機関において、特定秘密保護規程に基づき保護措置を講じており、そのうち 5 行政機関において、特定秘密文書等の事務的な記載の不備に係る是正が行われた旨説明した。また、各行政機関における特定秘密の保護状況及び指定の理由の点検について、是正された事項については、その概要を国会報告に記載するなど公表を検討するとの認識を示した。 （平成 29 年 11 月 14 日審査会）
✓ 内閣情報調査室は、各行政機関がそれぞれの内規に基づいて行う定期点検の点検日、点検項目、点検内容について取りまとめ、その実施状況について国会報告に掲載すること。	【内閣情報調査室】 ■ 内閣情報調査室は、各行政機関がそれぞれの内規に基づいて行う定期点検の各行政機関における実施状況についても、国会報告に掲載することを検討する旨の認識を示した。 （平成 29 年 6 月 5 日・11 月 14 日審査会） ■ 平成 30 年国会報告より、各行政機関の点検状況を一覧表にして掲載している。
✓ 内閣情報調査室は、各行政機関が特定秘密を指定解除した時は、各行政機関の指定解除についての情報を収集し、随時、当審査会に報告し、公表すること。	【内閣情報調査室】 ■ 内閣情報調査室は、指定解除についての情報は今後とも適切に審査会に報告し、公表する旨の認識を示した。 （平成 29 年 6 月 5 日・11 月 14 日審査会）

【平成 29 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 内閣情報調査室は、各行政機関が特定秘密を指定解除（一部解除を含む。）をした時は、各行政機関の指定解除についての情報を収集し、速やかに当審査会に報告し、公表すること。	【内閣情報調査室】 ■ 各行政機関が特定秘密について、一部解除を含む指定の解除を行った際は、各行政機関が個別に随時報告しているものと承知している。内閣情報調査室としても、今後とも当該情報を収集し、公表したいと考えている。 （平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日審査会）

4 特定秘密文書の廃棄

審査会意見の背景及び経緯

- ・ 特定秘密を含む文書等の廃棄については、特定秘密の指定期間中に当該特定秘密を含む文書等が保存期間満了により廃棄された場合、外部チェックがないと不適切な廃棄が行われる可能性がある。
- ・ また、その廃棄に当たっては、特定秘密文書の保存期間が1年以上のものと1年未満のものとの間で取扱いを異にするものとなることから、とりわけ保存期間1年未満のもの取扱いについて、管理が適正に行われているかを判断するには一定の期間にわたる継続的な調査が不可欠である。

【平成 27 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 特定秘密を指定する行政機関において、特定秘密を含む文書等の保存期間は、当該特定秘密の指定期間に合わせることも考慮した上で、それ以前の保存期間を設定する場合や特定秘密の指定期間満了前に当該特定秘密を含む文書等を廃棄する場合には、内閣府独立公文書管理監に合理的な説明を行うこととし、独立公文書管理監は、上記の運営状況について、定期的に当審査会に対し報告することとする制度を構築するよう検討すること。	【独立公文書管理監】 ■ 独立公文書管理監は、本来移管すべき歴史公文書等に該当する、1年以上の保存期間が設定されたファイル等は一度廃棄されると決して元に戻すことができないことから、当該ファイル等の保存期間満了時の措置に関する検証・監察は重要な任務であると認識しており、慎重にも慎重を期して検証・監察に臨むとの認識を示した。 他方、当審査会が求めた定期的な報告制度の構築について、独立公文書管理監は、現時点の考え方として、求めに応じた審査会での丁寧な報告、1つの検証・監察事項に区切りがついた段階や社会的関心と呼ぶ措置を講じた段階での随時報告などにより対応したいとの認識を示した。 【海上保安庁】 ■ 特定秘密の指定期間以前に公文書管理法上の行政文書の保存期間を設定していた海上保安庁に対し、行政文書の保存期間が延長される可能性について質問があった。これに対し、海上保安庁は、公文書管理法上の保存期間満了時に職務の遂行上の必要性について検討した上で延長を決定していること、今後は特定秘密の指定期間と公文書管理法上の文書の保存期間をできる限り合致させるよう検討を行っていきたい旨答弁した。 (平成 28 年 10 月 17 日審査会)

意見	各行政機関における対応
✓ また、1年間に廃棄した文書等及び今後1年以内に廃棄予定の文書等（特定秘密の指定期間が切れる場合を含む。）について、その件数と、文書等の名称（名称から文書等の内容が推察しにくい場合はその内容）を当審査会に報告すること。	【内閣情報調査室】 ■ 特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室は、公文書管理法上、行政文書ファイル単位で行政文書を管理することになっているため、廃棄に関するものについても、行政ファイル単位で報告したいとの認識を示した。

【平成29年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
特定秘密文書における歴史公文書等の該当性の判断基準関係	
✓ 特定秘密のうち重要な情報を記録した文書については歴史公文書等となるよう、特定秘密文書を保有する行政機関（保有行政機関）の文書管理規則等の内規を改めることを検討すること。	【内閣情報調査室】 ■ 公文書管理法は、歴史資料として重要な行政文書を「歴史公文書等」と定義しており、歴史資料として重要な情報である特定秘密を記録した行政文書は歴史公文書等となる。各行政機関はガイドラインを踏まえて行政文書管理規則等を制定しており、既に内規上、歴史資料として重要な行政文書は歴史公文書等とされている。平成30年4月の第6回内閣保全監視委員会において、上川国務大臣（当時）から各省庁の事務次官級の各委員に対し、以下の点について指示があった。 ① 特定秘密が記録された行政文書を含む公文書は健全な民主主義の根幹を支える「国民共有の知的資源」であり、公文書管理法の下、適切に管理されなければならないこと ② 本年4月からの改正ガイドラインによる厳格なルールを全職員に徹底し、確実に運用すること ③ 特定秘密が記録された行政文書も、公文書管理法により、歴史公文書等に該当するものについては、特定秘密の指定が解除され又は指定の有効期間が満了し、保存期間が満了した場合には国立公文書館等に移管することとなることを前提にした適切な管理を行うこと （平成30年7月10日・10月31日 審査会）

意見	各行政機関における対応
✓ 特定秘密文書における歴史公文書等の該当性の判断につき、独立公文書管理監が、当該特定秘密の政策への反映の有無等とあわせ、特定秘密としての重要性を当該保有行政機関に慎重に確認することを検討すること。	【独立公文書管理監】 ■ 従前より、特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置の検証・監察においては、慎重の上にも慎重を期して確認していた。引き続き、歴史公文書等の該当性判断に当たっては「重要な情報」が記録されているかなどを当該行政機関に慎重に確認するなどして、歴史公文書等に該当しない旨の行政機関側の説明が、各行政機関の行政文書管理規則等において定められているルールに基づき妥当であるかどうかについて、慎重の上にも慎重を期して、検証・監察してまいりたい。 (平成 30 年 7 月 10 日審査会)
✓ 独立公文書管理監が特定行政文書ファイル等の廃棄の検証・監察を行う際は、歴史の専門家であるアーキビストなどから意見を聞くプロセスを設ける措置を運用基準等に明確化することを検討すること。	【内閣情報調査室】 ■ 特定行政文書ファイル等の廃棄に際しては、独立公文書管理監の検証・監察を経た後、内閣総理大臣への廃棄協議が行われ、その際内閣府大臣官房公文書管理課において確認作業を行っている。現状においても、公文書管理課は確認作業を行う際に、国立公文書館法第 11 条第 1 項第 4 号に基づき、いわゆるアーキビストなどから意見を聞くこともできるものと承知している。このような規定も踏まえつつ、さらなるアーキビストの活用の方策が必要かどうか、検討していく。 (平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日審査会)
✓ 独立公文書管理監が、特定秘密文書の行政文書の保存期間が 1 年以上とするか否かの保有行政機関の判断の妥当性を検証できるよう、運用基準等に明確化することを検討すること。	【内閣情報調査室】 ■ 平成 30 年 7 月 27 日付で、内閣官房内閣情報調査室次長発事務連絡「内閣府独立公文書管理監による『特定秘密である情報を記録する保存期間 1 年未満の行政文書の中に行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないか』の検証・監察について（通知）」を発出した。これにより、保存期間を 1 年以上と設定すべき特定秘密文書の廃棄を防止する効果が見込まれる。 独立公文書管理監が当該検証・監察を行うに当たり、保存期間 1 年未満の特定秘密文書全てを調査するために一定期間厳重に管理するということは、情報保全上、執務室のキャビネット等の物理的な制約、システム等の観点から困難を伴うこと、独立公文書管理監による実効的な検証・監察を確保する必要があることから、独立公文書管理

意見	各行政機関における対応
	監は、抽出して検証・監察をすることが想定される。 本事務連絡を踏まえ、現在、独立公文書管理監においては、特定行政文書ファイル等にすべきものの存否の検証・監察を行うべく準備を進めているところであると承知している。 (平成 30 年 10 月 31 日審査会)
行政文書の保存期間が 1 年以上の特定秘密文書の廃棄関係	
✓ 政府として公文書管理に係る法令等を見直し、特定秘密文書を重要な行政文書として位置付けた上で、原則として行政文書の保存期間として 1 年以上を設定することなどの規定を整備することを検討すること。	【内閣情報調査室】 ■ ガイドラインの改正（平成 29 年 12 月 26 日）を受けて、各行政機関は行政文書管理規則を改正し、平成 30 年 4 月から施行している。同改正では、 ①意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として 1 年以上の保存期間を設定すること ②保存期間を 1 年未満と設定することができる行政文書の類型を例示し、各行政機関の裁量の余地が大きいと指摘されてきた保存期間 1 年未満の行政文書についてその判断基準を明確化することとして、特定秘密文書を含め重要な行政文書について、1 年未満の保存期間が設定されることのないようにしようとしているところである。 (平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日審査会) ※参考：保存期間を 1 年未満と設定することができる行政文書の類型 ①別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し ②定型的・日常的な業務連絡、日程表等 ③出版物や公表物を編集した文書 ④〇〇省の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答 ⑤明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書 ⑥意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書 ⑦保存期間表において、保存期間を 1 年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書 (「行政文書の管理に関するガイドライン」第 4－3 (6) 抜粋)

意見	各行政機関における対応
	【国家公安委員会】 ■ 国家公安委員会においては、国家公安委員会行政文書管理規則第3条により、保有する文書が限定列举されており、いずれの文書も同規則別表第1により保存期間を1年以上に設定している。 (平成30年国家公安委員会提出資料より)
✓ 保存期間1年以上の特定秘密文書に係る特定行政文書ファイル等の廃棄をする場合において、独立公文書管理監が廃棄とする措置を妥当と認めた際は、当審査会に対しても速やかに連絡するとともに、当該文書を保有する各行政機関においても当審査会に対し最大限の説明を行うこと。	【独立公文書管理監】 ■ 当審査会への説明については、これまでも求めに応じて活動状況等について折々に説明しているが、今後とも、一つの検証・監察事項に区切りがついた段階や社会的関心と呼ぶ措置を講じた段階で随時説明するなど、誠実に対応してまいりたい。 例えば平成29年度については、当審査会の関心が非常に高いことを踏まえ、対象となった全ての行政機関に対して、保存期間満了時の措置に関する検証・監察結果を通知した段階で、当審査会の委員に個別に説明する機会を設けさせていただいたところである。また求めがあれば審査会の場でできる限り詳細に説明してまいりたい。 (平成30年7月10日審査会)
✓ 独立公文書管理監において廃棄について検証・監察が行われている、または、廃棄協議中の特定行政文書ファイル等に含まれる特定秘密文書につき、当該文書が廃棄されると行政文書不存在の特定秘密となる場合は、廃棄をせず保存期間を延長して当該特定秘密の指定期間に合わせるか、廃棄する場合は当該特定秘密の指定解除を検討すること。	【内閣情報調査室】 ■ 当該意見で指摘されている特定秘密は、法施行日以前に他の行政機関から提供を受けていた特別管理秘密を、法施行時に提供先の行政機関において特定秘密に指定したものである。(この場合、)情報提供元の行政機関においては提供した文書の正本・原本を保有し続け適切に情報を管理しており、提供先の行政機関が文書を保有しなくても問題は生じないものと考えている。他方、当該情報は指定の要件を満たしており、引き続き特定秘密として保護する必要があることから、提供先においても、指定を維持することが適当であると考えている。 (平成30年7月10日・10月31日審査会) 【経済産業省】 ■ 現在、経済産業省が廃棄協議を行っている文書はいずれも内閣官房が作成した文書の副本である。原本は引き続き内閣官房で保存されており、

意見	各行政機関における対応
	保存期間満了後は国立公文書館に移管されると承知している。したがって、(廃棄を行っても、) 行政文書不存の特定秘密とはならないことから、経済産業省が廃棄することに問題はないと考えている。 (平成 30 年 11 月 6 日 審査会)
✓ 防衛省の保有する特定秘密文書の廃棄に関し、旧防衛秘密から特定秘密に移行された時期の文書の状況を整理し、当審査会が納得できる説明をすること。	【防衛省】 ■ 旧防衛秘密から特定秘密に移行した時期の文書の状況について、法施行（平成 26 年 12 月 10 日）時点での特定秘密文書の保有件数は、保存期間 1 年以上の文書は 84,547 件、保存期間 1 年未満の文書は 13,746 件であった。 (平成 30 年 11 月 27 日 審査会)
行政文書の保存期間が 1 年未満の特定秘密文書の廃棄関係	
✓ 特定秘密文書の保存期間を 1 年未満とするのは正本・原本（他省庁が保有する文書も含む）の写しに限定し、その旨を各行政機関の文書管理規則等の内規に定めるよう政府として方針の作成を検討すること。 ✓ 保存期間が 1 年未満の特定秘密文書について、正本・原本の写し以外のもの（「正本・原本の素材」及び「暗号関係」）については、そのうち保存期間を 1 年以上とすることが極めて困難なものについては、(ア) の例外として各行政機関の内規に明記するよう検討すること。	【内閣情報調査室】 ■ ガイドラインの改正（平成 29 年 12 月 26 日）を受けて、各行政機関は行政文書管理規則を改正し、平成 30 年 4 月から施行している。 同改正では、 ①意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として 1 年以上の保存期間を設定すること ②保存期間を 1 年未満と設定することができる行政文書の類型を例示し、各行政機関の裁量の余地が大きいと指摘されてきた保存期間 1 年未満の行政文書についてその判断基準を明確化すること として、特定秘密文書を含め重要な行政文書について、1 年未満の保存期間が設定されることのないようにしようとしているところである。 (平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日 審査会)
✓ 保存期間が 1 年未満の特定秘密文書が大量に廃棄されている実態に鑑み、保存期間が 1 年未満の特定秘密文書の廃棄についても、独立公文書管理監が検証・監察を行うよう、早急な運用の見直しを行うこと。	【内閣情報調査室】 ■ 平成 30 年 7 月 27 日付で、内閣官房内閣情報調査室次長発事務連絡「内閣府独立公文書管理監による『特定秘密である情報を記録する保存期間 1 年未満の行政文書の中に行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないか』の検証・監察について（通知）」を発出した。これにより、保存

意見	各行政機関における対応
	期間を1年以上と設定すべき特定秘密文書の廃棄を防止する効果が見込まれる。 独立公文書管理監が当該検証・監察を行うに当たり、保存期間1年未満の特定秘密文書を全て調査するために一定期間厳重に管理するということは、情報保全上、執務室のキャビネット等の物理的な制約、システム等の観点から困難を伴うこと、独立公文書管理監による実効的な検証・監察を確保する必要があることから、独立公文書管理監は、抽出して検証・監察をすることが想定される。 本事務連絡を踏まえ、現在、独立公文書管理監において、特定行政文書ファイル等にすべきものの存否の検証・監察を行うべく準備を進めているところであると承知している。 (平成30年10月31日 審査会)
特定秘密文書件数関係	
✓ 特定秘密文書の廃棄件数について、行政文書の保存期間が1年以上と1年未満を分けた上で、国会報告で明らかにすること。	【内閣情報調査室】 ■ 平成28年中の保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄状況については、国会報告（平成30年5月閣議決定）24頁に記載している。なお、平成28年中の保存期間1年以上の特定行政文書ファイル等の廃棄がなかったことについては、国会報告（平成29年5月閣議決定）に記載している。 (平成30年7月10日・10月31日 審査会) 【警察庁】 ■ 複製を含めた件数を計上した結果、警察における平成29年12月31日時点の複製物を含む特定秘密文書の件数は約29,000件である。 (平成30年11月6日 審査会)
✓ 各年末時点での特定秘密文書の保有件数につき、特定秘密文書の全体像を明らかにするため、複製を含めた件数についても計上できるよう、その方法をよく検討し、当審査会に報告するよう努力すること。	【内閣情報調査室】 ■ 複製物を含めた文書の数、特定秘密文書を閲覧した延べ人数や特定秘密文書の政府内での活用状況を反映しておらず、また、万一漏えいがあった場合の対応に役立つものでもない。複製物を含めた文書件数の集計について正確、簡易な方法がないか改めて検討したが、集計には長期間を要し、困難である。 (平成30年7月10日 審査会)

意見	各行政機関における対応
	■ 内閣情報調査室から各行政機関に対し照会した結果、平成 29 年末時点における複製物を含む特定秘密文書の政府全体の件数は約 61 万件であることがわかった。 (平成 30 年 10 月 31 日審査会)

【平成 30 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 保存期間 1 年未満の特定秘密文書の廃棄状況につき、引き続き当審査会に報告すること。また、国会報告への継続的な記載を検討すること。	【内閣情報調査室】 ■ 平成 29 年中の保存期間 1 年未満の特定秘密文書の廃棄状況を国会報告（令和元年 6 月閣議決定）の 23、24 頁に記載済である。 (令和元年 10 月 24 日審査会) 【警察庁】 ■ 国会報告（令和元年 6 月閣議決定）においては、保存期間 1 年未満の特定秘密文書について、平成 29 年中における政府全体の廃棄件数を掲載している。 警察庁が平成 29 年中及び平成 30 年中に廃棄した特定秘密文書は全て、「別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し」である。 (令和元年 11 月 5 日審査会) 【外務省】 ■ 平成 30 年中に廃棄した保存期間 1 年未満の特定秘密文書は全て、「別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し」である。今後も引き続き、審査会に報告する。 (令和元年 11 月 7 日審査会)

【令和元年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 保存期間 1 年未満の特定秘密文書の廃棄状況を、国会報告における特定行政文書ファイル等の廃棄状況の項目に記載することを検討すること。	【内閣情報調査室】 ■ 保存期間 1 年未満の特定秘密文書の廃棄関係について、ご指摘を受け、来年の国会報告では、廃棄の状況を「行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況」の項目に記載することを検討中である。 (令和 2 年 11 月 17 日審査会)

5 運用基準の見直し

審査会意見の背景及び経緯

- ・ 特定秘密保護法の施行に当たり、閣議決定された運用基準においては、「特定秘密保護法の施行後 5 年を経過した場合においては、その運用状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。また、見直しの結果については、これを公表する」とされている。
- ・ 国会の情報監視審査会は、特定秘密保護制度の運用に際し、我が国の安全保障に関する情報の秘匿の必要性に留意しつつ、国会の行政監視機能、ひいては国民の知る権利に資するとの観点から設置されたものである。運用基準は特定秘密保護制度の実際の運用における重要な指針であり、その見直しについては、当審査会としても重大な関心を持たざるを得ない。政府は、この点についても国会、とりわけ両院の情報監視審査会に対して十分な説明責任を果たす必要がある。

【平成 29 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 特定秘密の指定要件である非公知性に関し、運用基準における「なお、実際の判断に当たっては、…個別具体的にを行う」ことについて、個別具体的な判断に当たっての例示などより具体的な判断基準の作成を検討すること。	【内閣情報調査室】 ■ 特定秘密として指定した情報と同一性を有する情報が、報道機関、外国の政府その他の者により公表されていると我が国の政府が認定する場合には、我が国の政府により公表されていない場合であっても「公になっていないもの」とはならない。しかし、公表されている情報が特定秘密と同一性を有するかどうかの判断は、個別具体的な状況を踏まえつつ、行政機関の長が行うもので、判断基準を作成することは困難であると考えているが、必要に応じて、個別具体の情報ごとに非公知性の有無について説明してまいりたいと考えている。 (平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日審査会)

【平成 30 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 本年 12 月に特定秘密保護法施行後 5 年となり、運用基準を見直す時期を迎えることから、これまで当審査会が指摘してきた以下の事項につき、運用基準に盛り込むことを検討し、その結果を当審査会に報告すること。 ① 特定秘密の名称に係る統一方針 ② 行政文書が不存在の特定秘密関係 ・ いわゆる「あらかじめ指定」を行う場合の厳格な要件	【内閣情報調査室】 ■ 運用基準の見直しの検討については、法の施行後 5 年を経過した後、すなわち令和元年 12 月 10 日以降に検討を加えることとされている。検討に当たっては有識者の意見を聴取する一方、平成 30 年審査会意見の検討結果を衆議院情報監視審査会へ報告する。その後、運用基準を見直す場合には、令和 2 年度中に情報保全諮問会議の開催を経て閣議決定を行いたいと考えている。いずれにせよ、今後

意見	各行政機関における対応
・ 指定管理簿への記載等記録に残すための措置 ③作成から 30 年を超える特定秘密文書の管理における厳格な手続き ④独立公文書管理監の活動状況の審査会への報告 ⑤独立公文書管理監による検証・監察関係 ・ 各行政機関による特定秘密文書の保存期間の判断の妥当性を検証する業務 ・ 保存期間 1 年未満の特定秘密文書の廃棄に対する検証・監察業務 ・ 保存期間満了時の措置の検証・監察の際に歴史についても識見の高い専門家からも意見聴取するプロセス	の国会において適切な説明に努めてまいりたい。 (令和元年 10 月 24 日審査会) 【警察庁】 ■ 運用基準の見直しについては、法施行後 5 年を経過した後に、内閣情報調査室を中心に検討が進められていくものと承知している。当庁においても、審査会からの指摘の点については必要な対応を行っている。 「あらかじめ指定」については、内閣情報調査室から示された考え方にに基づき、慎重な検討の上、将来出現することが確実なものに限り行っている。 なお、警察庁においては、平成 27 年中に指定した人的情報源に関する特定秘密 1 件について、当該指定に該当する情報は現存せず、今後も出現する可能性はないことが確定し、指定の要件を欠くに至ったことから、平成 28 年に当該指定を解除している。 作成から 30 年を超える特定秘密文書については、歴史公文書該当性等を十分に検討の上、保存期間満了時の措置として適切な措置を設定しているところである。 (令和元年 11 月 5 日審査会)
✓ 運用基準の見直しに当たり、上記以外の改正等を行おうとする場合には、当審査会に報告すること。また、運用基準の見直しのスケジュールが決まり次第、速やかに当審査会に報告すること。なお、上記②に関連し、複数の行政機関が同一の特定秘密を指定しているものについては、文書を保有しないことの正当性について、適切な説明をすること。	上記参照

【令和元年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 運用基準の見直しにつき、当審査会からの意見に加え、パブリック・コメント等により国民の意見も考慮した上で内容を見直し、その結果を当審査会に報告すること。	【内閣情報調査室】 ■ 政府において、両院情報監視審査会、情報保全諮問会議の有識者委員、特定秘密を取り扱っている関係省庁などの意見を踏まえ、検討を重ねてきた。その上で、審査会のご指摘を踏まえ、令和2年4月7日～20日までの間、パブリック・コメントにて意見募集を実施した。 ■ (今回の運用基準の見直しにおいて) 衆議院情報監視審査会からの意見等を踏まえて、特定秘密指定管理簿の特定秘密の概要を具体的に記述するよう努めることを盛り込んだ。 (令和2年11月17日 審査会)

Ⅸ 会長及び委員一覧

(1) 会長一覧

会 長 名	就 任 日	退 任 日
額 賀 福志郎 君（自民）	平成 27 年 3 月 30 日	平成 29 年 9 月 28 日
額 賀 福志郎 君（自民）	平成 29 年 11 月 2 日	平成 30 年 10 月 24 日
浜 田 靖 一 君（自民）	平成 30 年 10 月 24 日	令和 2 年 10 月 26 日
松 野 博 一 君（自民）	令和 2 年 10 月 26 日	—————

(2) 委員一覧（会長は、名前の左に○印）

期 間	委 員 名
平成 27 年 2 月 26 日～	○額賀福志郎君（自民） 岩屋 毅君（自民） 平沢 勝栄君（自民） 松本 純君（自民） 大塚 高司君（自民） 松本 剛明君（民主） 井出 庸生君（維新） 漆原 良夫君（公明） ※11 月 10 日松本剛明君（民主）委員辞任 ※12 月 18 日井出庸生君会派異動（維新→民維ク）
平成 28 年 1 月 4 日～	○額賀福志郎君（自民） 岩屋 毅君（自民） 平沢 勝栄君（自民） 松本 純君（自民） 大塚 高司君（自民） 後藤 祐一君（民維ク） 井出 庸生君（民維ク） 漆原 良夫君（公明） ※1 月 4 日後藤祐一君（民維ク）委員選任 ※3 月 28 日後藤祐一君及び井出庸生君所属会派名称 変更（民維ク→民進） ※8 月 3 日松本純君（自民）委員辞任
平成 28 年 9 月 26 日～	○額賀福志郎君（自民） 岩屋 毅君（自民） 平沢 勝栄君（自民） 今津 寛君（自民） 大塚 高司君（自民） 井出 庸生君（民進） 後藤 祐一君（民進） 漆原 良夫君（公明） ※9 月 26 日今津寛君（自民）委員選任 ※平成 29 年 9 月 20 日後藤祐一君（民進）委員辞任 ※同年 9 月 28 日衆議院解散
平成 29 年 11 月 2 日～	○額賀福志郎君（自民） 岩屋 毅君（自民） 今村 雅弘君（自民） 後藤田正純君（自民） 大塚 高司君（自民） 山内 康一君（立憲） 井出 庸生君（希望） 太田 昭宏君（公明） ※平成 30 年 5 月 7 日井出庸生君会派異動（希望→無 所属）

期 間	委 員 名
平成 30 年 5 月 8 日～	○額賀福志郎君（自民） 岩屋 毅君（自民） 今村 雅弘君（自民） 後藤田正純君（自民） 大塚 高司君（自民） 山内 康一君（立憲） 渡辺 周君（国民） 太田 昭宏君（公明） ※5月8日井出庸生君（無所属）委員辞任、渡辺周君（国民）委員選任 ※9月27日渡辺周君（国民）委員辞任 ※10月2日岩屋毅君（自民）委員辞任 ※同月4日大塚高司君（自民）委員辞任 ※同月24日額賀福志郎君（自民）及び今村雅弘君（自民）委員辞任
平成 30 年 10 月 24 日～	○浜田 靖一君（自民） 後藤田正純君（自民） 金田 勝年君（自民） 江崎 鐵磨君（自民） 赤澤 亮正君（自民） 山内 康一君（立憲） 大島 敦君（国民） 太田 昭宏君（公明） ※令和元年9月30日山内康一君所属会派名称変更（立憲→立国社）、大島敦君会派異動（国民→立国社）
令和元年 10 月 4 日～	○浜田 靖一君（自民） 後藤田正純君（自民） 金田 勝年君（自民） 小野寺五典君（自民） 大塚 高司君（自民） 山内 康一君（立国社） 篠原 孝君（立国社） 太田 昭宏君（公明）
令和 2 年 10 月 26 日～	○松野 博一君（自民） 山口 俊一君（自民） 高市 早苗君（自民） 柴山 昌彦君（自民） 大塚 高司君（自民） 大島 敦君（立国社） 津村 啓介君（立国社） 太田 昭宏君（公明） ※10月27日大島敦君及び津村啓介君所属会派名称変更（立国社→立民） ※令和3年2月1日大塚高司君会派異動（自民→無所属）
令和 3 年 2 月 9 日～	○松野 博一君（自民） 山口 俊一君（自民） 高市 早苗君（自民） 柴山 昌彦君（自民） 盛山 正仁君（自民） 大島 敦君（立民） 津村 啓介君（立民） 太田 昭宏君（公明） ※令和3年2月9日大塚高司君（無所属）委員辞任、盛山正仁君（自民）委員選任

X 参考人一覧

審査会日時	職 業	氏 名
平成28年5月12日 〔平成27年年次報告書 に対する意見聴取〕	有人宇宙システム株式会社技術顧問、 元内閣衛星情報センター所長	國見 昌宏君
	一橋大学国際・公共政策大学院非常勤講師、 前駐マレーシア大使	中村 滋君
	特定非営利活動法人情報公開クリアリング ハウス理事長	三木由希子君
平成29年5月15日 〔平成28年年次報告書 に対する意見聴取〕	三井住友銀行顧問、元内閣情報官	三谷 秀史君
	ジャーナリスト	春名 幹男君
	特定非営利活動法人情報公開クリアリング ハウス理事長	三木由希子君
平成30年5月21日 〔平成29年年次報告書 に対する意見聴取〕	前内閣情報官	植松 信一君
	日本大学危機管理学部教授	小谷 賢君
	専修大学教授	山田 健太君
令和元年5月20日 〔平成30年年次報告書 に対する意見聴取〕	元警視總監 元内閣危機管理監	米村 敏朗君
	公立大学法人兵庫県立大学理事長 ひょうご震災記念21世紀研究機構理事長	五百旗頭真君
	原後綜合法律事務所代表弁護士	三宅 弘君

XI 活動経過一覧表

年 月 日	事 項
平成 25 (2013)	
10. 15	第 185 回国会（臨時会）召集（会期 55 日間 12. 8 まで）
10. 25	特定秘密の保護に関する法律案（内閣）提出
11. 26	本会議にて、同法案議決（修正）
12. 6	参議院本会議にて、同法案可決、成立
12. 13	特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）公布
平成 26 (2014)	
1. 24	第 186 回国会（常会）召集（会期 150 日間 6. 22 まで）
5. 30	国会法等の一部を改正する法律案（自民・公明）提出
6. 5	衆議院規則の一部を改正する規則案及び衆議院情報監視審査会規程案（いずれも自民・公明）提出
6. 13	本会議にて、国会法等の一部を改正する法律案可決、衆議院規則の一部を改正する規則案及び衆議院情報監視審査会規程案議決（いずれも修正）
6. 20	参議院本会議にて、国会法等の一部を改正する法律案可決、成立
9. 29	第 187 回国会（臨時会）召集（会期 54 日間 11. 21 解散）
10. 14	政府が特定秘密の保護に関する法律施行令等を閣議決定
12. 10	特定秘密の保護に関する法律施行 ※法第 11 条（取扱者の制限）は平成 27 年 12 月 1 日から施行 特定秘密の保護に関する法律施行令施行 国会法等の一部を改正する法律施行 衆議院規則の一部を改正する規則施行 衆議院情報監視審査会規程施行
12. 24	第 188 回国会（特別会）召集（会期 3 日間 12. 26 まで）
平成 27 (2015)	
1. 26	第 189 回国会（常会）召集（会期 245 日間 9. 27 まで）
2. 26	本会議にて、情報監視審査会委員選任
3. 30	情報監視審査会委員の宣誓 ○情報監視審査会【第 1 回】 ・会長互選 額賀福志郎会長選出
5. 18	政府が情報保全諮問会議にて「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（案）を説明
6. 18	○情報監視審査会【第 2 回】 ・運営協議会設置について協議決定 ・内規各件の制定に関する件について協議決定

6. 22	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
7. 2	○情報監視審査会【第3回】 ・上川国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）
8. 19	○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監、国家安全保障会議）
8. 24	○情報監視審査会【第5回】 ・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、法務省、公安調査庁、外務省）
8. 27	○情報監視審査会【第6回】 ・説明聴取及び対政府質疑（総務省、経済産業省、海上保安庁、防衛省）
9. 25	○情報監視審査会【第7回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監、国家安全保障会議、警察庁、公安調査庁、外務省）
11. 10	議長において、委員松本剛明君の辞任許可
11. 19	○情報監視審査会【第8回】 ・説明聴取及び対政府質疑（防衛省、内閣官房、海上保安庁、法務省）
平成 28 (2016)	
1. 4	第 190 回国会（常会）召集（会期 150 日間 6. 1 まで） 本会議にて、後藤祐一君（民維ク）委員選任。宣誓
1. 20	○情報監視審査会【第1回】 ・特定秘密提示要求決議 ・委員派遣承認申請決議 ・説明聴取及び対政府質疑（独立公文書管理監、法務省）
1. 25	○委員派遣（行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する実情調査）
3. 23	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（独立公文書管理監、内閣官房）
3. 30	○情報監視審査会【第3回】 ・平成 27 年年次報告書の決定 額賀会長から大島議長に平成 27 年年次報告書を提出
4. 1	本会議にて、額賀会長が平成 27 年年次報告書について報告

4. 20	○情報監視審査会【第4回】 ・対政府質疑（外務省）
4. 26	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
5. 12	○情報監視審査会【第5回】 ・参考人からの意見聴取
5. 18	○情報監視審査会【第6回】 ・岩城国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）
8. 1	第191回国会（臨時会）召集（会期3日間 8.3まで）
8. 3	議長において、委員松本純君の辞任許可
8. 31 ～9. 11	○海外派遣〔イギリス、ドイツ、アメリカ〕（欧米各国における情報機関に対する議会の監視等の実情調査）
9. 26	第192回国会（臨時会）召集（会期83日間 12.17まで） 本会議にて今津寛君（自民）委員選任。宣誓
10. 14	○情報監視審査会【第1回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監及び国家安全保障会議）
10. 17	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁）
10. 26	○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、総務省、法務省、公安調査庁及び経済産業省）
11. 9	○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（外務省）
11. 21	○情報監視審査会【第5回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、公安調査庁、外務省、防衛省及び防衛装備庁） ・特定秘密提示要求決議
11. 30	○情報監視審査会【第6回】 ・特定秘密の提示（警察庁及び経済産業省） ・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、経済産業省及び資源エネルギー庁）
平成 29 (2017)	
1. 20	第193回国会（常会）召集（会期150日間 6.18まで）
1. 30	○情報監視審査会【第1回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び国家安全保障会議）

3. 6	○情報監視審査会【第2回】 ・情報監視審査会の傍聴許可
3. 29	○情報監視審査会【第3回】 ・平成28年年次報告書の決定 額賀会長から大島議長に平成28年年次報告書を提出
4. 4	本会議にて、額賀会長が平成28年年次報告書について報告
4. 27	○情報監視審査会【第4回】 ・参考人からの意見聴取について協議決定
5. 15	○情報監視審査会【第5回】 ・参考人からの意見聴取
5. 19	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
5. 31	○情報監視審査会【第6回】 ・金田国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）
6. 5	○情報監視審査会【第7回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、公文書管理課及び独立公文書管理監）
9. 2 ～9. 9	○海外派遣（オーストラリア及び韓国における情報機関に対する議会の監視等の実情調査）
9. 28	第194回国会（臨時会）召集、衆議院解散
11. 1	第195回国会（特別会）召集（会期39日間 12. 9まで）
11. 2	本会議にて情報監視審査会委員の選任 情報監視審査会委員の宣誓 ○情報監視審査会【第1回】 ・会長互選 額賀福志郎会長選出
11. 14	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、公文書管理課及び独立公文書管理監）
11. 22	○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑（国家安全保障会議、内閣官房、独立公文書管理監及び外務省）
11. 30	○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（外務省、警察庁、総務省及び法務省）
12. 4	○情報監視審査会【第5回】 ・説明聴取及び対政府質疑（公安調査庁、内閣官房、経済産業省、海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁）

12. 8	○情報監視審査会【第6回】 ・特定秘密提示要求決議
平成 30 (2018)	
1. 22	第 196 回国会（常会）召集（会期 182 日間 7.22 まで）
1. 26	○情報監視審査会【第1回】 ・特定秘密の提示（外務省、経済産業省、防衛省及び防衛装備庁） ・説明聴取及び対政府質疑（外務省、経済産業省、防衛省及び防衛装備庁）
1. 31	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監、公文書管理課）
3. 6	○情報監視審査会【第3回】 ・情報監視審査会の傍聴許可
3. 28	○情報監視審査会【第4回】 ・平成 29 年年次報告書の決定 額賀会長から大島議長に平成 29 年年次報告書を提出
4. 3	本会議にて、額賀会長が平成 29 年年次報告書について報告
4. 18	○情報監視審査会【第5回】 ・参考人からの意見聴取について協議決定
5. 8	本会議にて、委員井出庸生君の辞任許可、渡辺周君（国民）委員選任
5. 9	委員渡辺周君（国民）の宣誓
5. 18	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
5. 21	○情報監視審査会【第6回】 ・参考人からの意見聴取
5. 31	○情報監視審査会【第7回】 ・特定秘密提示要求決議 ・委員派遣承認申請決議 ・内規の一部を改正する件について協議決定
6. 6	○情報監視審査会【第8回】 ・上川国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告） ○委員派遣（行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する実情調査）
7. 10	○情報監視審査会【第9回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び独立公文書管理監）

7. 28	○海外派遣（イスラエル、フィンランド及びデンマークにおける情
～8. 5	報機関に対する議会の監視等の実情調査）
9. 27	議長において、委員渡辺周君の辞任許可
10. 2	議長において、委員岩屋毅君の辞任許可
10. 4	議長において、委員大塚高司君の辞任許可
10. 24	第 197 回国会（臨時会）召集（会期 48 日間 12.10 まで） 本会議にて、委員額賀福志郎君及び今村雅弘君の辞任許可、 浜田靖一君（自民）、金田勝年君（自民）、江崎鐵磨君（自民）、 赤澤亮正君（自民）及び大島敦君（国民）を委員に選任 ○情報監視審査会【第 1 回】 ・会長互選 浜田靖一会長選出 新任委員の宣誓
10. 31	○情報監視審査会【第 2 回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監及び国 家安全保障会議）
11. 6	○情報監視審査会【第 3 回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、警察庁、総務省、法務省、 公安調査庁及び経済産業省）
11. 8	○情報監視審査会【第 4 回】 ・説明聴取及び対政府質疑（外務省）
11. 27	○情報監視審査会【第 5 回】 ・説明聴取及び対政府質疑（海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁）
12. 6	○情報監視審査会【第 6 回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び独立公文書管理監）
平成 31 (2019)	
1. 28	第 198 回国会（常会）召集（会期 150 日間 6.26 まで）
3. 5	○情報監視審査会【第 1 回】 ・情報監視審査会の傍聴許可
3. 26	○情報監視審査会【第 2 回】 ・平成 30 年年次報告書の決定 浜田会長から大島議長に平成 30 年年次報告書を提出
4. 2	本会議にて、浜田会長が平成 30 年年次報告書について報告
令和元 (2019)	
5. 14	○情報監視審査会【第 3 回】 ・参考人からの意見聴取について協議決定
5. 20	○情報監視審査会【第 4 回】 ・参考人からの意見聴取

6. 7	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
6. 18	○情報監視審査会【第5回】 ・宮腰国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）
8. 1	第199回国会（臨時会）召集（会期 5日間 8. 5まで）
10. 4	第200回国会（臨時会）召集（会期 67日間 12. 9まで） 本会議にて、委員江崎鐵磨君、赤澤亮正君及び大島敦君の辞任許可、小野寺五典君（自民）、大塚高司君（自民）及び篠原孝君（立国社）を委員に選任 新任委員の宣誓
10. 24	○情報監視審査会【第1回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び独立公文書管理監）
10. 29	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び国家安全保障会議）
11. 5	○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、総務省、法務省、公安調査庁、経済産業省及び海上保安庁）
11. 7	○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（外務省）
11. 12	○情報監視審査会【第5回】 ・説明聴取及び対政府質疑（防衛省、防衛装備庁及び外務省）
11. 21	○情報監視審査会【第6回】 ・説明聴取及び対政府質疑（国家安全保障会議、警察庁、外務省、出入国在留管理庁、公安調査庁及び内閣官房）
12. 9	○情報監視審査会【第7回】 ・情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものとの決議
令和2（2020）	
1. 20	第201回国会（常会）召集（会期 150日間 6.17まで）
3. 4	○情報監視審査会【第1回】 ・情報監視審査会の傍聴許可
3. 17	○情報監視審査会【第2回】 ・令和元年年次報告書の決定 浜田会長から大島議長に令和元年年次報告書を提出
3. 19	本会議にて、浜田会長が令和元年年次報告書について報告
6. 16	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告

6. 17	○情報監視審査会【第3回】 ・衛藤国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）
9. 16	第202回国会（臨時会）召集（会期 3日間 9.18まで）
10. 26	第203回国会（臨時会）召集（会期 41日間 12. 5まで） 本会議にて、委員浜田靖一君、後藤田正純君、金田勝年君、小野寺五典君、山内康一君及び篠原孝君の辞任許可、 松野博一君（自民）、山口俊一君（自民）、高市早苗君（自民）、柴山昌彦君（自民）、大島敦君（立国社）及び津村啓介君（立国社）を委員に選任 ○情報監視審査会【第1回】 ・会長互選 松野博一会長選出 新任委員の宣誓
11. 17	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び独立公文書管理監）
11. 24	○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び国家安全保障会議）
12. 3	○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、警察庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、経済産業省及び海上保安庁）
令和3（2021）	
1. 18	第204回国会（常会）召集
2. 9	本会議にて、委員大塚高司君の辞任許可、 盛山正仁君（自民）を委員に選任 新任委員の宣誓
3. 16	○情報監視審査会【第1回】 ・説明聴取及び対政府質疑（外務省）
3. 18	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（防衛省、防衛装備庁及び外務省）